東北電原運第29号令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24 第1項の規定に基づき、令和2年5月29日付、東北電原運第14号をもって 変更認可申請しました、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 について、下記のとおり一部補正いたします。

記

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文,別添について 以下のとおり一部補正する。

- ・申請書の本文を添付1のとおり一部補正する。
- ・申請書の別添を添付2のとおり一部補正する。

変更認可申請書のうち 本文の補正前後比較表

補正前	補正後	理由
2. 変更理由 (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	2. 変更理由 (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	
(中略)	(中略)	
(変更する条文)	(変更する条文)	
	(中略)	
(新規)	第9条(原子炉主任技術者の職務等)	変更する条文の追加
	(中略)	
	第76条(運転上の制限に関する記録)	
	(省略)	
分) は二次欄の下始け、は工車値に今まわい		

変更認可申請書のうち

「別添 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表」の補正

女川原子力発電所原子炉	施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
女川原子力発電所	女川原子力発電所	
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	
令和 <u>2</u> 年 <u>5</u> 月	令和年月	
电影力操业人 基	事业家力批学 会址	
東北電力株式会社	東北電力株式会社	

女川原士刀笼龟所原士炉棚 人名英格兰人姓氏格兰人名	冠股保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第 1 章 総則	第1章 総則	
(省略)	(省略)	
(関係法令および保安規定の遵守)	(関係法令および保安規定の遵守)	
(関係伝アねよび床女規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守	第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守	
が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。	が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。	
2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q	2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q	原子力規制における検
MS 安全文化 <u>醸成および関係法令等遵守に係る実施</u> 要領」を定める。	MS 安全文化 <u>管理</u> 要領」を定める。	制度の見直しに伴う変動 (文書名称の見直し)
(省略)	(省略)	(人自石初心)允直()
(自略)	(自吶)	
(安全文化の醸成)	(削除)	
第2条の3 社長は,第2条に係る保安活動を実施するにあたり,保安の確保を最優先する価値観		原子力規制における検
が組織の中で形成され、維持され、強化される文化(安全文化)が醸成されるよう方針を定		制度の見直しに伴う変(第3条(品質マネジメ
<u>めるとともに、必要に応じ方針を改定する。</u> 2. 原子力本部長は、安全文化が醸成されるようにするため「原子力QMS 安全文化醸成および関		トシステム計画) に統合
2. 原十万年前長は、女主文化が醸成されるよりにするため「原十万QMS 女主文化醸成ねよび) 係法令等遵守に係る実施要領 を定める。		
3. 原子力本部長および原子力考査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。		
(1) 第1項の社長の方針に基づき,安全文化の醸成のための活動計画を,年度毎に策定する。		
(2) 安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。		
(3) (2) の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。 4. 第4条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活		
動を実施する。		

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

変更前 第2章 品質保証

(品質保証計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質<u>保証</u> 計画を定める。

1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、本編において「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

- 3. 定義
- (1) 本品質<u>保証</u>計画における用語の定義は、<u>JEAC4111 の定義</u>に従うものとする。
- (2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下、本編において「ニューシア」という。)

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第108条において同じ。)

変更後 **第2章 品質マネジメントシステム**

(品質マネジメントシステム計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質<u>マネ</u> ジメントシステム計画を定める。

1. 目的

本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。

(1) 原子炉施設

原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し<u></u>活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (原子力施設情報公開ライブラリー) のことをいう。

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第107条において同じ。)

記載の適正化

(本保安規定第107条 と共通の用語について明 確化)

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

4. 品質マネジメントシステム

- 4.1 一般事項
- (1) 第4条に定める<u>発電所の保安に関する</u>組織(以下,本編において「組織」という。)は、本品質<u>保証</u>計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文<u>書化し、</u>実施<u>し、</u>維持する。<u>ま</u>た、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

変更前

- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について表3-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に基づき、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することがある。
- a. プロセスおよび原子力施設の複雑性,独自性,または斬新性の程度
- b. プロセスおよび原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d. 作業または製造プロセス,要員,要領,および装置等に対する特別な管理や検査の必要性 の程度
- e. 運転開始後の原子力施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度

- (2) 組織は、次の事項を実施する。
- a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を表3-1に記載の「原子力QMS プロセス適用要領」に定める。
- b. <u>これらの</u>プロセスの順序および相互関係<u>は</u>図3-1<u>のとおり。</u>
- c. <u>これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必</u>要な判断基準および方法は、各プロセスの項および関連する要領などによる。
- d. <u>これらの</u>プロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報<u>を</u>利用できることを確実にする。
- e. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。

- 4. 品質マネジメントシステム
- 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
- (1) 第4条に定める組織(以下、本編において「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)。

変更後

- (2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が 人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a., b.および c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設 における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、 運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の 重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考に、品質マネジメン トシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重 要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。
- a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
- b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす おそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼ すおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより 生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
- c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していて も発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適 切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、本編において「関係法令」という。)を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。
- (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
- a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。
- b. プロセスの順序および相互の関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を図 3-1 に明確に示す。
- c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下,本編において「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。
 - なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの を除く。)を含む。
- d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下,本編において「監視測定」という。)に 必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)。
- e. プロセス<u>の運用状況</u>を監視<u>測定</u>し分析する。<u>ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u>

女川原子力発電所原子炉施	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
f. <u>これらのプロセスについて、計画どおりの</u> 結果を得 <u>るため、かつ、継続的改善を達成する</u> ために必要な処置をとる。 g. <u>これらの</u> プロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合 <u>をとれたものにする。</u> h. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。	 f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。 g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。	な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。	
	a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	
	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	
(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、 組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。これらのアウト ソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステム の中で定める。	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	

女川原子力発電所原子炉が	西設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
	変更後 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程	

	施設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画および「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。	次に掲げる事項を定める。 (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 a. 品質マネジメントシステムの適用範囲 b. 品質マネジメントシステム<u>について確立された社内規程またはそれらを参照できる</u>情報 c. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係<u>に関する記述は</u>図3-1のとおりとする (2) 本品質保証計画 	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 (図3-1参照)	
社長は、本品質保証計画を原子力部長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。 (3) 原子力品質保証規程 社長は、「原子力品質保証規程」を原子力品質保証室長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。作成にあたっては本品質保証計画との整合をとる。	-	
4.2.3 文書管理 (1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、表 3-1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき、保安規定上の位置づけを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。		記載の適正化(品管規則 との整合)
	a. 組織として承認されていない文書の使用,または適切ではない変更の防止 b. 文書の組織外への流出等の防止 c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果,当該審査の結果に基づき講じ た措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持	
(2) <u>次の活動に必要な管理を規定する</u> 表 3 - 1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領 <u>に基づき管理を行う。</u>	よう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを 含む。),品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1に記載の「原子力 QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。	
a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。) こと。	
 c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。 d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e. 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 	d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版	
f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文	または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	

f. 品質マネジメント文書を, 読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当 <u>該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを</u>識別し、管理すること。

g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

- f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文 書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- g. 廃止文書が<u>誤って</u>使用<u>されないようにする。また、これらを何らかの目的で</u>保持する<u>場合</u> には、適切な識別をする。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

4.2.4 記録の管理

(1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>効果的運用の証拠を示すために作成す</u>る記録の対象を明確にし、管理する。

変更前

- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能にする。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、<u>保管期間</u>および廃棄に関し<u>て必要な管理を規定する表3-1</u>に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき管理を行う。
- 5. 経営者の責任
- 5.1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステム<u>の構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u>

- (2) 品質方針を設定する。
- (3) 品質目標が設定されることを確実にする。
- (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 資源が使用できることを確実にする。
- (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を<u>組織内</u>に周知する。

5.2 原子力安全の重視

社長は、原子力安全を最優先に位置付け、組織が業務・原子力施設に対する要求事項を決定し、 満たしていることを確実にする(7.2.1および8.2.1参照)。

- 5.3 品質方針
- (1) 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。
- a. 組織の目的に対して適切である。
- f. 組織運営に関する方針と整合がとれている。
- b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な改善に対するコ</u>ミットメントを含む。
- c. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d. 組織全体に伝達し、理解させる。
- e. 適切性の持続のためにレビューする。
- (2) 組織が行う品質方針の管理は、表3-1に記載の「原子力QMS 品質方針管理要領」に基づき実施する。

4.2.4 記録の管理

(1) <u>組織は、品管規則に規定する個別業務等</u>要求事項への適合および品質マネジメントシステム の<u>実効性を実証する</u>記録を明確に<u>するとともに、当該記録を、</u>読みやすく容易に<u>内容を把握することができ、</u>かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを 管理する。

変更後

- (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、表 3-1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。
- 5. 経営責任者等の責任
- 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- (1) 品質方針を定めること。
- (2) 品質目標が定められているようにすること。
- (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。)。
- (4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- (5) 資源が利用できる体制を確保すること。
- (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること
- (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること
- (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、 原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針 (健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- (1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。
- (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持に社長が責任を持って関</u>与すること。
- (3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
- (4) 要員に周知され、理解されていること。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

制度の見直しに伴う変更

変更)

(品管規則の制定に伴う

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満た すために必要なものを含む品質目標(7.1 (3)a.参照)が設定されていることを確実にさせる。

変更前

- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。
- (3) 組織が行う品質目標の管理は、表 3-1 に記載の「原子力QMS 品質目標管理要領」に基づき実施する。
- 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- (1) <u>品質目標に加えて 4.1 に規定する一般事項を満たすために、</u>品質マネジメントシステム<u>の構</u> 築と維持についての計画を策定する。
- (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。

- 5.5 責任、権限およびコミュニケーション
- 5.5.1 責任および権限

社長は、会社規程である「組織規程」、「職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任および権限が第5条、第9条および第9条の2に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。

なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、その活動の内容について説明する責任を有する。

- 5.5.2 管理責任者
- (1) 社長は、原子力本部長および原子力考査室長を管理責任者として任命する。
- (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。
- a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

変更後

- a. 実施事項
- b. 必要な資源
- 責任者
- d. 実施事項の完了時期
- e. 結果の評価方法
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) <u>社長は、</u>品質マネジメントシステム<u>が 4.1 の規定に適合するよう、その実施にあたっての</u>計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
- a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価,ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c. 資源の利用可能性
- d. 責任および権限の割当て
- 5.5 責任,権限およびコミュニケーション
- 5.5.1 責任および権限

社長は、第5条、第9条および第9条の2に定め<u>る責任</u>(担当業務に応じて、組織の内外に対し 保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

- 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
- (1) 社長は、原子力本部長<u>を組織(原子力考査室を除く。)の</u>品質マネジメントシステムを管理する責任者、原子力考査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者(以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。)として任命する。
- (2) <u>社長は、品質マネジメントシステム</u>管理責任者<u>に、次に掲げる業務に係る</u>責任および権限を 与える。
- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う

変更)

- 変更前
 b. 品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施</u>状況および改善の必要性<u>の有無</u>について,社長に報告する。
- c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確 実にする。

5.5.3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える<u>こと</u>を確実にする。

- (1)プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- (2) 業務に従事する要員の業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。
- (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 および8.2.3 参照)。
- (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5.5.4 内部コミュニケーション

- (1) 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され<u>ることを確実にする。また、</u>品質マネジメントシステムの<u>有効性に関しての</u>情報<u>交換が行われることを確実に</u>する
- (2) 組織は、<u>内部</u>コミュニケーション<u>を行う</u>ため、表 3-1 に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」に基づき、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを 確実にするために、表3-1に記載の「原子力QMS マネジメントレビュー要領」に基づき、 原子力安全推進会議の場で年2回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

b. 品質マネジメントシステムの<u>運用</u>状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。

変更後

- c. <u>健全な安全文化を育成し、および維持することにより、</u>原子力<u>の</u>安全<u>の確保</u>についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下、本編において「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。

- a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、<u>その実効性が維持されているよう</u>にすること。
- b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。
- e. 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、(1) の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および 強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステ ムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならび に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

- (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、 品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
- (2) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運営に必要となる</u>コミュニケーション<u>が必要に応じて</u> <u>行われる場や仕組みを決め、実行する</u>ため、表 3 1 に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。

	施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
5.6.2 マネジメントレビュー <u>へのインプット</u>	5.6.2 マネジメントレビュー <u>に用いる情報</u>	
マネジメントレビュー <u>へのインプットには,次の</u> 情報を <u>含む。</u>	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	原子力規制における検査
(1) 監査の結果。	(1) <u>内部</u> 監査の結果	制度の見直しに伴う変更
(2) <u>原子力安全の達成に関する<mark>外部</mark>の受け止め方。</u>	(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)	(品管規則の制定に伴
	の結果(外部監査を受けた場合に限る。),地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、	変更)
(3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。) ならびに検査および試験の約	組織の外部の者の意見 吉 (3) プロセスの運用状況 (JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービス	
(a) プロピスの放木を占む美胞水の (自員日保の建成水のを占む。) なりいに便宜およい試練の 果。	(3) プロピスの <u>運用</u> が代 (J18 (9001 の「プロピスのバフォーマンスならびに製品およびリービス の適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	
<u>^</u>	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。) ならびに自	
	主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使	
	用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、	
	試験およびこれらに付随するものをいう。	
	(5) 品質目標の達成状況	
(4) 安全文化を醸成するための活動の実施状況。	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組	
	状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化す	
	べき分野に係る自己評価の結果を含む。)	
(5) 関係法令の遵守状況。	(7) 関係法令の遵守状況	
(<u>6</u>) <u>予防処置および</u> 是正処置の状況 <u>。</u>	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な	
(7) 並属するのっさいました。 の外用に対するフェローマープ	進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	
(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ。(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更。	(9) <u>従前の</u> マネジメントレビューの結果 <u>を受けて講じた措置</u> (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
(b) む善のための提案。	(11) 部門または要員からの改善のための提案	
(g) 以音のための距来。	(12) 資源の妥当性	
	(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課	
	題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	
i.6.3 マネジメントレビュー <u>からのアウトプット</u>	5.6.3 マネジメントレビュー <u>の結果を受けて行う措置</u>	
マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含		
	<u>5.</u>	
(1) 品質マネジメントシステムおよび <u>その</u> プロセスの <u>有効性の</u> 改善 <u>。</u>	a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得	
(2) 業務の計画および実施にかかわる改善。	て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
(3) 資源の必要性。		
(0) 貝((()) (()) (()) (()) (()) (()) (())	d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野およ	
	び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	
	e. 関係法令の遵守に関する改善	
	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
	(3) 組織は,(1)の決定をした事項について,必要な措置を講じる。	

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。

6.2 人的資源

6.2.1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育・訓練、技能および経験を 判断の根拠として力量がある者を充てる。

変更前

6.2.2 力量, 教育・訓練および認識

組織は、4.2.1 一般(2) 「原子力品質保証規程」ならびに表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- (2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には),その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- (3) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- (5) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。

6.3 原子力施設およびインフラストラクチャー

組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1業務の計画」で明確にし、 維持する。

6.4 作業環境

組織は、表3-1に記載の「原子力QMS業務の計画および実施要領」に基づき、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。

変更後

(1) 要員

- (2) 個別業務に必要な施設,設備およびサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)
- (3) 作業環境 (作業場所の放射線量,温度,照度,狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
- (4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保および教育訓練

- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。
- a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
- b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
- c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
- d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
- (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
- (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
- (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e, 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7. 業務の計画および実施

7.1 業務の計画

組織は,表 3-1 に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,次の事項を実施する。

変更前

- (1) 組織は、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他の</u>プロセス<u>の</u>要求事項と整合<u>をとる</u> (4.1 参照).
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
- a. 業務・原子力施設に対する品質目標および要求事項
- b. 業務・原子力施設に特有な、プロセス<u>および</u>文書<u>の確立の必要性、ならびに資源の提供の</u>必要性
- c. その業務・原子力施設のための検証,妥当性確認,監視,測定,検査および試験活動,ならびにこれらの合否判定基準
- d. 業務<u>・原子力施設に係る</u>プロセスおよび<u>その</u>結果が<u></u>要求事項<u>を満たしている</u>ことを実証 するために必要な記録(4.2.4 参照)
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。
- 7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス
- 7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化

組織は, $\underline{$ $\pm 3-1$ に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,次の事項を明確にする。

- (2) 明示されてはいないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項。
- (1) 業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項。
- (3) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて。
- 7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー
 - (1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
 - (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a. 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。
 - b. 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c. 組織が、定められた要求事項<u>を満たす</u>能力を<u>もっている。</u>
 - (3) <u>このレビューの</u>結果の記録<u></u>および<u>そのレビューを受けてとられた処置の</u>記録を維持する (4.2.4 参照)。
 - (4) 業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織は、その要求事項を 適用する前に確認する。
 - (5) 業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施

- 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
- (1) 組織は,表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,個別業務に必要なプロセスについて,計画を策定する (4.1(2)c. を考慮して計画を策定することを含む。)とともに,そのプロセスを確立する。

変更後

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

- (2) <u>組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等</u>要求事項と<u>の</u>整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
- (3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含す。)を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。
- a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る 結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析およ び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
- c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
- d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求 事項への適合性を判定するための基準(以下、本編において「合否判定基準」という。)
- e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。
- 7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
- 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項
- 7.2.2 個別業務等要求事項の審査
- (1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。
- a. <u>当該個別</u>業務等要求事項が定められていること。
- b. <u>当該個別業務等要求事項が</u>, あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合に おいては、その相違点が解明されていること。
- c. 組織が、<u>あらかじめ</u>定められた<u>個別業務等</u>要求事項<u>に適合するための</u>能力を<u>有していること。</u>
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合に<u>おいて</u>は、関連する文書が改訂されるよう にするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-1 に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」に定め、実施する。

変更前

7.3 設計·開発

組織は、以下の事項を含む表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」に基づき、設計・ 開発を実施する。

- 7.3.1 設計・開発の計画
- (1) 組織は、原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。
- a. 設計・開発の段階。
- b. 設計・開発の各段階に適したレビュー,検証および妥当性確認。
- c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。) および権限。
- (3) 組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にする ために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
- 7.3.2 設計・開発へのインプット
- (1) 原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。イン プットには、次の事項を含める。
- a. 機能および性能に関する要求事項。
- c. 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報。
- b. 適用される法令・規制要求事項。
- d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項。
- (2) 原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認す
- る。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないこと

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の 原子力規制における検査 事項を含む、実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」 で明確に定め、これを実施する。

変更後

- (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考 虚する 方法

7.3 設計開発

組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。

- 7.3.1 設計開発計画
 - (1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下、 本編において「設計開発計画」という。) を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未 然に防止するための活動(4.1(2)c,の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。) とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書 等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計 開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。
 - (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
 - b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
 - c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
 - d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源
 - (3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるように するために, 設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
 - (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
- 7.3.2 設計開発に用いる情報
- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確 に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a. 機能および性能に係る要求事項
- b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適 用可能なもの
- c. 関係法令
- d. その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

変更前

- 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適 した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットを次の状態とする。
- a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
- b. 調達,業務の実施(原子力施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。
- c. 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
- d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。
- 7.3.4 設計・開発のレビュー
- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照) 体系的なレビューを行う。
- a. 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
- b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代 表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。 このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- 7.3.5 設計・開発の検証
- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を 満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。
- この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
- 7.3.6 設計・開発の妥当性確認
- (1) 結果として得られる原子力施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項 を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3,1参照)に従って、設計・開発の妥当 性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- 7.3.7 設計・開発の変更管理
- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素および関 連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することがで 原子力規制における検査 きる形式により管理する。

変更後

- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果 に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
- b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
- c. 合否判定基準を含むものであること。
- d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的と した体系的な審査(以下、本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。
- a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
- b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案す ること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関 連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた 措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計 開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に, 当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)。
- (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 を作成し,これを管理する。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画 に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。) を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該 機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)。
- (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を
- (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができる ようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、 変更を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価 (当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置 に係る記録を作成し、これを管理する。

制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う

変更前

7.4 調達 組織は,以下の事項を含む表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」<u>に基づき,調達を</u>実施する。

- 7.4.1 調達プロセス
- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 供給者および調達製品に対する管理の<u>方式</u>および程度<u>は、調達製品が原子力安全に及ぼす影</u>響に応じて定める。
- (3) 組織は、<u>供給者が組織の</u>要求事項に<u>従って調達製品を</u>供給する能力を<u>判断の</u>根拠として<u>、</u>供給者を評価し、選定する。

選定,評価および再評価の基準を定める。

- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 条昭)
- (5) 組織は、物品<u>または役務の</u>調達後における、これらの維持または運用に必要な技術情報(保 安に係るものに限る。)<u>を取得するための方法およびそれらを</u>他の原子炉設置者と共有する<u>場合</u> に必要な措置に関する方法を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) <u>調達要求事項では</u>調達<u>製品</u>に関する要求事項<u>を明確にし、次の事項</u>のうち該当する<u>事項を</u>含める。
- a. 製品,手順,プロセスおよび設備の承認に関する要求事項。
- b. 要員の適格性確認に関する要求事項。
- c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項。
- d. 不適合の報告および処理に関する要求事項。
- e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項。
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者先で検証を実施すること<u>にした場合には、組織は、その</u>検証の要領および調 達製品のリリースの方法を調達要求事項の中<u>に</u>明確に<u>する。</u>

7.4 調達

組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」<u>を確立し、次の事項を</u>実施する。

変更後

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
- (3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を</u>供給する能力を根拠として<u>調達物品等の</u> 供給者を評価し、選定する。
- (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
- (5) <u>組織は、(3)の</u>評価の結果の記録および<u>当該</u>評価<u>の結果に基づき講じた措置に係る</u>記録を<u>作成</u>し、これを管理する。
- (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) <u>組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等</u>要求事項のうち<u></u>該当する<u>もの</u>を含める。
- a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
- b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d. 調達物品等の不適合の報告 (偽造品または模造品等の報告を含む。) および処理に係る要求 事項
- e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
- f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
- g. その他調達物品等<mark>に必要な</mark>要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達<u>物品等</u>を受領する場合には、調達<u>物品等</u>の供給者に対し、調達<u>物品等</u>要求事項 への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項<u>に適合しているようにするために必要な検証の方</u>法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたとき は、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調 達物品等要求事項の中で明確に定める。

記載の適正化(品管規則 との整合)

制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う

7.5 業務の実施

組織は、以下の事項を含む表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づ き、業務を実施する。

変更前

7.5.1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するもの を含む。

- (1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- (3) 適切な設備を使用している。
- (4) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- (5) 監視および測定が実施されている。
- (6) 業務のリリースが実施されている。
- 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証す ることが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組 織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立す る。
- a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
- b. 設備の承認および要員の適格性確認
- c. 所定の方法および手順の適用
- d. 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)
- e. 妥当性の再確認
- 7.5.3 識別およびトレーサビリティ
- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子 力施設を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、 業務・原子力施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は業務・原子力施設について一意 の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。
- 7.5.4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記 録を維持する(4.2.4参照)。

7.5.5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように 調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含め「管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 る。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.5 個別業務の実施

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当し ないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。

変更後

- (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業 務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。) が利用 できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。
- (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行って いること。
- 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの 結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明 確になる場合を含む。) においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当 性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセス の内容等から該当しないと認められるものを除く。) を明確にする。
- a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
- b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
- c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行 う定期的な再確認を含む。) の方法
- 7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保
- (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段 により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所 在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等また は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
- 7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所 持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更前 7.6 監視機器および測定機器の管理

- (1) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視 および測定ならびに、そのために必要な監視機器および測定機器を業務の計画(7.1参照)に明 確にする。
- (2) 組織は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施で きることを確実にするプロセスを確立し、表3-1に記載の「原子力QMS 監視機器および測 定機器の管理要領」に基づき管理する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
- a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照 らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、 校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
- c. 校正の状態を明確にするために識別を行う。
- b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
- d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
- e. 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定 機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。

組織は、その機器および影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。 校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、その コンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8.1 一般

- (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部
- a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。
- b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
- c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定お 原子力規制における検査 よび当該監視測定のための設備を明確に定める。

変更後

- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整 変更) 合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に 掲げる事項に適合するものとする。
- a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な 方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録す る方法)により校正または検証がなされていること。
- b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
- c. 所要の調整がなされていること。
- d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
- e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前 の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受 けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあ たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること を確認する。

8. 評価および改善

- 8.1 監視測定,分析,評価および改善
 - 門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセ スを含む。)を計画し、実施する。

(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 改善活動に用いることができる体制があることをいう。)。

(品管規則の制定に伴う

8.2 監視および測定

8.2.1 原子力安全の達成

組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達 成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視し、その情 報の入手および使用の方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評 価情報監視要領」に定め、実施する。

変更前

8.2.2 内部監査

- (1) 原子力考査室長は、客観的な評価を行う組織の長として、表3-1に記載の「原子力QMS内 部監査要領」を定め、次の事項を実施する。
- a. 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あら かじめ定められた間隔で内部監査を実施する。
 - (a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEAC4111 の要 求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合 しているか。
 - (b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- b. 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性, ならびにこれまでの監査結果 を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。

監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。

監査員は、自らの業務を監査しない。

- c. 監査の計画および実施, 記録の作成および結果の報告に関する責任および権限, ならびに 要求事項を規定する。
- (2) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (3) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために 遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップに は、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。
- 8.2.3 プロセスの監視および測定
- (1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS プロセスの監視および測定要領」に基づき、品質 マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法 を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものと する。

8.2 監視および測定

- 8.2.1 組織の外部の者の意見
- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握 制度の見直しに伴う変更

変更後

(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QM 変更) S 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。

8.2.2 内部監查

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、 保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の 体制により内部監査を実施する。
 - a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b. 実効性のある実施および実効性の維持
- (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。
- (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本編に おいて「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の 対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策 定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施に おいては、客観性および公平性を確保する。
- (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内 部監査をさせない。
- (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作 成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施 した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項 を表3-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。
- (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知
- (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するため の措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を 報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱 点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロ セスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。
- 監視測定の方法には次の事項を含む。
- a. 監視測定の実施時期
- 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)および 7.1(1)の計画に定めた結果を得るこ とができることを実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

変更前

(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

8.2.4 検査および試験

- (1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-1に記載の 「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき、原子力施設を検査および試験する。検査およ び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定 基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。
- (3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した者の氏名を記録する(4.2.4 参照)。
- (4)業務<u>の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が</u>完了するまでは、<u>当該原子力施設を据え付け</u>たり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。

8.3 不適合管理

- (1) 組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に<u>関する</u>管理<u>および</u>それに関連する責任および権限を表 3 1 に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に規定する。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
- a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。
- b. <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定する</u>ことを正式に許可する。
- c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
- d. <u>外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、</u>その不適合による 影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。

変更後

(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
- (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を 作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。
- (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。

8.3 不適合の管理

- (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施される ことがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された 機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)。
- (2) 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならび にそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に 定める。
- (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下、本編において「特別採用」という。)。
- c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
- d. <u>機器等の使用または個別</u>業務の実施後に<u>発見した</u>不適合<u>については</u>、その不適合による影響または起こり得る影響に<u>応じて</u>適切な<u>措置を講ずること。</u>

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

- 変更前
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対して<u>とられた特別採用を含む処置の</u>記録を<u>維持する</u>(4.2.4参照)。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準 (「ニューシア登録管理要領」) に従い、不適合事象の内容をニューシアへ登録するなどにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステム<u>の適切性および有効性</u>を実証するため、<u>また</u>、品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な</u>改善の<u>可能性を</u>評価するために表3-1に記載の「原子カQMS データの分析要領」<u>を定め、</u>適切なデータを明確にし、<u>それらのデータを</u>収集し、分析する。こ<u>の中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する</u>情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
- a. 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)
- b. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8,2,3 および8,2,4 参照)
- c. 予防処置の機会を得ることを含む, プロセス<u>および原子力施設</u>の, 特性および傾向<u>(8.2.3</u> および 8.2.4 参照)
- d. 供給者の能力(7.4参照)

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針<u></u>品質目標、<u>監査結果、データの分析、是正処置、予防処置および</u>マネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8.5.2 是正処置

組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を 定め、実施する。

- (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項 (JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。) を 規定する。
- a. 不適合のレビュー
- b. 不適合の原因の特定
- c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
- d. 必要な処置の決定および実施
- f. とった是正処置の有効性のレビュー

変更後

- (4) <u>組織は、</u>不適合の<u>内容</u>の記録および<u>当該</u>不適合に対して<u>講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u>
- (5) <u>組織は、(3) a. の措置を講じた</u>場合に<u>おいては、個別業務等</u>要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上<u>に役立たせる</u>観点から、公開基準に従い、不適合の内容を ニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析および評価

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
- (2) <u>組織は、(1)の</u>データの分析<u>およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る</u>情報を<u>得</u>る。
- a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき,是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるものを含む。)
- d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

8.5.2 是正処置等

- (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
- a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
- (a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的,人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて,日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
- (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能 性の明確化
- b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。
- c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。

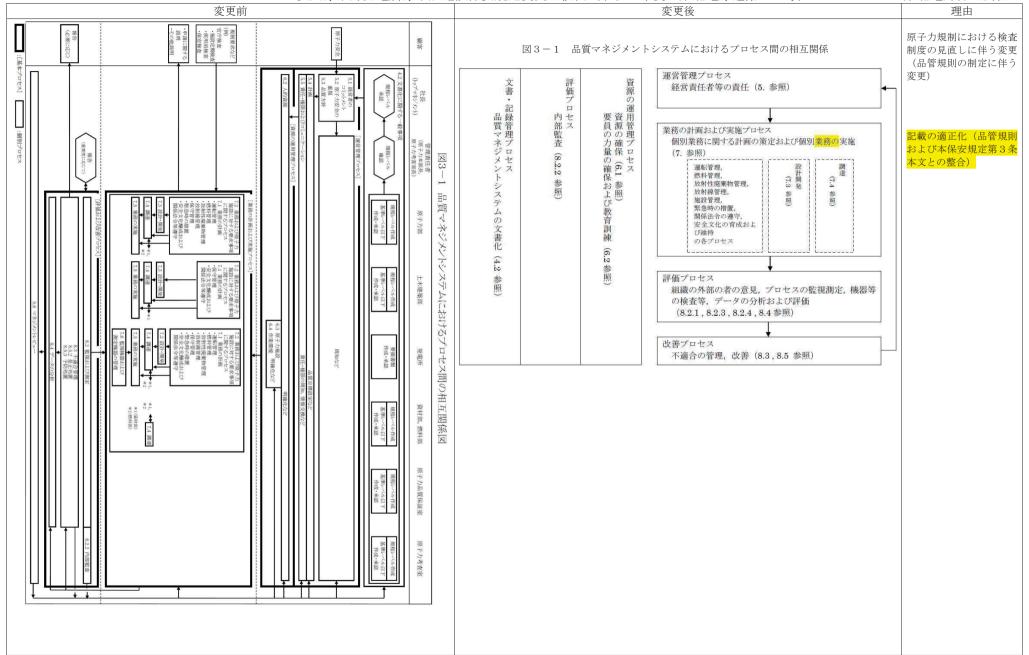
(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

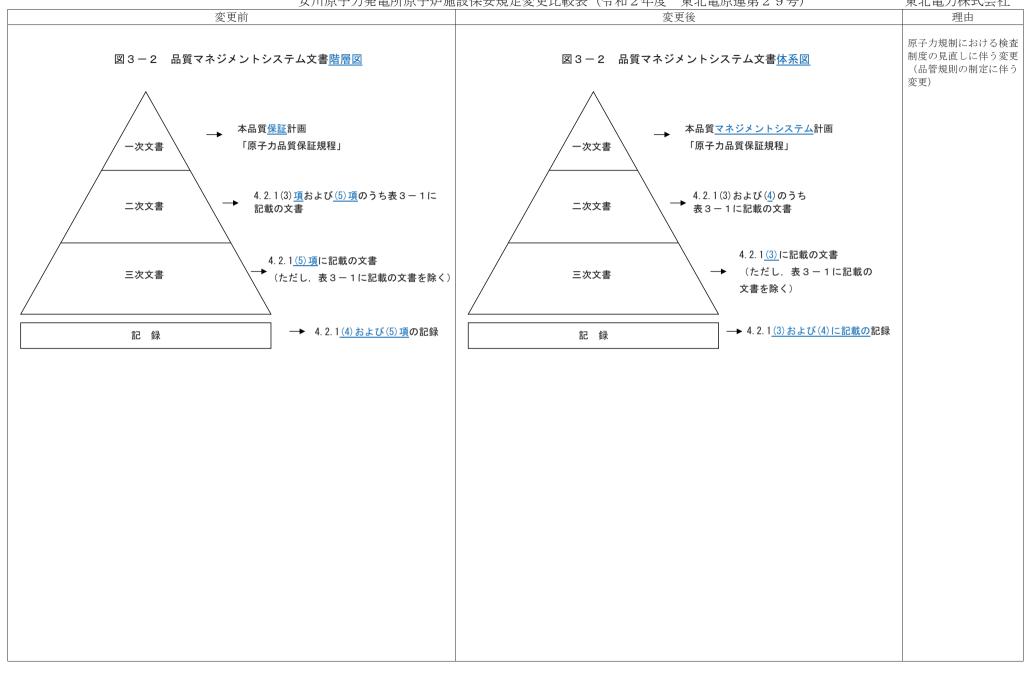
原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

女川原子力発電所原子炉施	函設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
<u>e. とった</u> 処置の結果の記録 <u>(4.2.4 参照)</u>	 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう。)。 	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う
8.5.3 予防処置 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を定め、実施する。 (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。) および他の施設から得られた知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。) の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。 a. 起こり得る不適合およびその原因の特定	(1) 組織は、 <u>原子力施設その</u> 他の施設 <u>の運転経験等の</u> 知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施	
a. 起こり得る不適合およいでの原因 <u>の将走</u> b. <u>不適合の発生を予防するための</u> 処置 <u>の</u> 必要性 <u>の</u> 評価 c. 必要な処置 <u>の決定および</u> 実施 <u>e. とった予防</u> 処置の <u>有効性のレビュー</u> <u>d. とった</u> 処置の結果の記録 <u>(4.2.4参照)</u>	a. 起こり待る小適合およいでの原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社





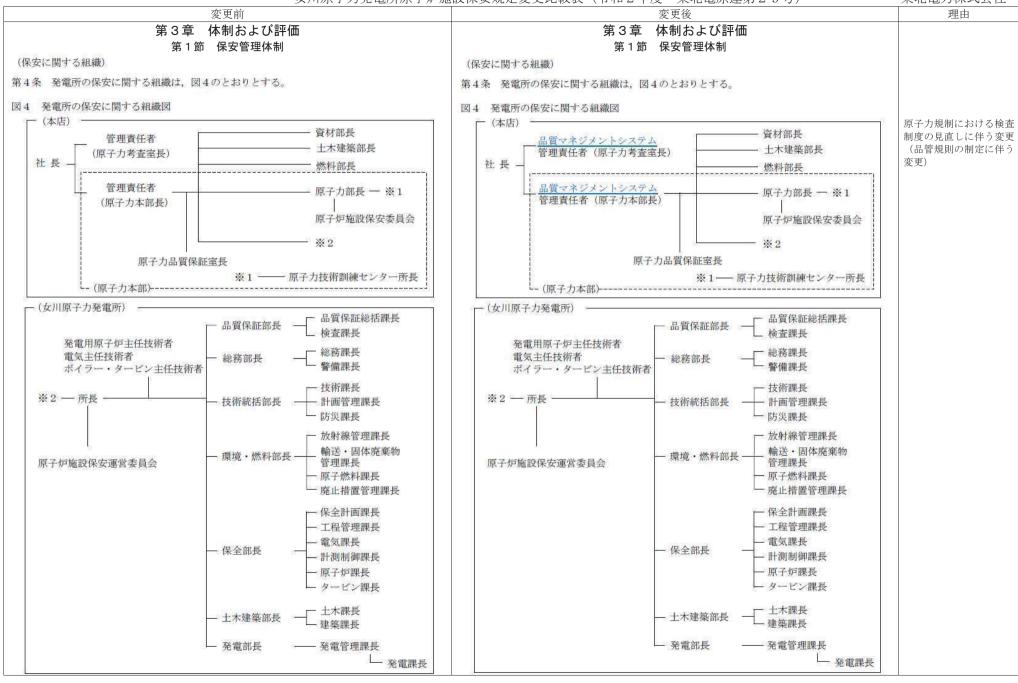
女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社

	-t		1,7,1,4,70,	22.2/2///31.4 // //2	1	比較茲(节仰 2 中反		• /		宋 11 电 7 体 八 云 11
	変更					変更				理由
保安規定第3条の	表3-1 一次・二次文書一覧表					表 3 - 1 一次・二次文書一覧表				
記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	男3条以外の 関連条文	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
4. 2. 2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	_	全項目	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	_	(品管規則の制定に伴う
保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	変更)
4. 1 <u>6. 3</u>	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	_	4. 1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原 4 - 1	_	
4. 1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	_	4. 1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 1	_	
<u>4. 2. 1</u> 4. 2. 3 4. 2.	4 原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{*1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2			原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{**1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2		
5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	_	5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	_	
5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	_	5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	_	
5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条~第9条の3	5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条~第9条の3	
5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4	_	5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4	_	
5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 5	第6条,第7条	5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 5	第6条,第7条	
5. 6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	5. 6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	
6. 2 <u>. 2</u>	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原 6 - 1	第 119 条, 第 120 条	6. 2	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第 119 条, 第 120 条	
	原子力QMS 内部監査員の力量,教育・訓練および認識要領	(原子力考査室)	原考6-1	_		原子力QMS 内部監査員の力 量,教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	_	
6. 4 7. 1 7. 2. 7. 2. 2 7. 5	1 原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	_		原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	_	「8.2.3 プロセスの監視 測定」は、監視測定の結 果に基づく改善等を含ん
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 79 条, 第 85 条,第 88 条, 第 89 条,第 90 条	7. 1 7. 5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 79 条, 第 85 条,第 88 条, 第 89 条,第 90 条	でおり、必要な二次文書と紐づける
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 19 条~第 21 条, 第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条,第 70 条, 第 73 条~第 75 条, 第 80 条~第 84 条, 第 86 条, <u>第 87 条</u>		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 19 条~第 21 条, 第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条,第 70 条, 第 73 条~第 75 条, 第 80 条~第 84 条, 第 86 条, <u>第 86 条</u> の 2	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第 88 条~第 92 条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第 87 条~第 91 条	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第 93 条~第 107 条		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第 92 条~第 106 条	
								1		

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社

	変更			72.E/7/7/1010 7 77 72				変更	[後			理由
保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保罗	で規定第3条の 記載項目	二次	文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	Fフ 上担助 シンフ A オ
7.1 7.5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 — 5	第11条の2, 第19条条の2, 第19条、第22条, 第30条~第32条, 第30条~第32条, 第47条, 第47条, 第49条~第55条, 第58条, 第61条, 第64条, 第64条, 第64条, 第73条~第75条, 第91条, 第108条~第108条	7.1	7. 5	原子力QMS	保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の 2、第19条 第 22条,第 19条 第 22条,第 24条,第 22条,第 37条,第 36条 平第 38条,第 41条,第 41条,第 41条,第 58条,第 61条,第 64条,第 64条,第 65条,第 61条,第 61条,	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
	原子力QMS 原子力災害対策実 施要領	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第 109 条~第 118 条, 第 122 条			原子力QMS 施要領	原子力災害対策実	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第 109 条~第 118 条, 第 122 条	
	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領		原品 7- <u>12</u>	第2条の2 <u>,第2条の</u> <u>3</u>			原子力QMS	安全文化管理要領	実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者	原品 7- <u>2</u>	第2条の2	
7. 2. 3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	_	7. 2. 3		原子力QMS 外部コミュニケ	ーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	_	
7. 3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	_	7. 3		原子力QMS 設計・開発要領		原子力部長 (原子力部)	原7-9	_	
7. 4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	_	7. 4		原子力QMS 調達管理要領		原子力部長 (原子力部)	原7-10	_	
7. 6	原達音柱安原 原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要 簡	原子力部長	原7-11	_	7. 6		原子力QMS	測定機器の管理要	原子力部長	原7-11	_	
8. 2. 1	原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領		原品8-1	_	8. 2. 1			原子力安全達成状 評価情報監視要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-1	_	
8. 2. 2	原子力QMS 内部監査要領 ^{※1}	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考8-1	_	8. 2. 2				原子力考査室長 (原子力考査室)	原考8-1	_	
8. 2. 3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-2	_	8. 2. 3		原子力QMS プロセスの監視	お上び測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-2	_	
8. 2. 4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原 8 一 1	_	8. 2. 3 8. 5. 3	8.3 8.5.				原品8-3	_	「8.2.3 プロセスの監視
8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS <u>不適合管理・是正</u> 処置・予防処置要領 ^{※1}		原品8-3	_	8. 2. 4		原子力QMS 検査および試験	要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	_	測定」は、監視測定の結 果に基づく改善等を含ん
8. 4	原子力QMS データの分析要領		原品8-4	第 10 条	8. 4					原品8-4	第 10 条	でおり、必要な二次文書
※ 1 : <u>JEAC4111 4. 2</u>	.1 c)の対象 文書を表す。	(%)(1) VIHI 94 PIVILLE 13)			※ 1	: 品管規則の弱	要求事項に基づ	き作成する文書を		I.	1	と紐づける



(保安に関する職務)

第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。

- 1. 保安に関する職務のうち、本店組織は次のとおり。
- (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>が行われることを確実にする。

変更前

- (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>に係る活動(内部監査部門に限る。)を統括する。
- (3)原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の確成に係る活動(内部監査部門を除く。)を統括する。

(中略)

(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保守に関する業務を統括する。

(中略)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

(中略)

- (19) 保全計画課長は、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。
- (20) 工程管理課長は、原子炉施設の保守に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。
- (21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守に関する業務を行う。
- (22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の保守に関する業務を行う。
- (23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の保守に関する業務を行う。
- (24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く)の<u>保守</u>に関する業務を 行う。
- (25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の保守に関する業務を行う。
- (26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の保守に関する業務を行う。
- (27) 発電管理課長は、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。

(中略)

3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。

(保安に関する職務)

- 第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。
- (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括 する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成および維持</u>が行わ れることを確実にする。

変更後

- (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る<mark>品質マネジメントシステム</mark>管理責任者として、<u>内部</u>監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成および</u>維持に係る活動(内部監査部門に限る。)を統括する。
- (3)原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。)の実施に係る<mark>品質マネジメントシステム</mark>管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成およ</u>び維持に係る活動(内部監査部門を除く。)を統括する。

(中略)

(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。

(中略)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

(中略)

- (19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。
- (20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。
- (21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。
- (22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。
- (23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の施設管理に関する業務を行う。
- (24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く)の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。
- (25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。
- (26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。
- (27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。

(中略)

- 3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。
- $\underline{4}$. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

記載の適正化(本保安規 定第3条,第4条との整 合)

女川原子力発電所原子炉加	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(省略)	(省略)	
(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下,本編において「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関するマニュアルの制定および改定 ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・選視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期的に実施するサーベランスに関する事項 (中略) (5) 保守管理に関するマニュアルの制定および改定	(原子炉施設保安運営委員会)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 (原子炉主任技術者の選任) (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務 第8条 原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務 原子力規制における検査 の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお、原子炉主任技術 の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお、原子炉主任技術 制度の見直しに伴う変更 者は社長が選任する。 者は社長が選任する。 (法令等の改正に伴う変 (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (省略) (省略) (原子炉主任技術者の職務等) (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、 「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 (中略) (中略) (3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (中略) (中略) 表 9 - 2 表 9 - 2 条 文 内 容 条 文 内 容 (中略) (中略) 記載の適正化(用語の統 第75条(予防保全を目的とした<mark>点検・保修</mark> 必要な安全措置 第75条(予防保全を目的とした<mark>保全作業</mark>を 必要な安全措置 を実施する場合) 運転上の制限外から復帰していると判断した 実施する場合) 運転上の制限外から復帰していると判断した 場合 場合 (中略) (中略) (省略) (省略) (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力 発電工作物)(以下,本編において「電気工作物」という。)の工事,維持および運用に関する保 発電工作物)(以下、本編において「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保 安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の 安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の 職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 (中略) (中略) 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (3) 溶接事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指 (3) 使用前事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の (法令等の改正に伴う変 道・監督を行う。 指導・監督を行う。 (4) 法令に基づき行われる立入検査、審査には、原則として立会う。 (4) 法令に基づき行われる立入検査には、原則として立会う。 (5) 法令に基づき行われる使用前検査、施設定期検査(以下「定期検査」という。)には、あら かじめ定めた区分に基づき検査への立会いまたは検査記録の確認を行う。 (5) あらかじめ定めた確認すべき記録について、その内容を確認する。 (6) あらかじめ定めた確認すべき記録について、その内容を確認する。 2. 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービ 2. 電気工作物の工事,維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービ ン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 ン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 (省略) (省略)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

変更前 第**4章 運転管理** 第1節 通則

(構成および定義)

第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。

(中略)

3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

(中略)

<u>定検</u> 停止後の原子 炉起動	<u>定期検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。

(省略)

(原子炉の運転期間)

第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間 *1 の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第49条第1項第2号</u>に基づき、<u>経済産業大臣および</u>原子力規制委員会が<u>定期検査</u>を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。表11の2

C1 1 V2 Z		
	2 号炉	3 号炉
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月

※1:原子炉の運転期間とは、<u>定期検査</u>が終了した日から、次回<u>定期検査</u>を開始するため に原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子 炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。

(省略)

変更後 第 4 章 運転管理

第1節 通則

(構成および定義)

第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。

(中略)

3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

(中略)

定事検停止後の原	定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。
子炉起動	
定事検停止時	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。

(省略)

(原子炉の運転期間)

第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間 *1 の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第55条第4項第1号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査を行う</u>べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

表11の2

	2 号炉	3 号炉
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月

※1:原子炉の運転期間とは、<u>定期事業者検査</u>が終了した日から、次回<u>定期事業者検査</u>を開始する ために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子 炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。

(省略)

女川原子刀発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第29号)		
変更前	変更後	理由
_ <u>(</u> 新規)_	(運転管理業務) 第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。 b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。 c. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。 d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。 (2)発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号上による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、各課長は、発電課長から引き渡された系統に対して必要な作業を行い、作業完了後に発電課長へ系統を引き渡す。 (3)各課長は、第3節(第73条から第76条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(巡視点検) 第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。) 内部および第95条第1項で定める区域を除く)を巡視し、次の施設および設備について点 検を行う。 (1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設 (省略)	(巡視点検) 第13条 発電課長は,毎日1回以上,原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。) 内部および第95条第1項で定める区域を除く)を巡視し,次の施設および設備について点 検を行う。なお、実施においては第107条の3第3項に定める観点を含めて行う(以下、 本条において同じ。)。 (1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設 (省略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(マニュアルの作成) 第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する 事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の 確認を得る。 (中略) (6) 定期的に実施する <u>サーベランス</u> に関する事項	(マニュアルの作成) 第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する 事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の 確認を得る。 (中略) (6) 定期的に実施する <u>サーベイランス</u> に関する事項	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。 (中略) 2.発電課長は、 <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に、第3節で定める <u>定検</u> 停止時に実施する検査の結果 を確認する。 (省略)	(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。 (中略) 2. 発電課長は、 <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に、第3節で定める <u>定事検</u> 停止時に実施する検査の 結果を確認する。 (省略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 第3節 運転上の制限 第3節 運転上の制限 (停止余裕) (停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、停止余裕は、 原子力規制における検査 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、停止余裕は、 制度の見直しに伴う変更 表19-1で定める事項を運転上の制限とする。 表19-1で定める事項を運転上の制限とする。 (法令等の改正に伴う変 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御榛の引き抜きを行ってはならな 燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の確認を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならな V) (1) 原子燃料課長は、燃料取替終了後、停止余裕の検査を 0.38% Δ k/k^{*1}の反応度補正をした状 (1)原子燃料課長は、燃料取替終了後、0.38% Δ k/k^{*1}の反応度補正をした状態の停止余裕を確 熊で実施し、その結果を発電管理課長に通知する。 認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (省略) (省略) (制御棒のスクラム機能) 原子力規制における検査 (制御棒のスクラム機能) 制度の見直しに伴う変更 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定め 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御榛のスクラム機能は、表22-1で定め る事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 る事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 (法令等の改正に伴う変 2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の 2. 制御榛のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の 各号を実施する。 各号を実施する。 (1) 原子炉課長は、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表22-2に定 (1) 原子炉課長は、定事検停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、 める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 その結果を発電管理課長に通知する。 (省略) (省略) (ほう酸水注入系) (ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項 第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項 を運転上の制限とする。 を運転上の制限とする。 2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を 2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を 実施する。 実施する。 (1) 発電管理課長は、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。 (1) 発雷管理課長は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁*1が原 (2) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁*1が 子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (中略) 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (6) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、主要な電動弁が開することを1ヶ (法令等の改正に伴う変 月に1回確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁が待機状態にあることを 確認する。 更) (中略) (中略) ※1:主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続 ※1:主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続 する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待 する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待 されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配 されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配 記載の適正化(表現の統 管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう(主要な電動弁につ 管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。 いては、第2項(6)に<mark>お</mark>いても同じ。)。 一) (省略)

(省略)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉加	面設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(計測および制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備*1は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。	(計測および制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて, 次の計測および制御設備*1は, 表27-1で定める事項を運転上 の制限とする。	
(中略)	(中略)	
2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作*2または誤不動作*3等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。	2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作*2または誤不動作*3等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。	
(中略)	(中略)	

東北電力株式会社

理由

表27-2 計測および制御設備に係る確認

1. 原子炉保護系計装

表27-2-1 原子炉保護系計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ	10 秒以上	発電課長は、原子炉の状態が起動、	毎日1回
a. 原子炉周期	(中間領域)	高温停止*1,冷温停止*1,および燃	
(ペリオド)短		料交換*1において動作不能でない	
		ことを指示により確認する。**2	
		発電課長は、原子炉の状態が起動か	原子炉起動時
		ら運転へ入る時、起動領域モニタと	
		平均出力領域モニタのオーバラッ	
		プを確認する。	
		計測制御課長は、チャンネル校正※3	定検停止時
		(検出器を除く) および論理回路機	
		能 <u>検査**4を実施</u> する。	
b. 機器動作不能	_	計測制御課長は、論理回路機能 <u>検査</u>	定検停止時
		を実施する。	
2. 平均出力領域モ	15%以下	発電課長は、原子炉の状態が起動に	毎日1回
ニタ	(原子炉モードスイ	おいて動作不能でないことを指示	
a. 中性子東高	ッチが「燃料取替」	により確認する。	
(a) 中性子束	「起動」の時)	発電課長は、原子炉の状態が起動か	原子炉起動時
		ら運転に入る時、起動領域モニタと	
		平均出力領域モニタのオーバラッ	
		プを確認する。	→ 1. /c . 1 mt
		計測制御課長は、チャンネル校正	定検停止時
		(検出器を除く)および論理回路機	
	1000/ 017	能検査を実施する。	# D 1 D
	120%以下 (原子炉モードスイ	発電課長は,原子炉の状態が運転に おいて動作不能でないことを指示	毎日1回
	(原子炉モートスイ ッチが「運転」の時)	により確認する。	
		原子燃料課長は、原子炉の状態が運	1週間に1回
		転の時に平均出力領域モニタのゲ	1週間に1月
		インを確認し、必要に応じて計測制	
		御課長は校正を実施する。	
		計測制御課長は、動作可能な局部出	燃焼度の増
		力領域モニタの校正を実施する。	分が
		フリ映像 ローグ V/以上で 大肥り る。	カル 1,000MWd/t
			1,000MWd/t に1回
		到測期知知目は そしいみょせて	
		計測制御課長は、チャンネル校正 (特出界な際と) およりがき畑同盟機	定検停止時
		(検出器を除く)および論理回路機	
		能 <u>検査を実施</u> する。	

変更前

表27-2 計測および制御設備に係る確認

1. 原子炉保護系計装

変更後

要素		確認		
A //	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ	10 秒以上	発電課長は、原子炉の状態が起動、	毎日1回	
a. 原子炉周期	(中間領域)	高温停止*1,冷温停止*1,および燃		
(ペリオド)短		料交換*1において動作不能でない		
		ことを指示により確認する。**2		
		発電課長は、原子炉の状態が起動か	原子炉起動時	
		ら運転へ入る時,起動領域モニタと		
		平均出力領域モニタのオーバラッ		
		プを確認する。		原子力規制における検査
		計測制御課長は、チャンネル校正※3	定事檢停止時	原士刀規制にわける快筆 制度の見直しに伴う変す
		(検出器を除く) および論理回路機		(法令等の改正に伴う変
, WHEEL 16-2 W		能※4を確認する。		更)
b. 機器動作不能	_	計測制御課長は、論理回路機能 <u>を確</u>	定事檢停止時	<u></u>
	150/ DIE	一部する。	401	
2. 平均出力領域モニタ	15%以下	発電課長は、原子炉の状態が起動に	#11回	
	(原子炉モードスイ	おいて動作不能でないことを指示		
a. 中性子東高	ッチが「燃料取替」	により確認する。	医乙层打私吐	
(a) 中性子東	「起動」の時)	発電課長は、原子炉の状態が起動か	原子炉起動時	
		ら運転に入る時、起動領域モニタと		
		平均出力領域モニタのオーバラップを確認する。		
		計測制御課長は、チャンネル校正	空事於信止時	
		前側前脚謀技は、テヤン不が校正 (検出器を除く) および論理回路機	<u> </u>	
		能を確認する。		
•	120%以下	発電課長は、原子炉の状態が運転に	毎日1回	
	(原子炉モードスイ	おいて動作不能でないことを指示	#11円	
	ッチが「運転」の時)	により確認する。		
	ファル・定報』(VM)	原子燃料課長は、原子炉の状態が運	1週間に1回	
		転の時に平均出力領域モニタのゲ	1週間に1回	
		インを確認し、必要に応じて計測制		
		御課長は校正を実施する。		
		計測制御課長は、動作可能な局部出	燃焼度の増	
		力領域モニタの校正を実施する。	分が	
		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1,000MWd/t	
			に1回	
		計測制御課長は、チャンネル校正	定事検停止時	
		(検出器を除く)および論理回路機	<u> </u>	
		能を確認する。		

理由								
	頻度	項目	設定値	要素	頻度	項目	設定値	要素
印	ニニタのこて計測	原子燃料課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタの ゲインを確認し、必要に応じて計測 制御課長は校正を実施する。	自動可変設定 (図27に示す設定 値以下)	(b)熱流束相当	1週間に1回	長は、原子炉の状態が運 平均出力領域モニタの 認し、必要に応じて計測 校正を実施する。	(図27に示す設定 転 値以下) ゲ	(b)熱流束相当
		計測制御課長は,動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。			燃焼度の増分 が 1,000MWd /tに1回	長は,動作可能な局部出 タの校正を実施する。		
原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴うる		計測制御課長は,チャンネル校正 (検出器を除く)および論理回路機 能を確認する。			定檢停止時	長は,チャンネル校正 除く)および論理回路機 施する。	(
		計測制御課長は,流量信号校正を実施する。				長は,流量信号校正を実	施	
時		計測制御課長は,論理回路機能 <u>を確</u> <u>認</u> する。	_	b.機器動作不能			<u>&</u>	b.機器動作不能
	三不能で ける。	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	7.22MPa[gage]以下	3. 原子炉圧力高		,原子炉の運転状態が運 型動において動作不能で 指示により確認する。	転な	3. 原子炉圧力高
持	5. <u></u>	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。				長は,チャンネル校正お 路機能 <u>検査を実施</u> する。	ţ	
	三不能で ける。	発電課長は、原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	1,344cm 以上(圧力 容器零レベルより)	4. 原子炉水位低 (L3)		型動において動作不能で 指示により確認する。	な	4. 原子炉水位低 (L3)
持	<u> </u>	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。			定検停止時	長は,チャンネル校正お 路機能 <u>検査を実施</u> する。		
時		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。	全開状態より 10%閉以下	5. 主蒸気隔離弁閉	定検停止時	長は、チャンネル校正お 路機能 <u>検査を実施</u> する。		5. 主蒸気隔離弁閉
	≕不能で	発電課長は、原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	13.7kPa[gage]以下	6. ドライウェル 圧力高	毎日1回	,原子炉の運転状態が運 動において動作不能で 指示により確認する。	転	6. ドライウェル 圧力高
持		計測制御課長は,チャンネル校正および論理回路機能を確認する。			定検停止時	長は,チャンネル校正お 路機能検査を実施する。		
持		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。	68.5 L以下 (スクラム排出容器 1個あたり)	7. スクラム排出容器水位高	定檢停止時	長は,チャンネル校正お 路機能 <u>検査を実施</u> する。		7. スクラム排出容 器水位高
	7 - 1 - 1	発電課長は,原子炉熱出力30%相当 以上でバイパス状態でないことの 確認を行う。	全開状態より 10%閉以下** ⁵	8. 主蒸気止め弁閉			10%閉以下**5 以 確	8. 主蒸気止め弁閉
		計測制御課長は、チャンネル校正お			定給停止時	長は、チャンネル校正お	計	

			1 HE// 1/// 1 /9 //			→		来 11 电 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		変更前				変更後		理由
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
9. 蒸気加減弁急速 閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位 置 10. 主蒸気管放射 能高	油圧 ^{※5} 4.12MPa[gage]以上	転および起動において動作不能で	起動時 <u>定檢</u> 停止時 毎日1回	9. 蒸気加減弁急速 閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位 置 10. 主蒸気管放射 能高		転および起動において動作不能で	定事検停止時	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
11. 地震加速度大	以下	ないことを指示により確認する。 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 計測制御課長は、チャンネル校正お		11. 地震加速度大	以下	ないことを指示により確認する。 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。 計測制御課長は、チャンネル校正お		
a. 原子炉建屋地 下 3 階床水平 (0P-8. 1m) b. 原子炉建屋地 下 1 階床水 (0P6. 0m) c. 原子炉建屋地 下 3 階床鉛直 (0P-8. 1m) 0P: 女川原子力発 電所工事用基 準面	地下 3 階床水平 200Gal 以下 原子炉建屋 地下 1 階床水平 400Gal 以下 (2 号炉) 350Gal 以下 (3 号炉) 原子炉建屋 地下 3 階床鉛直 100Gal 以下	よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。		a. 原子炉建屋地 下 3 階床水平 (0P-8. 1m) b. 原子炉建屋地 下 1 階床水平 (0P6. 0m)	地下 3 階床水平 200Gal 以下 原子炉建屋 地下 1 階床水平 400Gal 以下 (2 号炉) 350Gal 以下 (3 号炉)	よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。		
12. 原子炉モード スイッチ「停止」 位置	_	計測制御課長は, 論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	12. 原子炉モード スイッチ「停止」 位置	_	計測制御課長は、論理回路機能 <u>を確</u> <u>認</u> する。	定事検停止時	
13. スクラム回路	_	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 計測制御課長は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。		13. スクラム回路	_	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 計測制御課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。		
		(中略)				(中略)		
が発生すること	とにより, その機能の	、センサからの出力信号にて、論理回 健全性を確認することをいう。なお、 囲を確認したとみなすことができる。		号が発生する。	ことにより, その機能	は,センサからの出力信号にて,論理 の健全性を確認することをいう。なお 範囲を確認したとみなすことができる	,確認は部分的な	記載の適正化
		(省略)				(省略)		

変更前 2. 起動領域モニタ(中性子源領域)計装

表97-9-9 起動領域モニタ計準に係る確認

秋石	切り切し一ノロズに下る唯心	
要 素	項目	頻度
1. 起動領域モニタ	発電課長は、計数率が 3cps ($3 \text{号炉においては} 3 \text{s}^{-1}$) 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} ,高温 停止,冷温停止および燃料 交換 ^{※2} の場合毎日1回,炉 心変更中 ^{※2} の場合12時間 に1回
	発電課長は,原子炉の状態が起動*1,高温 停止,冷温停止および燃料交換*2におい て,動作不能でないことを指示により確認 する。	毎日1回
	計測制御課長は、チャンネル校正 (検出器を除く)を実施する。	<u>定検</u> 停止時

※1:中性子源領域である場合。

※2:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

3. 非常用炉心冷却系計装

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

表27-2-3(1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認

20	文21 2 9 (1) 医圧が電バクレイ水町級にかる確応					
	要	素	設定値	項目	頻 度	
	原子炉z (L1)	—	947cm 以上 (圧力容器零レベル	(1)発電課長は,原子炉の状態が運転,起動および高温停止におい	毎日1回	
145	(L1)		より)	転, 起動ねよい高温停止におい て動作不能でないことを指示に		
		ウェル圧	13.7kPa[gage]以下	より確認する。		
力		雅弁差圧	4.90MPa[gage]**1	(2)計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	<u>定横</u> 停止時	
	任八隅 氐(注 <i>)</i>		(2号炉)	(3)電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u>		
			5.0MPa[gage]**1	<u>を実施</u> する。		
			(3号炉)			

いとは見なさない。

(2) 低圧注水系計装

表 9 7 - 9 - 3 (9) 低圧注水系計準に係る確認

丕	文21-2-3 (2) 似圧住小米計表に係る唯能					
	要素	設定値	項目	頻度		
	1. 原子炉水位異常	947cm 以上	(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回		
	低 (L1)	(圧力容器零レベル	転,起動および高温停止におい			
		より)	て動作不能でないことを指示に			
	2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	より確認する。			
	力高		(2)計測制御課長は、チャンネル校	定檢停止時		
ı	3. 注入隔離弁差圧	4.90MPa[gage]**1	正を実施する。			
	低(注入可)	(2号炉)	(3)電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u>			
		5.0MPa[gage] ^{*1}	<u>を実施</u> する。			
		(3号炉)				

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな ※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな いとは見なさない。

2. 起動領域モニタ(中性子源領域)計装

表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認

要 素	項目	頻度
1. 起動領域モニタ	発電課長は、計数率が $3 \mathrm{cps}$ ($3 \mathrm{F}$ 炉においては $3 \mathrm{s}^{-1}$) 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} ,高温 停止,冷温停止および燃料 交換 ^{※2} の場合毎日1回,炉 心変更中 ^{※2} の場合12時間 に1回
	発電課長は,原子炉の状態が起動**1,高温 停止,冷温停止および燃料交換**2におい て,動作不能でないことを指示により確認 する。	毎日1回
V1 . 由此 7 运 运动	計測制御課長は、チャンネル校正(検出器 を除く)を実施する。	<u>定事検</u> 停止時

変更後

※1:中性子源領域である場合。

※2:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

3. 非常用炉心冷却系計装

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

表27-2-3(1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度
	947cm以上 (圧力容器零レベル より) 13.7kPa[gage]以下	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
力高 3. 注入隔離弁差圧 低(注入可)	4.90MPa[gage] ^{※1} (2号炉) 5.0MPa[gage] ^{※1} (3号炉)	(2)計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。(3)電気課長は、論理回路機能<u>を確</u>認する。	<u> </u>

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな ※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな いとは見なさない。

(2) 低圧注水系計装

表 2 7 - 2 - 3 (2) 低圧注水系計基に係る確認

1	及21-2-3 (2) 収圧住外系引表に係る確認					
	要素	設定値	項目	頻度		
	1. 原子炉水位異常	947cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回		
	低 (L1)	(圧力容器零レベル	転,起動および高温停止におい			
		より)	て動作不能でないことを指示に			
	2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	より確認する。			
	力高		(2)計測制御課長は、チャンネル校	定事檢停止時		
	3. 注入隔離弁差圧	4.90MPa[gage]*1	正を実施する。			
	低(注入可)	(2号炉)	(3)電気課長は、論理回路機能 <u>を確</u>			
		5.0MPa[gage]**1	<u>認</u> する。			
		(3号炉)				

いとは見なさない。

変更前

(3) 高圧炉心スプレイ系計装

表27-2-3(3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認

 Kar a o (o) him in the first of						
要素	設定値	項目	頻度			
1. 原子炉水位異常	1,216cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回			
低 (L2)	(圧力容器零レベル	転,起動および高温停止におい				
	より)	て動作不能でないことを指示に				
		より確認する。				
2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定検停止時			
力高		正を実施する。				
		(3)電気課長は, 論理回路機能 <u>検査</u>				
		<u>を実施</u> する。				

(4) 自動減圧系計装

表97-9-3(4) 自動減圧조針装に低る確認

1	(21-2-3 (4) 自期原注系計器に除る唯能					
	要素	設定値	項目	頻度		
ſ	1. 原子炉水位異常	947cm 以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回		
	低 (L1)	(圧力容器零レベル	転,起動*1および高温停止*1に			
		より)	おいて動作不能でないことを指			
Ī	2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	示により確認する。			
	力高		(2)計測制御課長は、チャンネル校	定検停止時		
			正および論理回路機能 <u>検査を実</u>			
			<u>施</u> する。			
ſ	3. 自動減圧系始動	120 秒以下	計測制御課長は、チャンネル校正お	定検停止時		
	タイマ		よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。			
ſ	4. 低圧炉心スプレ	0.98MPa[gage] ^{*2}	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回		
	イ系ポンプ出口	(2号炉)	転,起動**1および高温停止**1に			
	圧力高	1.0MPa[gage]**2	おいて動作不能でないことを指			
		(3号炉)	示により確認する。			
ĺ	5. 残留熱除去系ポ	0.69MPa[gage] ^{*2}	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定検停止時		
	ンプ出口圧力高	(2号炉)	正および論理回路機能 <u>検査を実</u>			
		0.7MPa[gage]**2	<u>施</u> する。			
		(3号炉)				
	/	0 55100 [] 111 40	. ^			

※1:原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合。

※2:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな | ※2:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな いとは見なさない。

(3) 高圧炉心スプレイ系計装

表27-2-3(3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認

ſ	要素	設定値	項目	頻度
ſ	1. 原子炉水位異常	1,216cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回
	低 (L2)	(圧力容器零レベル	転,起動および高温停止におい	
		より)	て動作不能でないことを指示に	
			より確認する。	
ſ	2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	(2)計測制御課長は,チャンネル校	定事検停止時
	力高		正を実施する。	
			(3)電気課長は、論理回路機能 <u>を確</u>	
L			<u>認</u> する。	

変更後

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

(4) 自動減圧系計装

表27-2-3(4) 自動減圧系計装に係る確認

	ロ野吸圧が可及に	L O PERC	
要 素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常	947cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回
低 (L1)	(圧力容器零レベル	転,起動*1および高温停止*1に	
	より)	おいて動作不能でないことを指	
2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	示により確認する。	
力高		(2)計測制御課長は,チャンネル校	定事検停止時
		正および論理回路機能を確認す	
		<u></u> る。	
3. 自動減圧系始動	120 秒以下	計測制御課長は,チャンネル校正お	定事検停止時
タイマ		よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	
4. 低圧炉心スプレ	0.98MPa[gage] ^{*2}	(2) 発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回
イ系ポンプ出口	(2号炉)	転, 起動*1および高温停止*1に	
圧力高	1.0MPa[gage]**2	おいて動作不能でないことを指	
	(3号炉)	示により確認する。	
5. 残留熱除去系ポ	0.69MPa[gage]*2	(2)計測制御課長は,チャンネル校	定事検停止時
ンプ出口圧力高	(2号炉)	正および論理回路機能を確認す	
	0.7MPa[gage]**2	<u></u> る。	
	(3号炉)		
/1	0.7700 []01 [0.45	1 ^	

※1:原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上の場合。

いとは見なさない。

4. 格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

表27-2-4(1) 主蒸気隔離弁計装に係る確認

女2~-2-4(1) 主然 外離井 計袋に除る 帷節						
要 素	設定値	項目	頻度			
1. 原子炉水位異常	1,216cm 以上(圧力	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回			
低 (L2)	容器零レベルより)	転,起動*1および高温停止*1に				
2. 主蒸気管放射能	10×(通常運転時	おいて動作不能でないことを指				
高	のバックグランド)	示により確認する。				
	以下	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定検停止時			
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正および論理回路機能 <u>検査を実</u>				
	140%以下	<u>施</u> する。				
4. 主蒸気管トンネ	・温度					
ル温度高	93℃以下					
	・差温度					
	63℃以下					
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上					
6. 復水器真空度低	真空度					
	28.8kPa[gage]以上					

変更前

※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表27-2-4(2) 格納容器隔離系計装に係る確認

要	素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気	管ドレン		(1) 発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回	1
系			転,起動*1および高温停止*1に		
a. 原-	子炉水位	1,216cm 以上(圧力	おいて動作不能でないことを指		
異常但	£ (L2)	容器零レベルより)	示により確認する。		
b. 主剂	蒸気管放	10×(通常運転時	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定檢停止時	
射能高	i	のバックグランド)	正および論理回路機能 <u>検査を実</u>		
		以下	<u>施</u> する。		
c. 主刻	蒸気管流	定格蒸気流量の			
量大		140%以下			
d. 主剂	蒸気管ト	・温度			
ンネル	/温度高	93℃以下			
		・差温度			
		63℃以下			

4. 格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

表27-2-4(1) 主蒸気隔離弁計装に係る確認

-	- ,			
	要素	設定値	項目	頻 度
	1. 原子炉水位異常	1,216cm 以上(圧力	(2) 発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
	低 (L2)	容器零レベルより)	転,起動**1および高温停止**1に	
	2. 主蒸気管放射能	10×(通常運転時	おいて動作不能でないことを指	
	高	のバックグランド)	示により確認する。	
		以下	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定事検停止時
	3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正および論理回路機能 <u>を確認</u> す	
		140%以下	る。	
	4. 主蒸気管トンネ	 温度 		
	ル温度高	93℃以下		
		• 差温度		
		63℃以下		
	5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上		
	6. 復水器真空度低	真空度		
		28.8kPa[gage]以上		

変更後

※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表27-2-4(2) 格納容器隔離系計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度		
1. 主蒸気管ドレン		(2) 発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回		
系		転,起動*1および高温停止*1に			
a. 原子炉水位	1,216cm 以上 (圧力	おいて動作不能でないことを指			
異常低(L2)	容器零レベルより)	示により確認する。			
b. 主蒸気管放	10×(通常運転時	(2)計測制御課長は、チャンネル校	定事検停止時		
射能高	のバックグランド)	正および論理回路機能を確認す			
	以下	る。			
c. 主蒸気管流	定格蒸気流量の				
量大	140%以下				
d. 主蒸気管ト	・温度				
ンネル温度高	93℃以下				
	• 差温度				
	63℃以下				

				刀匹貝	以外女况足及义员	11秋秋(17年2千	及 鬼孔竜原連弟29万)		果北竜刀休式云杠
		変更前		+			変更後		理由
要素	設定値	項目	頻度		要素	設定値	項目	頻度	
e. 主蒸気管圧 力低 f. 復水器真空		(1)発電課長は,原子炉の状態が運 転,起動*1および高温停止*1に おいて動作不能でないことを指	毎日1回		e. 主蒸気管圧 力低 f. 復水器真空	5.86MPa[gage]以上 真空度	(1)発電課長は,原子炉の状態が運 転,起動*1および高温停止*1に おいて動作不能でないことを指	毎日1回	
度低	28.8kPa[gage]以上	示により確認する。 (2)計測制御課長は,チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 施する。			度低	28. 8kPa[gage]以上	示により確認する。 (2)計測制御課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。		原子力規制における検3 制度の見直しに伴う変動 (法令等の改正に伴う変更)
常低 (L 2)	1,216cm以上(圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転,起動および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正			異常低(L2)	1,216cm以上(圧力容 器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運 転, 起動および高温停止*1におい て動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正		
能高 c. 主蒸気管流量	のバックグランド) 以下 定格蒸気流量の	および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。			射能高 c. 主蒸気管流	のバックグランド) 以下 定格蒸気流量の	および論理回路機能 <u>を確認</u> する。	<u> </u>	
大 d. 主蒸気管トン ネル温度高	140%以下・温度93℃以下・差温度63℃以下				量大 d. 主蒸気管ト ンネル温度高	140%以下 ·温度 93℃以下 ·差温度 63℃以下			
低 f. 復水器真空度 低	28.8kPa[gage]以上				力低 f. 復水器真空 度低	5.86MPa[gage]以上 真空度 28.8kPa[gage]以上			
3. 原子炉冷却材净 化系 a. 原子炉水位異 常低(L 2)	1,216cm以上(圧力容 器零レベルより)	り確認する。 (2)計測制御課長は,チャンネル校正 および論理回路機能 <u>検査を実施</u>	<u>定検</u> 停止時			1,216cm以上(圧力容 器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。		
(L3)	1,344cm 以上 (圧力容 器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正			低 (L3)	1,344cm以上 (圧力容 器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計測制御課長は、チャンネル校正		
c. 原子炉建屋原 子炉棟排気放 射能高	10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下	および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u> </u>		c. 原子炉建屋 原子炉棟排気 放射能高	10× (通常運転時 のバックグランド) 以下 10× (通常運転時 のバックグランド) 以下	および論理回路機能 <u>を確認</u> する。	<u>KET IK</u> IT IL NI	
<i>**</i>	JW P				ж	以下 ————————————————————————————————————			

要素	設定値	項目	頻度
5. 残留熱除去系		(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
a. 原子炉水位低	1,344cm以上(圧力容	転,起動および高温停止において	
(F3)	器零レベルより)	動作不能でないことを指示によ	
b. ドライウェル	13.7kPa[gage]以下	り確認する。	
圧力高		(2)計測制御課長は、チャンネル校正	定検停止時
		および論理回路機能 <u>検査を実施</u>	
		する。	
6. 格納容器ドレン		(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
系		転,起動および高温停止において	
a. 原子炉水位低	1,344cm以上(圧力容	動作不能でないことを指示によ	
(L3)	器零レベルより)	り確認する。	
b. ドライウェル	13.7kPa[gage]以下	(2)計測制御課長は、チャンネル校正	定検停止時
圧力高		および論理回路機能 <u>検査を実施</u>	
		する。	

変更前

※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

(3)原子炉建屋隔離系計装

表27-2-4(3) 原子炉建屋隔離系計装に係る確認

次 1 · 1 · 1 · (0) /// // / (三 // // // // // // // // // // // // //					
	要素	設定値	項目	頻	度
Γ	1. 原子炉水位	1,344cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運転,起	毎日	1回
	低 (L3)	(圧力容器零	動および高温停止において動作不能で		
		レベルより)	ないことを指示により確認する。		
- 1	2. ドライ	13.7kPa[gage]	(2)計測制御課長は、チャンネル校正およ		
	ウェル	以下	び論理回路機能検査を実施する。	定検	亨止時
	圧力高				
[3. 原子炉建屋	10×(通常運転時のバ	(1)発電課長は,原子炉の状態が運転,起	毎日	1回
Į,	原子炉棟排気	ックグランド) 以下	動,高温停止および炉心変更時*2また		
,	放射能高		は原子炉建屋原子炉棟内での照射され		
4	4. 燃料取替工	10×(通常運転時のバ	た燃料に係る作業時に動作不能でない		
	リア放射能	ックグランド) 以下	ことを指示により確認する。		
	高※1		(2)計測制御課長は、チャンネル校正およ	定検	亨止時
			び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。		
	/	日本地口の仮払けナバノ	·		

※1:高線量当量率物品の移動時を除く。

※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

	要	素	設定値	項目	頻	度
E	. 残留熱除去	系		(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1	口
	a. 原子炉	水位低	1,344cm 以上(圧力容	転,起動および高温停止において		
L	(L3)		器零レベルより)	動作不能でないことを指示によ		
	b. ドライ	ウェル	13.7kPa[gage]以下	り確認する。		
	圧力高			(2)計測制御課長は、チャンネル校正	定事検	亭止時
				および論理回路機能 <u>を確認</u> する。		
L						
6	. 格納容器	ドレン		(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1	П
5	系			転,起動および高温停止において		
	a. 原子炉	水位低	1,344cm 以上(圧力容	動作不能でないことを指示によ		
L	(L3)		器零レベルより)	り確認する。		
	b. ドライ	ウェル	13.7kPa[gage]以下	(2)計測制御課長は、チャンネル校正	定事検	亭止時
	圧力高			および論理回路機能 <u>を確認</u> する。		
L						

変更後

※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

(3) 原子炉建屋隔離系計装

表27-2-4(3) 原子炉建屋隔離系計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位	1,344cm以上	(1)発電課長は,原子炉の状態が運転,起	毎日1回
低 (L3)	(圧力容器零	動および高温停止において動作不能で	
	レベルより)	ないことを指示により確認する。	
2. ドライ	13.7kPa[gage]	(2)計測制御課長は、チャンネル校正およ	
ウェル	以下	び論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事検停止
圧力高			時
3. 原子炉建屋	10×(通常運転時のバ	(1)発電課長は,原子炉の状態が運転,起	毎日1回
原子炉棟排気	ックグランド) 以下	動,高温停止および炉心変更時*2また	
放射能高		は原子炉建屋原子炉棟内での照射され	
4. 燃料取替工	10×(通常運転時のバ	た燃料に係る作業時に動作不能でない	
リア放射能	ックグランド) 以下	ことを指示により確認する。	
高※1		(2)計測制御課長は、チャンネル校正およ	定事検停止
		び論理回路機能 <u>を確認</u> する。	時

※1:高線量当量率物品の移動時を除く。

※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

変更前

5. その他計装

(1) 非常用ディーゼル発雷機計装

表27-2-5(1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認

表27-2-5 (1)	非常用アイーセル:		
要素	設定値	項目	頻度
1. 非常用ディーゼ		(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
ル発電機計装		転,起動および高温停止におい	
a. 非常用交流高		て,動作不能でないことを指示に	
圧電源母線電	_	より確認する。ただし、非常用交	
圧低		流高圧電源母線電圧低を除く。	
		(2)計測制御課長は、チャンネル校正	
b. 原子炉水位異	947cm U.L.	を実施する。ただし、非常用交流	定検停止時
常低(L1)	(圧力容器零レベル	高圧電源母線電圧低を除く。	
III PEX (LL I)	より)	(3)電気課長は、論理回路機能検査を	
ルニノカー		実施する。	
	13.7kPa[gage]以下		定検停止時
圧力高			<u>XC X</u> 1, 111. 1
2. 高圧炉心スプレ		(1) 発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回
イ系ディーゼル		転,起動および高温停止におい	
発電機計装		て, 動作不能でないことを指示に	
a. 非常用交流高	_	より確認する。ただし、非常用交	
圧電源母線電		流高圧電源母線電圧低を除く。	
圧低		(2) 計測制御課長は、チャンネル校	
b. 原子炉水位異	1,216cm以上	正を実施する。ただし、非常用交	定検停止時
常低 (L2)	(圧力容器零レベル	流高圧電源母線電圧低を除く。	
	より)	(3)電気課長は、論理回路機能 <u>検査を</u>	
c. ドライウェル	13.7kPa[gage]以下	<u>実施</u> する。	
圧力高	10 0.[0080] 5/ 1		定検停止時

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表27-2-5(2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る確認

ı	$X \le 1 - 2 - 3 (2)$	原丁炉 惘雁时巾40	不可 教に下の唯恥	
	要 素	設定値	項目	頻度
	1. 原子炉水位異常	1,216cm 以上 (圧力	(1)発電課長は,原子炉の状態が運	毎日1回
	低 (L2)	容器零レベルより)	転,起動*1および高温停止*1に	
			おいて動作不能でないことを指	
			示により確認する。	
			(2)計測制御課長は、チャンネル校	定検停止時
			正および論理回路機能検査を実	
			<u>施</u> する。	

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。

5. その他計装

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表27-2-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認

要	素	設定値	項目	頻度
1. 非常用	ディーゼ		(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
ル発電	幾計装		転,起動および高温停止におい	
a . 非常	用交流高		て,動作不能でないことを指示に	
圧電	源母線電	_	より確認する。ただし,非常用交	
圧低			流高圧電源母線電圧低を除く。	
			(2)計測制御課長は,チャンネル校正	
b . 原子	·炉水位異	947cm以上	を実施する。ただし,非常用交流	定事檢停止時
常低((L1)	(圧力容器零レベル	高圧電源母線電圧低を除く。	
		より)	(3)電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u>	
с. ドラ	イウェル	13.7kPa[gage]以下	する。	
圧力高				定事檢停止時
2. 高圧炉	心スプレ		(1) 発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回
イ系デ	ィーゼル		転,起動および高温停止におい	
発電機	計装		て,動作不能でないことを指示に	
a . 非常	用交流高	_	より確認する。ただし、非常用交	
圧電	源母線電		流高圧電源母線電圧低を除く。	
圧低			(2) 計測制御課長は、チャンネル校	
b . 原子	·炉水位異	1,216cm 以上	正を実施する。ただし、非常用交	定事検停止時
		(圧力容器零レベル	流高圧電源母線電圧低を除く。	
		より)	(3) 電気課長は, 論理回路機能を確認	
c. ドラ	イウェル	13.7kPa[gage]以下	する。	
圧力高				定事検停止時

変更後

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表27-2-5(2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る確認

1X	(21 2 3 (2) 水丁が開催が行われて可数に成る推薦					
	要	素	設定値	項目	頻度	
	1. 原子炉	水位異常	1,216cm 以上 (圧力	(1)発電課長は、原子炉の状態が運	毎日1回	
	低 (L2))	容器零レベルより)	転,起動*1および高温停止*1に		
				おいて動作不能でないことを指		
				示により確認する。		
				(2)計測制御課長は、チャンネル校	定事檢停止時	
				正および論理回路機能 <u>を確認</u> す		
L				る。		

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。

変更前

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表27-2-5(3)原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%	計測制御課長は、チャンネル校正お	定検停止時
	閉以下※1	よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	
2. 蒸気加減弁急速		計測制御課長は、チャンネル校正お	定検停止時
閉	油圧**1	よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	
a. 油圧	4.12MPa[gage]以上		
b. 電磁弁励磁	励磁位置※1		
位置			

※1:タービン入口蒸気第1段圧力が、2号炉においては1.293MPa[gage] {原子炉熱出力の30%相 ※1:タービン入口蒸気第1段圧力が、2号炉においては1.293MPa[gage] {原子炉熱出力の30%相 当 } . 3 号炉においては 1.24MPa[gage] {原子炉熱出力の 30%相当} 以上で運転している時。

(4) 制御棒引抜監視装置計装

表 2 7 - 2 - 5 (4) 制御榛引抜陸視基置計基に係る確認

表とし と 5 (4) 時時伊力級血光教官自教に外る確応				
要 素	設定値	項目	頻度	
1. 制御棒引抜阻止	105%以下	発電課長は、原子炉熱出力が 30%相	起動時	
a. 中性子束高	(再循環流量 Wd(%)	当以上の場合にバイパスされていな		
	に対し, 0.62Wd +	いことの確認を行う。		
	52%の式により設定	計測制御課長は,チャンネル校正(検	定検停止時	
	する。)	出器は除く) および論理回路機能 <u>検</u>		
		<u> 査を実施</u> する。		
b. 機器動作不能		計測制御課長は、論理回路機能 <u>検査</u>	定検停止時	
		<u>を実施</u> する。		
c. 下限	5 %*1	計測制御課長は,チャンネル校正(検	定検停止時	
		出器は除く) および論理回路機能検		
		<u> 査を実施</u> する。		
				

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな ※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していな いとは見なさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表27-2-5(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認

	\- /		1,4,4,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,	Transfer of the first of the fi
	要素	設定値	項目	頻度
1.	原子炉水位高	1,460cm以下	発電課長は、原子炉熱出力が 30%相	毎日1回
	(L8)	(圧力容器零レベル	当以上の時に動作不能でないことを	
		より)	指示により確認する。	
			計測制御課長は、チャンネル校正お	定検停止時
			よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

表27-2-5(6)中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認

要素	項目	頻度				
1. 原子炉圧力	計測制御課長は,チャンネル校正を実施	定検停止時				
2. 原子炉隔離時冷却系流量	する。	または				
3. 原子炉隔離時冷却系制御	発電管理課長は、制御回路切替スイッチ	<u>定検</u> 停止後の				
4. 残留熱除去系流量	毎の機能 <u>試験を実施</u> する。	原子炉起動時				

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表27-2-5(3)原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認

<u> </u>						
要 素	設定値	項目	頻 度			
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%	計測制御課長は、チャンネル校正お	定事検停止時			
	閉以下*1	よび論理回路機能を確認する。				
2. 蒸気加減弁急速		計測制御課長は、チャンネル校正お	定事検停止時			
閉	油圧**1	よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。				
a. 油圧	4.12MPa[gage]以上					
b. 電磁弁励磁	励磁位置※1					
位置						
	4 6 4 6 6 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, III.	madeballs I I			

変更後

当 } , 3 号炉においては 1.24MPa[gage] {原子炉熱出力の 30%相当} 以上で運転している時。

(4)制御棒引抜監視装置計装

表27-2-5(4) 制御棒引抜監視装置計装に係る確認

要 素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止	105%以下	発電課長は、原子炉熱出力が 30%相	起動時
a. 中性子束高	(再循環流量 Wd(%)	当以上の場合にバイパスされていな	
	に対し, 0.62Wd +	いことの確認を行う。	
	52%の式により設定	計測制御課長は,チャンネル校正(検	定事検停止時
	する。)	出器は除く)および論理回路機能を	
		<u>確認</u> する。	
b. 機器動作不能	_	計測制御課長は、論理回路機能を確	定事検停止時
		<u>認</u> する。	
c. 下限	5 % [*] 1	計測制御課長は,チャンネル校正(検	定事検停止時
		出器は除く) および論理回路機能を	
		<u>確認</u> する。	

いとは見なさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表27-2-5(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認

	要	素	設定値		項	目		頻	度
1.	原子炉石	水位高	1,460cm 以下	発電課長は,	原子炉	熱出力が	30%相	毎日1	П
	(L8)		(圧力容器零レベル	当以上の時に	こ動作	不能でない	ことを		
			より)	指示により確	[認する) _o			
				計測制御課長	長は, 5	チャンネル	校正お	定事検	亭止時
				よび論理回路	格能を	<u>・確認</u> する。)		

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

表27-2-5(6)中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認

要素	項目	頻度
1. 原子炉圧力	計測制御課長は,チャンネル校正を実施	定事検停止時
2. 原子炉隔離時冷却系流量	する。	または
3. 原子炉隔離時冷却系制御	発電管理課長は、制御回路切替スイッチ	<u>定事検</u> 停止後
4. 残留熱除去系流量	毎の機能を確認する。	の原子炉起動
		時

変更前

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

表27-2-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認

XZIZIZIII	1 7000 107 71 107/0	大人工 門 小口 衣 (こ) かつ 世 10	
要 素	設定値	項目	頻度
1.原子炉建屋原子	10×(通常運転時	発電課長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
炉棟排気放射能	のバックグラウン	起動,高温停止および炉心変更時**2	
高	ド) 以下	または原子炉建屋原子炉棟内での照	
		射された燃料に係る作業時に動作不	
2.燃料取替エリア		能でないことを指示により確認す	
放射能高※1		る。	
		(1)計測制御課長は、チャンネル校正	定検停止時
		を実施する。	
		(2)電気課長は、論理回路機能 <u>検査を</u>	
		<u>実施</u> する。	
**********	1/ D ~ 14-11 ph \) PA >		

※1:高線量当量率物品の移動時は除く。

※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(8) 事故時計装

表27-2-5(8) 事故時計装に係る確認

スピー と 0 (0) 事成時 教に所る権助				
要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	発電課長は、原子炉の状態が運転および	毎日1回		
2. 原子炉水位(広帯域)	起動時に動作不能でないことを指示によ			
3. 原子炉水位(燃料域)	り確認する。			
4. ドライウェル圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施	定検停止時		
5. ドライウェル内雰囲気線量当量	する。			
率				

(省略)

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

表27-2-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認

要素	設定値	項目	頻度
1.原子炉建屋原子	10× (通常運転時	発電課長は、原子炉の状態が運転、	毎日1回
炉棟排気放射能	のバックグラウン	起動, 高温停止および炉心変更時**2	
高	ド)以下	または原子炉建屋原子炉棟内での照	
		射された燃料に係る作業時に動作不	
2.燃料取替エリア		能でないことを指示により確認す	
放射能高*1		る。	
		(1)計測制御課長は、チャンネル校正	定事検停止時
		を実施する。	
		(2)電気課長は、論理回路機能を確認	
		する。	

変更後

※1:高線量当量率物品の移動時は除く。

※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(8) 事故時計装

表27-2-5(8) 事故時計装に係る確認

要素	項目	頻度
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位(広帯域) 3. 原子炉水位(燃料域)	発電課長は,原子炉の状態が運転および 起動時に動作不能でないことを指示によ り確認する。	毎日1回
4. ドライウェル圧力	引 () () () () () () () () () (<u>定事検</u> 停止時

(省略)

(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

変更前

- 2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各 号を実施する。
- (1) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に 定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 *1
- (2) 計測制御課長は、<u>定検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。

(中略)

※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。

(省略)

(非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)

- 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心 冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する確認時および確認後4 時間以内を除く。
- 2. 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査<u>を実施</u>し、その結果を発電 管理課長に通知する。

(省略)

(主蒸気逃がし安全弁)

第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

変更後

- 2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。**1
- (2) 計測制御課長は、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30 -2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。

(中略)

※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定事検停止時前に本確認を行うことができる。

(省略)

(非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)

- 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心 冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する確認時および確認後4 時間以内を除く。
- 2. 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査<u>の結果を確認</u>し、その結果を発電管理課長に通知する。

(省略)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

(非常用炉心冷却系その1) 第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に 定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止 時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号 を実施する。

変更前

- (1) 電気課長は,<u>定検</u>停止時に,自動減圧系,高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,低 圧注水系が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。
- (2) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その 結果を発電管理課長に通知する。
- (3) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項および高圧炉 心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と 電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。**1

(中略)

表39-2

項 目 頻 度

(中略)

3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 325m³/h 以上で, 全揚程が 861m以上である <u>定検</u>停止後 ことを確認する。また, ポンプの運転確認後, ポンプの運転確認に際し使用し た弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 動前に1回

(省略)

(非常用炉心冷却系その1)

第39条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,非常用炉心冷却系は表39-1に 定める事項を運転上の制限とする。ただし,原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止 時冷却系の運転中は,当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。

変更後

- 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、自動減圧系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、 低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
 - (2) 原子炉課長は,定事<u>検</u>停止時に,格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。
 - (3) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項および高圧 炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁 と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。*1

(中略)

表39-2

項目

頻 度

(中略)

3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 325m³/h 以上で, 全揚程が 861m 以上である ことを確認する。また, ポンプの運転確認後, ポンプの運転確認に際し使用し た弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 前に1回

(省略)

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更 (原子炉起動時に実施す

る運転確認終了後,運転 上の制限を適用する旨を

(法令等の改正に伴う変

追記)

超 床

	変更前

(原子炉隔離時冷却系)

- 第41条 原子炉の状態が運転, 起動および高温停止(原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上)において, 原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各 号を実施する。
- (1)発電管理課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期検査</u>終了までの期間において、原子炉 隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。
- (2) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が 原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。**1

(中略)

表41-2

項目	頻度
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m³/h で,全揚程が運転確認時の原子炉	1ヶ月に
圧力に加えて 66m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポ	1回
ンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水	
であることを確認する。	
さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動	
作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であ	
ることを確認する。	
2. 原子炉圧力が $1.04 \mathrm{MPa}[\mathrm{gage}]$ 相当 *2 において,原子炉隔離時冷却系ポンプ流	定検停止後
量が 90.8m³/h で,全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 78m 以上であるこ	の原子炉起
とを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した	動中に1回
弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	
さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動	
作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であ	
ることを確認する。	

※2:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

(省略)

(原子炉隔離時冷却系)

第41条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉 起動時に実施する運転確認終了後) において,原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事 項を運転上の制限とする。

変更後

- 2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)発電管理課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期事業者検査</u>終了までの期間において、 原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。
- (2) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。**1

(中略)

表41-2

		歿 及
	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m³/h で,全揚程が運転確認時の原子炉	1ヶ月に
	圧力に加えて 66m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポ	1 回
	ンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水	
	であることを確認する。	
	さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動	
	作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であ	
	ることを確認する。	
	2. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当*2において,原子炉隔離時冷却系ポンプ流	定事検停止
	量が90.8m3/hで,全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であるこ	後の原子炉
	とを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した	起動中に1
	弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	口
	さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動	
	作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であ	
	ることを確認する。	
1	***	

※2:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

(省略)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施	i設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)計測制御課長は、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)原子炉課長は、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)計測制御課長は、定事檢停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)原子炉課長は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
 (格納容器および格納容器隔離弁) 第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。 2. 格納容器および格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)原子炉課長は、定検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)計測制御課長は、定検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (3)発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 	 (格納容器および格納容器隔離弁) 第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。 2. 格納容器および格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)原子炉課長は、定事検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)計測制御課長は、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (3)発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
 (サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。 2. サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)発電管理課長は、定検停止時に、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開および全閉することを確認する。 	 (サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。 2. サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)発電管理課長は、定事検停止時に、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開および全閉することを確認する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
(可燃性ガス濃度制御系) 第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。	(可燃性ガス濃度制御系) 第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

- (1) 計測制御課長は、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発電 管理課長に通知する。

(省略)

電管理課長に通知する。

(省略)

(1) 計測制御課長は、定事検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施	i設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)発電管理課長は、定検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。 (2)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。	(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)発電管理課長は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。 (2)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(中略)	(中略)	
※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	
(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)電気課長は、 <u>定検</u> 停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)電気課長は、定事検停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
(非常用ガス処理系) 第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)電気課長は、定検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)放射線管理課長は、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (3)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動することおよび非常用ガス処理系の出入口弁が開することを1ヶ月に1回確認する。	(非常用ガス処理系) 第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)電気課長は、定事検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (2)放射線管理課長に通知する。 (2)放射線管理課長は、定事検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 (3)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動することおよび非常用ガス処理系の出入口弁が開することを1ヶ月に1回確認する。	制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変
(中略)	(中略)	
※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	

(省略)

(省略)

(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)

第54条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉 補機冷却海水系は、表54-1に定める事項を運転上の制限とする。

変更前

- 2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 電気課長は、定検停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポン プ」という。) および原子炉補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」とい う。) が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
- (2) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。
- (3) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動 弁※²の開閉状態を確認する。

(省略)

(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)

- 第55条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。) および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。) が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
 - (2) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動 弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水 であることを確認する。**1
 - (3) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と雷動弁^{※2}の開閉状態を確認する。

(省略)

(中央制御室非常用換気空調系)

- 第58条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時**1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,中央制御室非常用換気空調系は表58-1に定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は,<u>定検</u>停止時に,中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。
 - (2) 放射線管理課長は,<u>定検</u>停止時に,中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表58-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。

(省略)

(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)

第54条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉 補機冷却海水系は、表54-1に定める事項を運転上の制限とする。

変更後

- 2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足している ことを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。) および原子炉補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。) が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
- (2) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動 弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認す る。**1
- (3) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁※2の開閉状態を確認する。

(省略)

(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)

- 第55条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は,表55-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。) および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。) が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
 - (2) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。**1
 - (3) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*2}の開閉状態を確認する。

(省略)

(中央制御室非常用換気空調系)

- 第58条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時**1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表58-1に定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
- (2) 放射線管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表 5 8-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。
- (3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時**1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動することおよび中央制御室非常用換気空調系ダンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。

(省略)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

変更前 (非常用ディーゼル発雷機その1) 第61条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機*1は表6 1-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用ディーゼル発雷機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次 の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、 その結果を発電管理課長に通知する。

(省略)

(直流電源その1)

- 事項を運転上の制限とする。
- 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。 (1) 電気課長は、定期検査において、直流電源(蓄電池および充電器*2) の機能を確認し、そ の結果を発電管理課長に通知する。

(省略)

(運転上の制限の確認)

第73条 各課長は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。

(省略)

(予防保全を目的とした<mark>点検・保修</mark>を実施する場合)

- 第75条 各課長は、予防保全を目的とした<u>点検・保修</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外 に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置**1 を要求される完了時間の範囲内で実施する。
- 2. 各課長は、予防保全を目的とした<u>点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行</u> する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求 される完了時間の範囲を超えて<mark>点検・保修</mark>を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定 め,原子炉主任技術者の確認を得て実施する。
- 3. 第1項および第2項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とは みたさない。
- 4. 各課長は、第1項または第2項に基づく点検・保修を行う場合、関係課長と協議し実施する。
- 5. 第1項および第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を<mark>点検・保修</mark>に対す る完了時間の起点とする。
- 6. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置*2を順次 実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。

(中略)

※ 2:<u>点検・保修</u>を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行 する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施につい ては除く。

(非常用ディーゼル発電機その1)

第61条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機※1は表6 1-1で定める事項を運転上の制限とする。

変更後

- 2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次 の各号を実施する。
- (1) 電気課長は、定事検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認 し、その結果を発電管理課長に通知する。

(省略)

(直流電源その1)

- 第64条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は表64−1で定める │第64条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は表64−1で定める 事項を運転上の制限とする。
 - 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。
 - (1) 電気課長は、定事検停止時において、直流電源(蓄電池および充電器*2)の機能を確認し、 その結果を発雷管理課長に通知する。

(省略)

(運転上の制限の確認)

第73条 各課長は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。なお、この 確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確 認(以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法(事故時等の条件を模擬でき ない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を 含む。)により行う。

(省略)

(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)

- 第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に 移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置*1を、 その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範 囲内で実施する。
- 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行す。 る場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求さ れる完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置*1を定め、 その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施 する。
- 3. 第1項および第2項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とは みなさない。
- 各課長は、第1項または第2項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。
- 5. 第1項および第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する 完了時間の起点とする。
- 6. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置※2を順次 実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。

(中略)

※2:保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行す る措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施について は除く。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

記載の適正化(保安規定 審査基準との整合)

記載の適正化(用語の統

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

変更前 (運転上の制限に関する記録) 第76条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の 状態を記録する。 2. 発電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制 限を満足していないと判断した場合を引継日誌に記録する。 (運転上の制限に関する記録) 第76条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の 状態を記録する。 2. 発電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制 限を満足していないと判断した場合を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 選集していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。	理由の適正化(用語の統
第76条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の 状態を記録する。 2. 発電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。	の適正化(田語の締
(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該機能上の制限されが満足していないと判断した場合は、当該機所の実施禁足(型・甲素を含む)(3) 運転上の制限を連加した場合は、満足していると判断した場合は、当該所の実施禁足(型・甲素を含む)(3) 運転上の制度を実施した場合は、満足していると判断した場合は、満足していると判断した場合は、適としていると判断した場合は、適としていると判断した場合は、当該機所の実施禁足(でいると判断した場合は、当該機所の実施禁足(でいると判断した場合は、当該機能の実施禁足(でいると判断した場合は、当該機能の実施禁足(でいると判断した場合は、当該機能の実施禁足(でいると判断した場合は、当該機能の表情に関係を含むた場合、また場合を含む、適としていると判断した場合は、当該機能の表情に関係を含むた場合、というのである。 20 要素を含む、対した場合は、活用除外とした選和した場合は、活用除外とした選和した場合は、活用除外とした選和した場合は、活用除外とした選和した場合は、活用除外とした選和した場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、活用除外とした選和して、20 要素とは必要性が変を表していると判断した場合は、活用除外とした選和して、20 要素ともも特殊となど対象と対象を変がしる。 20 要素ともも特殊となど対象と対象を変がした場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、活用除外とした選和していると判断した場合は、当該機能のでは、これを表しましていると判断した場合は、当該機能のでは、またのでは、10 単位には、10	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)		
変更前	変更後	理由
第5章 燃料管理	第5章 燃料管理	
(新燃料の運搬) 第80条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。**1 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3) に加え、次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。**1 (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	(新燃料の運搬) 第80条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。 2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。**1 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1) から(3) に加え、次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。**1 (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	 必要な監督を行わせるとと。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する**1。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 	
6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。	7. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。	
※1:発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。	※1:発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。	
(省略)	(省略)	

女川原子力発電所原子炉旗	面設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(燃料の検査) 第82条 原子燃料課長は、 <u>定期検査時</u> に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観 検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。	(燃料の検査) 第82条 原子燃料課長は、 <u>定期事業者検査</u> 時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合 体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する <u>とともに、燃料の使用</u> <u>の可否を判断する</u> 。 2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
2. 放射線管理課長は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合、原子炉冷却材中のよう素131の増加量 ^{※1} を測定し、その結果を原子燃料課長へ通知する。 3. 原子燃料課長は、第2項の測定結果等から燃料取替の措置を講じる場合、シッピング検査を行い、燃料の継続使用の可否を判断する。なお、漏えいまたは漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。 4. 原子燃料課長は、第1項または第3項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済	3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではない	
燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。 <u>5. 原子燃料課長は</u> ,第1項 <u>または第3項</u> の検査を実施するために燃料を移動する場合は,燃料交		
換機を使用する。 ※1:増加量とは負荷降下開始時から発電機解列後24時間までの期間の増加分とする。ただし、 発電機解列後24時間までに大気圧に達しない場合は大気圧到達までとする。	వేం. 	
(燃料の取替実施計画) 第83条 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまで に取替炉心の配置および体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所 長の承認を得る。 2.	(燃料の取替実施計画) 第83条 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまで に取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定め <u>各評価および嘘認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</u> 2.原子力部長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心 特性の変化を <u>審慮</u> し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の熱・機械 設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値または制限値に基づき設定)を 満足することを確認するため、次号を実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更) 記載の適正化(評価は本 項第1号で規定するため 記載変更)
原子力部長は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から 次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉 心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を原子燃 料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。	(1)原子力部長は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を <u>所定の出力で</u> 運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。 a. 反応度停止余裕	
(1)停止余裕(2)最小限界出力比(3)燃料棒最大線出力密度(4)燃料集合体最高燃焼度	b. 最小限界出力比 c. 燃料棒最大線出力密度 d. 燃料集合体最高燃焼度 e. 燃料の出力履歴 f. 核熱水力安定性(チャンネル水力学的安定性、炉心安定性および領域安定性) g. 減速材ボイド係数 h. スクラム反応度曲線 i. 制御棒の最大反応度価値*1 j. ほう酸水注入時の実効増倍率	
	※1:制御棒の最大反応度価値は、制御棒グループの設定やバンク引抜等によって燃料配置や炉心 状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性 評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を 行う。	

女川原子力発電所原子炉施	T設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
3. 燃料を装荷した後に、第2項 <u>の</u> 期間を延長する場合には、あらかじめ原子力部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。	3.燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、原子力部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
(使用済燃料の貯蔵) 第86条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1)各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3)燃料交換機を使用すること。 (4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	(使用済燃料の貯蔵) 第86条 原子燃料課長は、使用済燃料 (以下、本編において照射された燃料を含む。) を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

(使用済燃料の運搬)

第<u>87</u>条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。

変更前

- 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、使用済 燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること。
- (2) 燃料交換機を使用すること。
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。
- 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器 を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
 - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。
 - (4) 車両を徐行させること。
 - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために 必要な監督を行わせること。
 - (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。
- 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める 区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法 令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(使用済燃料の運搬)

第<u>86条の2</u> 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。

変更後

- 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、 使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
 - (1) 法令に適合する容器を使用すること。
 - (2) 燃料交換機を使用すること。
 - (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
 - (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。
- 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器 (以下、本条において「輸送物」という。) を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)は適用とならない。
- (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
- (4) 車両を徐行させること。
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために 必要な監督を行わせること。
- (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。
- 4. 放射線管理課長は、輸送物を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める 区域に<u>輸送物</u>を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1を超えていないことを確認する。
- 6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。
- 7. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を、 検査実施責任者として指名する。
- 8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。
- (1) 外観檢查
- (2) 気密漏えい検査
- (3) 圧力測定検査
- (4)線量当量率検査
- (5) 未臨界検査
- (6) 温度測定検査
- (7) 吊上檢查
- (8) 重量検査
- (9) 収納物検査
- (10)表面密度検査
- 9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

女川原士刀発電所原士炉施	i設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第6章 放射性廃棄物管理	第6章 放射性廃棄物管理	
_ <u>(新規)</u>	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ば くを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施 する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(頻度の定義) 第 <u>92</u> 条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 <u>92</u> のとおりとする。 表 <u>92</u>	(頻度の定義) 第 <u>87条の2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 <u>87の2</u> のとおりとする。 表 <u>87の2</u>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)
(省略)	(省略)	
(放射性固体廃棄物の管理) 第88条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を 施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第88条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を 施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 ^{※1} または保管する。	
(中略)	(中略)	
5. 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>事項を遵守</u> する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	5. 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	6. 放射線管理課長は、第5項の連般において、連般的に谷器等の線量当量率が法令に定める値を 超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超え ていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表 面汚染密度についての確認を省略できる。	
(中略)	(中略)	

	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。	8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 (4) 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 (5) 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 放射線管理課長は、第10項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
※1:貯蔵とは,保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。	※1:貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。	
(省略)	(省略)	
(放出管理用計測器の管理) 第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同 表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代 替品を補充する。	(放出管理用計測器の管理) 第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同 表に定める数量を確保する。 <u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u> ただし、故障等 により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

変更前 変更後 理由 第7章 放射線管理 第7章 放射線管理 原子力規制における検査 (新規) (放射線管理に係る基本方針) 制度の見直しに伴う変更 第92条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定め (法令等の改正に伴う変 られた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう事施する (頻度の定義) (頻度の定義) 原子力規制における検査 第107条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表107のとおりとする。 第92条の2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表92の2のとおりとする。 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 表107 表92の2 (省略) (省略) (線量の評価) (放射線業務従事者の線量管理等) 原子力規制における検査 第100条 第100条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案する 制度の見直しに伴う変更 とともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 (法令等の改正に伴う変 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表100に定める 2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表100に定める項 項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (省略) (省略) 原子力規制における検査 (平常時の環境放射線モニタリング) 制度の見直しに伴う変更 (新規) 第102条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の (法令等の改正に伴う変 環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (放射線計測器類の管理) (放射線計測器類の管理) 原子力規制における検査 第103条 放射線管理課長および計測制御課長は、表103に定める放射線計測器類について、 第103条 放射線管理課長および計測制御課長は、表103に定める放射線計測器類について、 同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または 制度の見直しに伴う変更 同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障 (法令等の改正に伴う変 代替品を補充する。 等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (省略) (省略) (管理区域外等への搬出および運搬) (管理区域外等への搬出および運搬) 第104条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお 第104条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 合は、この限りでない。 合は、この限りでない。 2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第80条, 第87条および第88条に定めるものを除く。 原子力規制における検査 2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第80条, 第86条の2および第88条に定めるものを 以下、本条において同様。) を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、 制度の見直しに伴う変更 除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する 第88条第5項を準用する。 (法令等の改正に伴う変 場合は、第88条第5項を準用する。 3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えてい 3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を ないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていない 超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超え ことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度につ ていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染 いての確認を省略できる。 密度についての確認を省略できる。 (省略) (省略)

	2段保安規定変更比較表(令和2年度 果北電原運第29号)	果北電刀株式会住
変更前	変更後	理由
(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、 <u>第87</u> 条および第88条を除く。)を発電所外 に運搬する場合は、所長の承認を得る。	(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2.各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3.各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1)法令に適合する容器に封入されていること (2)法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること 4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

変更前 第8章 保守管理

(保守管理計画)

第108条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に 従うものとする。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管 理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、 および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを 行う。
- (2) さらに、第108条の2に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守 管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。
- (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。 また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3 参 照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3 参昭) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求さ れる機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される 機能を有する設備
- (3) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に規定される設備
- (4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (5) その他自ら定める設備

変更後 第8章 施設管理

(施設管理計画)

第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発 雷用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)を 含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を 定める。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

- 1. 施設管理の実施方針および施設管理目標
- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管 理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果 および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを 行う。
- (2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設 管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。
- (3) 組織は, 施設管理の実施方針に基づき, 施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

2. 保全プログラムの策定

組織は、1.の施設管理目標を達成するため、3.より10.からなる保全プログラムを策定する。 また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求さ れる機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される 機能を有する設備
- (3) 原子炉設置(変更)許可申請書ならびに設計および工事計画認可申請書で保管または設置要求 があり、許可または認可を得た設備
- (4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (5) その他自ら定める設備

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

変更前

5. 保全重要度の設定

組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、 PSAから得られるリスク情報を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を 考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.</u>の<u>保全</u>重要度を踏まえ、プラントレベル および系統レベルの保全活動管理指標を設定する。
- a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として,以下のものを設定する。

- ① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数
- ② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- ③ 丁学的安全施設の計画外作動回数
- b. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針 クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。

- ① 予防可能故障 (MPFF) 回数
- ② 非待機 (UA) 時間*1
- ※1: 非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作 に必須の機能に対してのみ設定する。
- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(中略)

② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第76条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。

(中略)

4. 施設管理の重要度の設定

組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計および工事に用いる重要度を設定する。

変更後

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリ スク情報および運転経験等を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。
- (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等に基づき設定する。
- (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。
- 5. 保全活動管理指標の設定, 監視計画の策定および監視
- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、4.の<u>施設管理の</u>重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。
- a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として,以下のものを設定する。

- ① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数
- ② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- ③ 工学的安全施設の計画外作動回数
- b. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。

- ① 予防可能故障 (MPFF) 回数
- ② 非待機 (UA) 時間^{*1}
- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(中略)

② 非待機 (UA) 時間※Lの目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第76条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。

(中略)

※1:非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作 に必須の機能に対してのみ設定する。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

7. 保全計画の策定

(1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の 始期および期間に関することを含める。

変更前

- a. 点検計画 (7.1 参照)
- b. 補修, 取替えおよび改造計画 (7.2 参照)
- c. 特別な保全計画 (7.3 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.の保全</u>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化, 故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見

(中略)

7.1 点検計画の策定

(中略)

- 7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定
- (1) 組織は、<u>補修、取替えおよび改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を 定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替えおよび改造を実施する場 合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その 結果を記録する。
- (2)組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 検査および試験の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の 項目、評価方法および管理基準
- c. 検査および試験の実施時期
- ※2:安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造 物をいう。(以下、本条および第121条において同じ。)
- ※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)、ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。(以下、本条および第121条において同じ。)

6. 保全計画の策定

(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の 始期および期間に関することを含める。

変更後

- a. 点検計画 (6.1 参照)
- b. 設計および工事の計画 (6.2 参照)
- c. 特別な保全計画 (6.3 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4.の<u>施設管理の</u>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a. 運転実績, 事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化, 故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見

(中略)

6.1 点検計画の策定

(中略)

- (4) 組織は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査*2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 事業者検査の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目, 評価方法および管理基準
- c. 事業者検査の実施時期
- ※2:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。
- 6.2 設計および工事の計画の策定
- (1) 組織は、<u>設計および工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の</u>計画を策定する。また、安全上重要な機器等<u>の工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き**3の要否について確認を行い、その結果を記録す
- (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの 実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下「試験等」という。) により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. <u>事業者</u>検査および試験等の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者</u>検査および試験等の項目,評価方法および管理基準
- c. 事業者検査および試験等の実施時期
- ※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。(以下、第121条において同じ。)

記載の適正化(本条において同一の用語が登場しないため削除)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原-	子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
7.3 特別な保全計画の策定	6.3 特別な保全計画の策定	原子力規制における検査
		制度の見直しに伴う変更
(中略)	(中略)	(法令等の改正に伴う変
		更)
8. 保全の実施	7. 保全の実施	
(1) 組織は、7.で定めた保全計画に従って <u>点検・補修等の</u> 保全を実施する。	(1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。	
(2) 組織は、保全の実施にあたって、 <u>以下の必要なプロセス</u> を実施する。	(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理および第107条の3によ	
a. 工事計画	る作業管理を実施する。	
b. 設計管理		
c.調達管理		
d. 工事管理		
(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。	(3) 組織は、保全の結果について記録する。	

8. 保全の結果の確認・評価

- 9. 点検・補修等の結果の確認・評価
- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点 検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。 ※4:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。
- 10. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置および予防処置
- (1) 組織は、以下のa. およびb. <u>の</u>場合には、不適合管理を行った上で、<u>9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の</u>是正処置<u>ならびに予防</u>処置を講じる。
 - a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物,系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって, 定めたプロセスに基づき, 点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、(1) a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

- (U) MINKIN, NE ON CHIER , O
- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検 証するため、事業者検査を実施する。
- (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。
- ※4: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時 をいう。
- 9. 不適合管理, 是正処置および未然防止処置
- (1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に 至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
 - a. <u>保全</u>を実施した構築物,系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、 保全が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 組織は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。

変更前	変更後	理由
<u>11.</u> 保全の有効性評価 (中略)	<u>10.</u> 保全の有効性評価 (中略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	更)
(中略)	(中略)	
12. 保守管理の有効性評価 (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠 <u>および</u> 改善内容について記録する。	11. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果 <u>および</u> その根拠 <u>ならびに</u> 改善内容について記録する。	
13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、B WR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。	12. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社

	他故怀女規定変更比較衣(行相 2 年度 東北電原連弟 2 9 号)	果北電刀休式芸性
変更前	変更後	理由
(新規)	(設計管理) 第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1)保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項(2)「技術基準規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項(3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報(4)設計開発に不可欠なその他の要求事項 3.本条における設計管理には、第107条の3に定める作業管理および第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変更) 記載の適正化 (本保安規定第3条との整合)
(新規)	第107条の3 組織は、第107条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2.組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止(2)供用中の原子炉施設は対する悪影響の防止(3)供用開始をの管理上重要な初期データの採取(4)作業工程の管理(5)供用開始までの作業対象設備の管理(6)第6章に基づく放射機管理(7)第7章に基づく放射機管理(7)第7章に基づく放射機管理(8)系統管理(8)系統によづ、放射機管理(8)系統に関係を定する主が、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変更)

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社

変更前 変更後 理由 (新規) (使用前事業者検査の実施) 原子力規制における検査 第107条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、 制度の見直しに伴う変更 本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事 (法令等の改正に伴う変 にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認 するための使用前事業者検査を統括する。 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実 施した組織以外の者を検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書**1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検 **査項目ごとの判定基準を定める。** a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「技術基準規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合す ることを最終判断する。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、 検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した 組織以外の者 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組 織以外の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前 項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 ※1:使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象および以下に示す方 法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能および性能を確認するために十分な方法 c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであるこ とを確認するために十分な方法

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社

	也故休女規定後史比較衣(〒和2年度 東北電原連第29万)	果 化 電 力 休 八 云 仁
	247427	
変更的(新規)	変更後 (定期事業者検査の実施) 第107条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査を統括する。 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織以外の者を検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者に、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制と構築する。 (2) 検査要阻害***・で定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ことの判定基準を定める。 (4) 検査項目ことの判定基準を定める。 (4) 検査項目ととの判定基準を定める。 (5) 検査生態者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (6) 検査事業者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (7) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織以外の者 (8) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 (9) 検査が象となる設備の工事または点検の調達における供給者の中で、当該工事または点検を実施する組織以外の者 (9) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。 (6) 各書表に係る配務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る配務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 (4) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 (5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 (6) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (7) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (8) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (9) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (10) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (11) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (12) 検査に係る更更の教育訓練を行う。 (13) 検査に係る更更の管理を行う。 (14) 検査に係る更更の管理を行う。 (15) 検査による更適な表別を開達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (16) 検査による方法のでは、対象を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。	理由 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変更)
	万法で行うものとする。	

女川原子力発電所原子炉施	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期 <u>保守</u> 管理方針) 第108条の2 各課長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物*1 (以下、本条において「機器および構造物」という。) について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1)経年劣化に関する技術的な評価 (2)前号に基づく長期 <u>保守</u> 管理方針の策定*2	(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期 <u>施設</u> 管理方針) 第 <u>107</u> 条の <u>6</u> 各課長は、重要度分類指針におけるクラス1,2,3の機能を有する機器および構造物 ^{※1} (以下,本条において「機器および構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1)経年劣化に関する技術的な評価 (2)前号に基づく長期 <u>施設</u> 管理方針の策定 ^{※2}	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(省略)	(省略)	更)
(溶接事業者検査および定期事業者検査の実施) 第108条の3 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査を統括する。 2. 検査課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。 3. 所長は、定期事業者検査に係る責任者を明確にし、責任者は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら定期事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。	<u>(削除)</u>	

	函設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第10章 保安教育	第10章 保安教育	
(所員への保安教育) 第119条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。 (1)技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表119-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	(所員への保安教育) 第119条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な 保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を 実施する。 (1)技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 119-1,2,3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承 認を得る。	
(中略)	(中略)	
	1	

				力	で更前								女况足	,,,,,,	权仪 (77112		変更後		八里分		• /			Í	理由	
				多	文史則					表119	1 — 1	-				2	文义仮								- 理田	
			所員への	の保安教	故育実施方	5針(総括表	;)			48.1.1.8	, 1				所員へ	への保安教	效育実施方	針(総括表	₹)			表11	9-1			
		保安教育	7.肉袋					対象者と教育時間	*2	7		P					9			対象者と教育時間	蘭※2		,	7		
	中分類 (実用炉規則第92条	percentage.			- 全管程表	1 112.202	運転員	放射性廃棄物	依契取扱の業	運転員以外の 技術系所員	事務系所員		1 4/19	District.	教育の内容	ř		7	運転員			運転員以外	4の 事務系所員	1		
大分類	原体は会お上げ保力	小分類 (項目)		実施時期	発電課長 発電副長※3		神機運転員	処理設備の業 務に関わる者	燃料取替の業 務に関わる者			大分類	中分類 大分類 (東用炉規則第92条 の内容) (項目)	内 容 原子炉等増制法に関連する注令の概	実施時期	発電課長 発電副長※3	主機運転員	補機運転員 処理設備の業 務に関わる者 格に関わる者			季你亦 而具					
	規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概 要ならびに関係法令および保安規定の 遵守に関すること		(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	0		関係法令およい保 規定の遵守に関す こと	安 る 原子炉等規制法	原子が寺規制法に関連する法令の敬 要ならびに関係法令および保安規定の 遵守に関すること	D	(1時間以上)	MALICIA DE LA CARRESTA DE LA CARRACTE DEL CARRACTE DE LA CARRACTE DEL CARRACTE DE LA CARRACTE DE		(1時間以上)						
入所時に表 施する教育	原子炉施設の構造。 性能に関すること	設備概要。主要系 統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関す	入所時(新規 配置時)	(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	入所時に施する動	実 資 原子信体粉の維治	. 股債振要,主要	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関す	入所時(新獎 配属時)	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	E) (0.5時間以	上) (0.5時間以上)			
286.1	住能に関すること	総の機能	ること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・ 性能に関すること		(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	*	*1	寺に実 5教育 原子炉施設の構造。 性能に関すること	統の機能	のアヤーなる等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・ 性能に関すること	配属時)	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	O × (0.5時間以上)				
	非常の場合に譲ずべき	PRESIDENT CONTRACTOR	非常の場合に講ずべき処置の概要		(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	〇 (0.5時間以上)	(0.5時間以上)		非常の場合に請す	べき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置の板要		(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以上	(0.5時間以				
	7		法、令、労働安全衛生規則および電離 放射線障害防止規則中の関係条項										関係法令および保 と	安規定の遵守に関す	放射線障害防止規則中の関係条項	t										
	原子炉施設の構造,性		原子炉、放射性廃棄物の廃棄股債およびその他の股債の構造に関すること										原子炉施設の構造	. 性能に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備おびその他の設備の構造に関すること	t.										
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄股備およびその他の股債の取扱いの方法	管理区域内	tus										原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備お びその他の設備の取扱いの方法	k										
		ş.	管理区域への立ち入りおよび退去の手 順 使	において 核燃料物質、 使用済燃料											管理区域への立ち入りおよび退去の 頭	管理区域内 において 核燃料物質。										
放射線果制 従事者教育 ※1	線象務 放射線管理に関すること 名教育 外部放射線による線量当量率および空 によって 気中の放射性特質の濃度の監視の方 コカカル カー		またはこれら こよって汚染 された物を			対象者と	教育時間は、別表:	119-2参照			放射線業 従事者勢 ※1	務 放射線管理に関す 育	ること	外部放射線による線量当量率および3 気中の放射性物質の濃度の監視の方	またはこれらによって汚染	<u>.</u>		対象者と	教育時間は、別表	表119-2参照						
			電離放射線が生体の細胞、組織、器官 時 および全身に与える影響	取り扱う業務 に飲かせる 時											法 電離放射線が生体の細胞、組織、器質 および全身に与える影響	取り扱う業務										
	核燃料物質および核焼		技態料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の種類お よび性状ならびに運搬、貯蔵、廃業の 作業の方法・順序										核燃料物質および	核燃料物質によって汚		- 1						百フも根地ファシいより松木				
	非常の場合に譲ずべき		作業の方法・順序 異常な事態が発生した場合における応 急措置の方法										8	に関すること べき処置に関すること	5染 これらによって汚染された物の 種類 これらによって汚染された物の 種類 化変の方法・順序 異常な事動が発生した場合における页 を指置の方法。											
	関係法令および保安									0	0													7	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更	
	規定の遵守に関すること	係法令および保安 定の遵守に関する と と 展子が能数保安規 安教育、配数および報告に関すること ないに、関係法令および報告に関すること では関すること 展発者に関すること	-					(1時間以上)	(1時間以上)		規定の遵守に関すこと	る 原子炉施設保安 定	総制、品質マネジメートンステム。体制 および評価、保安教育、記録および報 告に関することならびに関係法令およ び保安規定の遵守に関すること							(1時間以	上) (1時間以上)	<u> </u>	刑度の見回しに↑ (法令等の改正↓			
			運転上の留意塞項に関すること 通則							0					路界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること。通則		_0				更)	CIT ノ及				
			運転上の制限に関すること						(1時間以上)					に関すること 運転上の制限に関すること	1		(1時間以上)		E)							
		運転管理	異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること					Tit.			1			運転管理	異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること	+				-						
			巡視点検に関すること 定保財験操作に関すること			対象者、教育実施 教育時間につい 別表119-3参	ては、							3是 84.5 號 7 组	巡視点検に関すること 定例試験操作に関すること			対象者・教育実施時期。 教育時間については。 別表119-3参照								
	原子炉施設の運転に 関すること		異常時対応(現場機器対応)							*			原子炉施設の運動 関すること	ız	定例試験操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)	1	別表11	2005/00/00-1 - 20-00/00	×							
	MY OCC		異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断)							×			M 9 GCC		異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断)	-	×									
			シミュレータ訓練 I (直員連携訓練)												シミュレータ訓練!(直員連携訓練)											
その他反復教育	c c	AMERICAN STREET	シミュレータ制練正(起動停止・異常 時・警報発生時対応操作)	1回/10年 毎以上								その他反教育	to.	運転制練	シミュレータ訓練区(起動停止・異常 時・警報発生時対応操作)	1回/10年										
			時・警報発生時の対応・利断・指揮命 令)	(Perchant)]	教育			シミュレータ訓練団(起動停止・異常 時・警報発生時の対応・判断・指揮命 令)	神以上										
		经空管理	保守管理計画に関すること 放射線測定器の取扱い			3	1		Ť	〇 (1時間以上)				旅投管理	施設管理計画に関すること 放射線測定器の取扱い			1	1	1	7	(1時間以	E)			
			管理区域への出入り管理等、区域管理 に関すること												成別級湖上春の収扱に、 管理区域への出入り管理等。区域管理 に関すること	NE .										
	放射線管理に関すること		線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測		(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	〇 (1時間以上)	×		放射線管理に関す	る 放射線管理	線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測		(1時間以上)	(1時間以上	© (1時間以上)	① (1時間以上) (1時間以上	(1時間以	F) ×			
			アか成れ我に使る株量=量平等の向 定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管 理に関すること		- Internation	- Inches	, manual/						-		かの取り扱い。味の味道当夏千寺の湖 定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること		1 - 1 m m m	The same of the sa	Tieles T	- Eleison	1-2141647	and led Str.	58546			
			協力企業等の放射線防護に関すること												協力企業等の放射線防護に関するこ	Ł										
	核燃料物質および 核燃料物質によって		放射性固体・液体・気体廃棄物の管理 に関すること		901	象者、教育実施時 育時間については	W.			(0.5時間以上))		核燃料物質および 核燃料物質によっ	放射性廃棄物管	1-M9 0-2	l l	901	· 教育宴施品	·期. 北,別表119-3参			(0. 5時間)	(E)			
	核燃料物質によって 汚染された物の取扱 いに関すること	燃料管理	燃料の確界管理に関すること 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に 関すること		教	育時間については	別表119-3参	M		〇 (0. 5時間以上)) *		核燃料物質によっ 汚染された物の取 いに関すること	燃料管理	燃料の施界管理に関すること 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に 関すること		教	等時間については	t, 別表119-3章	網		O (0. 5時間)	(E)			
	S. Contraction		緊急事態応急対策等。原子力防災対 策活動に関すること(アクシデントマネ ジメント対応を含む)		(0.5時間以	E) (0. 5時間以上	② (0.5時間以上	◎※4 :) (0. 5時間以上	◎※4 (0. 5時間以上	〇※4 (0.5時間以上)	②※4 (0.5時間以 上)		000000000000000000000000000000000000000	べき処置に関すること	緊急事態応急対策等。原子力防災対 策活動に関すること(アクシデントマネ ジメント対応を含む)		② (0, 5時間以上	(0.5時間以	② 上) (0. 5時間以上	〇※4 (0.5時間以。	◎※4 上) (0. 5時間以	●※4 上)(0. 6時間)	②※4 (0.5時間以 上)			
※1:各課 十分な知 省略する。 ※2:各対 ※3:発電 ※4:アクシ	・ 各種が、所製上が別途承認された基準に従い、各項目の企業また一部について ・ 分は知識または発展を含化ているかと思わた者について、 の。全員が教育の対象を「関連する要用内容に定決はあり」 ・ クは知識または発展を含化でいるのでは、 の。 ・ 会員が教育の対象を「関連する要用内容に定決はあり」 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象を化なつ決場を心を観音れる。 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象を化なつ決場を心理しません。」 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象と化なつ決場を心理しません。」 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象と化なつ決場を心理しません。」 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象と化なつ決場を心理しません。」 ・ 会員を「おいている会事項目は、対象と化なつ決場を心理しません。」						※1: 各割 十分な5 省略す ※2: 各多 ※3: 発電 ※4: アク	長が、所長により別途 は数および技能を有して ことができる。 象者に要求されている 副長の代格を行う発電 ンデントマネジメント対	乗駆された基準に従いいるものと認めた者! 教育項目は、対象者: 管理副長を含む。 なについては支援組織	 ・・各項目の全部または一部について こついては、該当する教育について となった時点から課せられる。 要要員を対象とする。 		②:全員が教育 〇:業務に関連 ×:教育の対象 ():合計の教	の対象者(関連 する者が教育の 対外 育時間	・ する業務内容に応)対象(関連する業	じ教育内容に選携内容に応じ教育	淡はあり)。 育内容に濃淡はあ	69).	3	100							

		変更前	女川原	十刀発	電所原子炉放	也設保安規定 	一发	更比較表(令和	124	<u>- </u>	北電原運第2	9 号	-)		東北電力株式会社理由
※1、各課長が、所長により別途系統された。 十分の調節おび代籍を有しているものと イ間やことができる。 2、名 対象者に要求されている数 質目目は ※3、表電影長の代表を行う表電管組御長を ※3、表電影長の代表を行う表電管組御長を	数年課業理「関すること 保護学報の場合に関すること 保護学報の場合に関すること ・ 現中部間の構造 作品によって、	20 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	「	対応が開によって活ること		が、発酵表が、所属にお別途素語されたま ・ 大きない。 ・ 大きない。	非常時の場合に調すへき処置に関すること ※1	※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※	遵守に関する	※1 ※1 ※1 ※ ※1 ※ ※1 ※ ※1 ※ ※1 ※ ※1 ※ ※1	が発展を表現に関することを表現に関するような。 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関すること、 一定の表現に関する。	質によって汚 ること	- 3		原子力規制における検査
※1・毎期表が、所表により別途承認された基準に従い、毎項目の金額学には一部について、 を対しているものと認めた。自については、提出する表質について、 をはまり出しては、表面では、は、他のでは、は、他のでは、は、他のでは、 ・のでは、は、他のでは、は、他のでは、は、他のでは、 ・のでは、は、他のでは、は、他のでは、は、他のでは、は、他のでは、 ・のでは、他のでは、他のでは、他のでは、は、他のでは、他のでは、他のでは、 ・のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他	②管理区域への立入りおよび退歩の手順 で食物理が開きした保存用等を対すには一ちらによって汚染された他の活動。 改建あたい機関の作業 力を担心可能。 改進または「建築の小業 (4) 利能が相談には、日本年料によって汚染された健康の進 (4) 利能が相談による模量・当業年以び気仰の総対性物質 の選択の影響、 (2) 投資等の表面の汚染の状態の情報がよび写 質の影響、 (2) 投資等の表面の汚染の状態の情報がよび写 (5) 原子井、 (2) 投資等の表面の汚染の状態の情報がよび写 (5) 原子子、 (2) 対は原業物の療養設備およびその他の設備の 取扱い	(原展水の単型が実にご場合に近りの公園画面 原子院、技計性展集物の原業設備およびその他の股側の構 進および変観いの方法 電離放射線の環路はよび生質、電離放射線が生体の細胞、組 、優別および全別にうえる影響 後、労害なおび全別にうえる影響 後、労害なる後年生規則および電腦放射線が指加ました規則や の関係表現	日常の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	内 袋 ①疾感料物質または使用承燃料の種類および性状 ②疾感料物質または使用承燃料によって汚染された物の種類 およびなせ	所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育) が最も近額時間が	※1・春屋県が、原東により別議承認された基準に従い、各項目の全部までは一層について、保護や指揮によってもあると認か方面については、原当する表質について、保証が出来られている場合は日は、決定をというに対しました。 2年では日本のでは、日本のでは、大学会とはおりませんがある。 2年では、日本のでは、	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置	①常田田城への立入がおよび場上の手順 ②香田城市の公立人がまたりましていることが決されたの心理を れた他の連絡、労働がよりを観める予集 の再版性が開発されば後田済度料によって汚染された労働の処 の有数に対している。 ののおいました。 ののました。 ののまたる。 ののました。 ののました。 ののまた。 ののななななななななななななななななななななななななななななななななななな	法令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則中 の関係条項	原子庁、放射性機構物の機業設備およびその他の設備の構造および教験いの方法 場合よび教験いの方法 場合がは他の構造がよび性質、環菌放射線が生体の極限、組 機・解質がよび生身に与える影響	②管理区域に関すること ②体質知知質も人に使用機能算はした。もによって汚染さ 利力性のご識した。対象に対象の小型の方法および順度 ②体質知知質なしは利用機能は、よる経過性は、この手度の方法はより機の機能の必要 ④の特別の方法は、回の方法 ③変元 京、受、政策の、後回の方法の方法 ⑤交元 京、原、関係の表別の方法の方法の方法 ⑥交元 京、原、原、原の等の方法として、6のではいる。 ⑥ の第分の方法 ⑥ で、他ので、また、日本ので、日本によった。日本によった。日本によった。 ⑥ で、他の音の方法	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	- 韓	所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育) ^{対象表に政府時間}	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変更)
	(2時間以上)	(1.5時間以 (上) (五.50年間以 (五.00年) (五.00年) (五.00年) (五.00年)	(1. 5聯體以上)	発電課長 発電副長※3 © (0.5時間以上)	安教育実			(2時間以上)	(工時間報1)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1. 5時間以 上)	(0. 5時間以 上)	発電課長 発電副長※3	安教育実	
◎:全員が教育○:業務に関連():合計の	(2時間以上)	(1年版報1) (五	(1. 5時間以 (1. 5時間以	主機運転員 ② (0.5時間以上)	施方針(放	◎:全員が教育○:業務に関連():合計の		◎ (2時間以上)	(1時間以上)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1.5時間以 (1.5時間以 (1.5時間以	◎ (0. 5時間以 上)	н	施方針(放	
金属が教育の対象者 (業務に関連する者が教育の対象 ()):合計の教育時間	(2時間以上)	(1. 5時間以上) (1. 5時間以上) (1. 5時間以上) (1. 5時間以上)	(1. 5時間以上)	© *	射線業務化	全員が教育の対象者 業務に関連する者が教育の対象): 合計の教育時間		(2時間以上)	(1時間以上)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1. 5時間以 上)	(0. 5時間以 上)	連転員	射線業務征	
***	(2時間以上)	(1 時間紀 (十	(1. 5開報以)	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者 ⑥ (0.5時間以 上)	従事者教育 対象者と教育時間	**		(2時間以上)	(1時間以上)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1.5時間以 上)		放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	従事者教育 対象者と教育時間	
8	(2時間以上)	(1.5時間以上) (1.5時間以上) (1.5時間以上)	(1. 5時間以上)	燃料取替の業務に関わる者 務に関わる者 ⑥ (0.5時間以 上)	**2			(2時間以上)	(1時間以上)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1. 5時間以 上)	(0. 5時間以 上)	燃料取替の業 器に関わる者		
8	(2時間以上)	(1.5時間以上) (1.5時間以上) (0.5時間以上) (1.5時間以上)	(1. 5時間以	運転員以外の 技術系所員 〇 〇、5時間以 上)				(2時間以上)	(1時間以上)	(1.5時間以 上) (0.5時間以 上)	(1. 5時間以 上)	(0. 5時間以上)			
	(2時間以上)	(1.5時間以上) (1.5時間以上) (2.5時間以上) (3.5時間以上) (4.55年) (4.55年) (5.55年) (5.55年) (5.55年) (5.55年) (5.55年) (5.55年)	(1. 5時間以 上)	事務系所員 〇 (0. 5時間以 上)				〇(2時間以上)	(1時間以上)	(1. 5時間以 (1. 5時間以 (0. 5時間以 上)	(1.5時間以上)	(0. 5時間以上)	#		
9	原子が振動における作業の方法 たどが問題的に長ら改善の攻策 た	原子炉施設に係る設備の構造さ よび取扱いの方法に関する知識 電離放射線の生体に与える影響	原子炉施設における作業の方法 に関する知識	電離放射線障害防止規則の分類 核燃料物質もしくは使用済燃料またにはこれらに汚染された物に関する知識				原子が極端におってきる。 原子が極端におってきる。 い	関係法令	原子炉施設に係る設備の構造お よび取扱いの方法に関する知識 電離放射線の生体に与える影響	原子弊絶約における作業の方法 に関する知識	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに汚染された物に関する知識			
2-6 I I						2 – 6 I I	柒								

							女川	原子	力発電所原子炉加	施設保安	規定	変更」	比較表(令和	2年度	東	比電原	運第 2	9号)	東北電力株式会
				3	変更前										変更後					理由
									表119-3										表119-3	
			所	員への保安	教育実施方	針(運転員)						戸	f員への保安	教育実施方	針(運転員)				
保	安教育の内	18				対象者※1 運転員				I .	安教育の内	220		対象者※1						p
中分類	小分類(項目)	細目	具体的教育内容	発電課長 発電副長※2	主機運転員	接機運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に	無料取替の業務に関わる者	実施頻度および時間	-		1	具体的教育内容	24 49 10 11		運転員	放射性廃棄物処	Wall In St. o. 9 33	実施頻度および時間	
形法令および保 見定の遵守に関 らこと		萨施設保安規定	総則、品質 <u>保証</u> 、体制および影価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要な らびに関係法令および保安規定の遵守に関	©	0	0	関わる者	0	<発電課長、発電副長、主機運転員、 補機運転員> 3年間で30時間以上※3	中分類	小分類 (項目)	細目	総則、品質 <u>マネジメントシステム。</u> 体制および 評価、保安教育、記録および報告に関する	発電課長 発電副長※2	主機運転員	補機運転員 ◎	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	< 発電課長、発電副長,主機運転員, 補機運転員>	原子力規制における
定の遵守に関 こと	原子等	中施設保安規定	すること 保安に関する各組職および各議所の具体的 役割と確認すべき記録	0	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関	関係法令および保 安規定の遵守に関 すること	原子的	炉施股保安規定	総制、品質マネジア・トンステム。体制および 製価、保安教育、記録および報告に関する。 規制の概要ならびに関係法令および保安規 変の遵守に関すること 保安に関すると			Fall	0	(200	3年間で30時間以上※3	制度の見直しに伴う
*		ľ	運転上の通則についての概要	330	*			1000	わる者>3年間で24時間以上※3			T	保安に関する各組織および各職務の具体的 役割と確認すべき記録 運転上の通測についての概要	0	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関 わる者> 3年間で24時間以上※3	(法令等の改正に伴
		運転管理Ⅰ	運転上の留意事項の概要	0	0	0	③ (放射性廃棄物処 理放備に関するこ	×	<燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3				運転上の開意事項の概要	8			0		<燃料取替業務に関わる者>	更)
			運転上の制限の概要				理設備に関することのみ)		3年間で3時間以上が3			運転管理Ⅰ	運転上の制限の概要	0	0	0	⑥ (放射性廃棄物処 理股傭に関することのみ)	×	3年間で3時間以上※3	
		第4個發程(陸男蘭	異常時の指置の概要	-			200	nse	-				異常時の指置の概要	*						
		原子炉物理(陸界管 理等を含む)・理論	炉物理等。原子炉理論の基礎(臨界管理) 水理点線の範囲と確認項目	0	0	0	×	×	+			原子炉物理(施界 理等を含む)・理制	* 炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理)	0	0	0	×	×		
		巡視点検·定期 的試験 I	か成品機の動物と機能項目 定期的に実施する試験の内容と確度	0	0	0	(放射性廃棄物処 環投機(に関するこ とのみ)	×				巡視点検·定其	巡視直接の範囲と確認項目	0	0	0	◎ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ	×		
		8	原子炉の起動停止の概要		S	-	×	k	-			的試験 I	定期的に実施する試験の内容と頻度	- 75			2009)	2000		
		異常時対応	各数個の運転操作の概要(現場操作)	_			○ (放射性廃棄物処						原子炉の起動停止の板要	6			×			
		(現場機器対応)	警報発生時の対応(現場操作)	0	0	0	理設備に関するこ とのみ)	×				異常時対応 (現場機器対応	各数据の運転操作の概要(現場操作) (i) (i) (ii) (iii)	0	0	0	(放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×		
			異常時操作の対応(現場操作)				×	1				ICOSCONOS ATMICISTO	置報光生時の対応(規構操作) 異常神操作の対応(現場操作)				とのみ) ×			
		1	運転上の通則の適用と根拠			6		2				-	運転上の通則の適用と根拠	8	5 3				-	
	運転管理	運転管理工	運転上の留意事項の基準値と管理方法	0	0	×	×	×					運転上の留意事項の基準値と管理方法	-		2001	200			
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置			1588	We.5	20104			運転管理	運転管理Ⅱ	運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置	0	0	×	×	×		
		-	異常時の指置を実施する際のガイドライン						-				異常時の措置を実施する際のガイドライン							
炉施設の運転 すること		巡視点検·定期 的試験II	送視点検持の機能項目の模能定期的に実施する試験の操作と基準値	0	0	×	×	×		原子炉施設の運転に関すること	5	巡視点検·定其	巡視直接時の確認項目の根拠	0	0	×	×	×		
7 OLE		i de la companya de l	正原的に実施する奴隷の操作と基準値 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目				*		+			的試験Ⅱ	定期的に実施する試験の操作と基準値		•	^		^		
		開催機能が	各数値の運転操作と監視項目										原子炉の起動停止に関する操作と監視項目							
		異常時対応 (中央制御室内 対応)	警報発生時の対応操作(中央制御室)	0	0	×	×	×				異常時対応 (中央制御室)	4	0	0	×	×	×		
			異常時操作の対応(中央制御室)									対応)	警報発生時の対応操作(中央制御室)							
			運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の指置								82		-	異常時操作の対応(中央制御室) 運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の措置				_		
		運転管理皿	制限および制限を超えた場合の指置の視拠 と運用	0	×	×	×	×				運転管理皿								
		ti	異常時の指置を実施する際のガイドラインの 根拠					s				A240 B 42.00	上連用							
		異常時対応 (指揮、状況判 断)	異常詩操作の対応(判断・指揮命令含む)	0	×	×	×	×				異常時対応 (指揮、状況)	模別 異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)	1 1000					-	
			警報発生時の監視項目		85600	F2500	92.1	28600				(指揮, 状況) 断)	1 智報発生時の監視項目	0	×	×	×	×		
		シミュレータ制練!	運転操作の連携制練	0	0	0	×	×	3年間で15時間以上			シミュレータ訓練	運転操作の連携訓練	0	0	0	×	×	3年間で15時間以上	
	運転訓練		記動停止・異常所・警報発生所対応制線 記動停止・異常所・警報発生所の対応・利 断・指揮命令影線	×	© ×	×	×	×	3年間で9時間以上 3年間で9時間以上		運転削練	シミュレータ訓練!	起動停止·異常時·醫職発生時対応訓練	×	0	×	×	×	3年間で9時間以上	
		建立管理計画に関 すること I	断・指揮の令肌線 <u>空駆接支</u> 時の管環項目標要	0	0	0	×	×	<発電課長、発電副長,主機運転員, 減機運転員>			シミュレータ訓練!	斯·指揮昂希斯頓	0	×	×	×	×	3年間で9時間以上 〈発電課長,発電副長,主機運転員, 補機運転員〉	
	但守管理	保守管理計画に関	空原検査時の管理項目の根拠	0	×	×	×	×	3年間で30時間以上※3 <放射性廃棄物処理設備の業務に関 トスキン		施設管理			0	0	0	×	×	3年間で30時間以上※3 <放射性廃棄物処理設備の業務に関	
	放射性高維物管理	(Control of the Control of the Contr	(体発素物の管理に関すること	0	0	0	○ (放射性廃棄物処	~	わる者> 3年間で24時間以上※3 <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3	-		施設管理計画に すること II		0	×	×	※ ② (放射性廃棄物処	×	わる者> 3年間で24時間以上※3	
物質および 物質によって れた物の取 関すること	物管理	4					(放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)		3年間で3時間以上※3	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取	放射性廃棄物管理	放射性固体·液体	気体廃棄物の管理に関すること	0	0	0	(放射性廃棄物処 理股備に関するこ とのみ)	×	<燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3	
関すること	燃料管理		MAN TRADES	0	0	0	×	0		汚染された物の取 扱いに関すること	燃料管理	燃料の臨界管理に	関すること	0	0	0	×	0	1	
e員が教育の)対象者(無料の検査・助性・運搬および貯削に関すること 対象者・関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)。		1			燃料の検査・取替	運搬および貯蔵に関すること												
本教育は、同 この〇年間で (上述の表の	要求され 代務を行 あたっての 同一細目で	であっても対象者 間以上とは、運転 時間を実施した関	は、対象者となった時点から接せら を含む。 とおり。 の職位に中心でに理解の範囲、深さ 員が行う一連の教育の時間であり 間ではない)。 とから細目毎の時間の区別は行わ	に差がある。(ま), 上表はこの動	ある教育で、複数 教育時間の中に	gの細目を力バー 含まれている。	ーする場合もある)		×:教育の対象 ※1:各対象者に ※2:発電副長の ※3:記載するに ・本教育会師	外 二要求され D代務を行 こあたって(同一細目) で〇〇時間	ている教育項! お発電管理副 の考えは、以下 であっても対象 間以上とは、運	内容に応じて教育内容に濃淡有り) は、対象者となった時点から課せ 是と含む。 のとおり。 おの職位に応じて理解の範囲、深 転員が行う一連の教育の時間であ 時間ではない)。 ことから細目毎の時間の区別は行	られる。 *に差がある。(あ り ト表はこの例	る教育で, 複数 育時間の中に	の細目をカバー 含まれている。	ーする場合もある)			

女川原子力発電所原子炉力	を設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(協力企業従業員への保安教育)	(協力企業従業員への保安教育)	
第120条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	第120条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	
電所入所時に安全上必要な教育が表120の実施方針に基づいて実施されていることを確認	電所入所時に安全上必要な教育が表120の実施方針に基づいて実施されていることを確認	
する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結	する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結	
果を総務課長に報告する。	果を総務課長に報告する。	
ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	
て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	
ることができる。	ることができる。	
(中略)	(中略)	

	本百分	女川原子力発電所原子炉施		東北電力株式会社
	変更前		変更後	理由
放射線管側に関すること ※1 技能等時間なみばな影響管 に関すること ※1 放射線管側に関すること ※1 放射線管側に関すること ※1 ・ 放射線管側に関すること ※1 ・ 放射線管に関すること ※1 ・ 放射線管側に関すること ※1 ・ 放射線管に関すること ※2 ・ 大き を が 再により別途 ※2 ・ ※2 ・ 各対象者に要求されている。	放射線管照に関すること ※1 放射線管照に関すること ※1 放射線管照に関すること ※1 放射線管照に関すること ※1 が対象を対象をは、1 が対象を対象をは、1 が対象を対象を対象をは、1 が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(1) 整電所入所時に安全上必要な教育 大分類 大分類 人所時に実施する教育※1 (2) 放射線業務故事者に対する教育 (2) 放射線業務故事者に対する教育 総括集中分類との対応 総括集中分類との対応 総括集中分類との対応 (2) (2) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(1) 発電所入所導に安全上必要な教育	西 フカ田畑にわける校
①常理区域への立入りおよび選点の手順 ②掲載等時間としくは使用等等まずには、わらによ た物の運搬・開催としくは使用等をまずには、で用金され た物の運搬・開催される機能の作業。 「根本等が機能されば使用等を到によって円金され 出土にも組織の作業。 選の場数 選のの整数 選のの整数 選のの数数 国の会話による特置当里率および空気中の放 選をの数数 国のの表現。 に、最近、最近、自の会話されびその他 扱い 「現象者な事態が発生した場合における応急の措置 「現象者な事態が発生した場合における応急の措置 「現象者な事態が発生した場合における応急の措置 「表現まることができる。」 で表現することができる。 表質項目は、対象者となった時点から誰せられる。 表質項目は、対象者となった時点から誰せられる。	10番回属に関すること 東京都料物間をしくは世間準度等はではこれらしようして手級されたもの連維 計算をしくは世間準度等はではこれらまない。 「他の連維 計算をしては世間連続に対して「手級されて連続ないと間の日間には世間では「上の世間を関する」というで、手級されている。 「他の単位の年間の万法といる。 「他の単位の万法・ 「他の単位の方法・ 「他の単位の方法・ 「他の単位の手位の方法・ 「他の単位の手位の方法・ 「他の単位の手位の手位の手位をしているの。 「他の単位の手位をしているの。 「他の単位の手位をしているの。 「他の単位の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。」 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。 「他の単位の単位をしているの。」 「他の単位の単位をしているの。」 「他の単位の単位をしているの。」 「他の単位の単位をしているの。」 「他の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の単位の	(美用炉供加速の内容 保安教育の内容 (美用炉供加速の内容) (美用炉供加速の内容) (美用炉供加速の内容) (美用炉供加速の内容) (美用炉供加速の供加 住間に関すること 東海中の地名に乗すべき処面に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること (大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	集技者 (集用中国制度の場合には、発展の対象の内容) (集用中国制度の場合に対すべき、関係連合は対象を対象を対すが表面の内容) (集用中国制度の場合に対すべき、関係連合は対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	原子力規制における核制度の見直しに伴う変 (法令等の改正に伴う 更)
って汚染され、 「設備の原母」 財性物質の の設備の取 の設備の取	を を を を の は の の の の の の の の の の の の の		第八章 通	
(2. 0季間以上)	(TRIMES 0) (TRIMES 0) (TRIMES 0) (TRIMES 0)	保安教育実施方針(協力企業) の分類 内 曾 実施 (項目) 内集上の服果事項	方針(協力企業 原業日本の報義事項 正の報義事項 原業日本の報義事項 財業者は保安規定 日に勝手の企業 (1.5等間以上) (1.5等間以上) (2.5等間以上) (2.5等間以上)	
※ 原子が施 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	x x x x	(文) 東海時間深 2 佐門前業形成事者以本	(株)	
別における作業の方法と	原子与指数における作業の方法に関する知識 関子与指数に係る原側の構造および取扱いの方法に関する知識 関子の指数に係る原側の構造および取扱いの方法に関する知識	対策者※2 技術業業所従事者 対対議業等従事者以外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	対象表※2 牧計解集所提手会 牧計解集所提手会 牧計解集所提手会 ・	
8本以同語説に係る財績の政策い	知識	※2 技術業業務従事者以外	※2	
0.2.1 表			0 公 1 表	

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

変更前 第11章 記録および報告

(記録)

- 第121条 各課長は、表121-1に定める保安に関する記録のうち、1、および2、の記録を 保存し、3.から50.の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、 法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2. 各課長は、表121-2および表121-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存 2. 各課長は、表121-2および表121-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存 更) する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 3. 組織は、表121-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作 3. 組織は、表121-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

記録(宝田恒担則第67条に其づく記録) 記録すべき場合※1

表121-1

記琢 (美用炉規則弗り / 米に基づく記琢)	記録りへき場合へ	1木仔期间
1. 使用前検査の結果 2. 定期検査の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の 検査の時までの期間
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびに その担当者の名前	毎日1回	<u>巡視または点検を実施</u> した施設または設備を <u>廃棄した後5年が経過</u> するまでの期間
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1)保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修,取替えおよび改造については,法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理,是正処置,予防処置およびその担当者の氏名	<u>保守</u> 管理の実施の 都度	保守管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針,保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1)保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2)保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉 施設の <u>保守管理に関す</u> る方針,保守管理の目 標または保守管理の実 施に関する計画の改定 までの期間
<u>6</u> . 熱出力	原子炉に1体以上	10年間
7. 炉心の中性子東密度	燃料が装荷されて	10年間
<u>8</u> . 炉心の温度	いる場合連続して	10年間

第11章 記録および報告

(記録)

第121条 各課長は、表121-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2.から49. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定め る記録に関する事項を遵守する。

変更後

- する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表121-1

促左期間

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間
1. 使用前 <u>確認</u> の結果	確認の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間

2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1)保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2)保全の結果(安全上重要な機器等の工事については,法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名 (3)保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4)不適合管理,是正処置,未然防止処置および	施設管理の実施の 都度	施設管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間
その担当者の氏名 3. 施設管理方針, 施設管理目標および施設管理 実施計画の評価の結果およびその評価の担当者 の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の 氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉 施設の <u>施設管理方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施</u> <u>設管理実施計画</u> の改定 までの期間
4. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間
5. 炉心の中性子東密度	燃料が装荷されて	10年間
<u>6</u> . 炉心の温度	いる場合連続して	10年間

汚染された物の表面の放射性物質の密度

-the core		丁刀兜电刚原丁炉	他故怀女况足多史比較衣(〒和 2 中皮 身		7
変更真	11		変更行	发	
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	
9. 冷却材入口温度		10年間	<u>7</u> . 冷却材入口温度		T
10. 冷却材出口温度	原子炉の状態が	10年間	8. 冷却材出口温度	原子炉の状態が	
11. 冷却材圧力	- 運転または起動に - おいて1時間ごと	10年間	9. 冷却材圧力	- 運転または起動に 」おいて1時間ごと	
12. 冷却材流量	- わいて1時間でこ	10年間	10. 冷却材流量	- わい(1	
13. 制御棒位置	同上	1 年間	11. 制御棒位置	同上	t
14. 再結合装置内の温度	同上	1年間	12. 再結合装置内の温度	同上	T
15. 原子炉に使用している冷却材および減速材 の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	13. 原子炉に使用している冷却材および減速材 の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	
16. 原子炉内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	取出後10年間	14. 原子炉内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	<u>15</u> . 運転開始前の点検結果	開始の都度	
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	
19. 運転開始日時	その都度	1年間	17. 運転開始日時	その都度	
20. 臨界到達日時	同上	1年間	18. 臨界到達日時	同上	
21. 運転切替日時	同上	1年間	19. 運転切替日時	同上	
22. 緊急しや断日時	同上	1年間	20. 緊急しゃ断日時	同上	
23. 運転停止日時	同上	1年間	21. 運転停止日時	同上	
24.警報装置から発せられた警報の内容※2	同上	1年間	22. 警報装置から発せられた警報の内容**2	同上	
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名なら びに、これらの者の交代の日時および交代時 の引継事項	交代の都度	1年間	23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または 配置替えの都度	5年間	24. 運転上の制限に関する点検結果および運転 上の制限からの逸脱があった場合に講じた措	その都度	1
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		<u>C V 7 HP/X</u>	<u></u>
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の 結果	挿入前および 取出後	取出後10年間	2 5. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または 配置替えの都度	-
29. 原子炉本体,使用済燃料の貯蔵施設,放射 性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の	毎日運転中1回	10年間	26.使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	H
性廃棄物の廃棄地設等の放射線しや、 側壁における線量当量率	毋口連転中 1 凹	1 0 平順	27. 燃料体の形状または性状に関する検査の	挿入前および	H
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備 および排水口または排水監視設備における 放射性物質の1日間および3月間についての 平均濃度	1日間の平均濃度 にあっては毎日 1回,3月間の平均 濃度にあっては 3月ごとに1回	1 0 年間	結果 28. 原子炉本体,使用済燃料の貯蔵施設,放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	取出後 毎日運転中1回 1日間の平均濃度	
31. 管理区域における外部放射線に係る1週間 の線量当量,空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度および放射性物質によって 汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備 および排水口または排水監視設備における 放射性物質の1日間および3月間についての 平均濃度	にあっては毎日 1回,3月間の平均 濃度にあっては 3月ごとに1回	
	,		30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって	毎週1回	

)	号)	果北電力株式会社
		理由
	保存期間 10年間 10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1	
	5年間 10年間	
	取出後10年間	
	1 0 年間	
	10年間	

10年間

*=2		子力発電所原子炉店
変更能	II]	
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする 1年間の線量、女子**3の放射線業務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月 1日を始期とする各3月間の線量ならびに本 人の申出等により妊娠の事実を知ることにな った女子の放射線業務従事者にあっては出産 までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量に あっては毎年度 1回,3月間の線量 にあっては3月ご とに1回,1月間の 線量にあっては 1月ごとに1回	* 4
33.4月1日を始期とする1年間の線量が20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める 5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※ 4
3 4. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該 業務に就く時	* 4
36.発電所の外において運搬した核燃料物質等 の種類別の数量,その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量,当該放射性廃棄物を容器に封入し,また は容器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	※ 5
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器 に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※ 5
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止およ び除去を行った場合には、その状況および担 当者の氏名	広がりの防止 および除去の都度	1年間
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 5
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 5
42. 事故の原因	同上	※ 5
43. 事故後の処置	同上	※ 5
44. 風向および風速	連続して	10年間
45. 降雨量	同上	10年間
4 6 . 大気温度	同上	10年間
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
48. 保安教育の実施日時, 項目および受けた者 の氏名	実施の都度	3年間
49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況 の評価の結果	評価の都度	※ 5

記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合**1 保存期間 原子力規制における検 制度の見直しに伴う変	型政体女况足多更比较衣(T和 Z 中皮 来		7)	果 化 电 刀 体 八 云 社
31. 放射線業務従事者の 4月1日を始期とする 1年間の線量に カラでは毎年度 4月1日、7月1日、10月1日まよび1月 1日 3月間の線量 次子®⇒の放射線業務従事者の 4月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることにな までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 にあっては3月ご とに1回,1月間の カニケンテの放射線業務従事者にあっては11世 までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間に 33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者が当該年度の前年度までの放射線被 「	変更後	发		理由
1 年間の線量、女子**の放射線差務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月 1日 を始別とする3月間の線量 1日 を始別とする3月間の線量 1日 を始別とする3月間の線量 1月 1日 を始別とする5月間の線量 20 3月間の線量 1月 1月 1月 1月間の線量 20 21 21 22 22 23 24 4月1日を始期とする1月間の線量 1月 25 20 21 25 25 25 25 25 25 25	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間	原子力規制における検査
第十月	1年間の線量、女子**3の放射線業務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月 1日を始期とする各3月間の線量ならびに本 人の申出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産	あっては毎年度 1回,3月間の線量 にあっては3月ご とに1回,1月間の 線量にあっては	* 4	制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変更)
間の始期および終期ならびに放射線業務従事	ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める	が定める5年間に	※ 4	
する年度における当該日以前の放射線被はくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被はくの経歴 3.5. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬で使用した容器の種類別の数量、その運搬で使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路 3.6. 廃棄施設に廃棄した放射性療棄物の種類、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法 3.7. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 3.8. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除法を行った場合には、その方法 5.8. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除法を行った場合には、その状況および担当者の氏名 3.9. 事故の発生および復旧の日時 4.0. 事故の状況および事故に際して採った処置 5.4. 事故の原因 5.5. 4.1. 事故の原因 5.4. 事故後の処置 5.5. 5.5. 5.5. 6.1. 事故後の処置 5.4. 原雨量 5.4. 原雨量 5.4. 同上 5.5. 5.5. 6	間の始期および終期ならびに放射線業務従事	その都度	※ 4	
運搬の都度	する年度における当該日以前の放射線被ばく の経歴および原子力規制委員会が定める5年 間における当該年度の前年度までの放射線被		※ 4	
当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法 3.7. 放射性廃棄物を容器に封入し, または容器に固型化した場合には, その方法の都度に固型化した場合には, その方法のがりの防止および除去を行った場合には, その状況および担当者の氏名。 3.8. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去の都度。 当者の氏名。 3.9. 事故の発生および復旧の日時 その都度 ※5 4.0. 事故の状況および事故に際して採った処置 同上 ※5 4.1. 事故の原因 同上 ※5 4.2. 事故後の処置 同上 ※5 4.3. 風向および風速 連続して 10年間 10年間	の種類別の数量、その運搬に使用した容器の	運搬の都度	1年間	
に固型化した場合には、その方法 の都度 ※5 38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 広がりの防止および除去の都度 1年間 39. 事故の発生および復旧の日時 その都度 ※5 40. 事故の状況および事故に際して採った処置 同上 ※5 41. 事故の原因 同上 ※5 42. 事故後の処置 同上 ※5 43. 風向および風速 連続して 10年間 44. 降雨量 同上 10年間	当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量,当該放射性廃棄物を容器に封入し,または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日,	廃棄の都度	※ 5	
び除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 1年間 39. 事故の発生および復旧の日時 その都度 40. 事故の状況および事故に際して採った処置 同上 41. 事故の原因 同上 42. 事故後の処置 同上 43. 風向および風速 連続して 44. 降雨量 同上			※ 5	
40. 事故の状況および事故に際して採った処置 同上 ※5 41. 事故の原因 同上 ※5 42. 事故後の処置 同上 ※5 43. 風向および風速 連続して 10年間 44. 降雨量 同上 10年間	び除去を行った場合には、その状況および担		1年間	
41. 事故の原因 同上 ※5 42. 事故後の処置 同上 ※5 43. 風向および風速 連続して 10年間 44. 降雨量 同上 10年間	39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 5	
42. 事故後の処置 同上 ※5 43. 風向および風速 連続して 10年間 44. 降雨量 同上 10年間	40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 5	
43. 風向および風速 連続して 10年間 44. 降雨量 同上 10年間	<u>41</u> . 事故の原因	同上	※ 5	
<u>4 4</u> . 降雨量 同上 1 0年間	<u>42</u> . 事故後の処置	同上	※ 5	
	43. 風向および風速	連続して	10年間	
<u>45</u> . 大気温度 同上 10年間	44. 降雨量	同上	10年間	
	<u>45</u> . 大気温度	同上	10年間	
46. 保安教育の実施計画 策定の都度 3年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
47. 保安教育の実施日時,項目および受けた者 の氏名 実施の都度 3年間		実施の都度	3年間	
48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況 評価の都度 ※5		評価の都度	* 5	

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

/U +++0 BB

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間
50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への	評価の都度	※ 5
最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	計画の和及	≈ 5

変更前

- ※1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
- ※2:警報装置から発せられた警報とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※3:妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

到母. (中田屋田町笠 0 7 久 12 甘 ぶ 2 到母)

- ※4:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。
- ※5:廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表121-2

記録(美用炉規則第 <u>37</u> 条に基つく記録)	保仔期間
 溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 	当該 <u>溶接</u> 事業者検査 に係る原子炉 <u>容器等</u> の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査 を行った後最初の法 第43条の3の13 第6項の通知を受け るまでの期間

表121-3

2121 5	
記録(実用炉規則第57条に基づく記録)	保存期間
定期事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	その <u>特定発電用</u> 原子 炉施設が廃棄された 後 5 年が経過するま での期間

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間
49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への 最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	※ 5

変更後

- ※1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
- ※2:警報装置から発せられた警報とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※3:妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

到每 (中国层相叫称: 4 8 5 0 12 世 3 2 到 每)

- ※4:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。
- ※5:廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表121-2

/D += +11 BB

記録(美用炉規則第 <u>14</u> 条 <u>の3</u> に基つく記録)	保仔期间
記録(美用炉規則第 <u>14</u> 条 <u>の3</u> に基つく記録) 1. 使用前事業者檢查の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは,その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>後務を供給</u> した事業者がある場合には,当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項	保仔期間 当該 <u>使用前</u> 事業者検 査に係る原子炉 <u>施設</u> の存続する期間
(11)検査に係る教育訓練に関する事項	

表121-3

記録(実用炉規則第57条に基づく記録)	保存期間	
定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>後務を供給した</u> 事業者がある場合には、当該事業者の	保存期間 その原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	
管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項		
(11)検査に係る教育訓練に関する事項		

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社

変更前			変更後	理由
表121-4**6			表121-4**6	
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 保存期間	原子力規制における検査
1. 文書化した, 品質方針および品質目標	変更の都度	変更後 5 年が経過 するまでの期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
2. 第3条 4.2.1 (2) に示す文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	第 3 条品質マネジメントシステム計画の 4.2.1(1)から 変更の都度 変更後 5 年が経過 するまでの期間	
3. 第3条 表3-1に示す二次文書	変更の都度	変更後 5 年が経過 するまでの期間		
4. 品質保証計画が要求する次の記録			2. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録	
(1) マネジメントレビューの結果の記録			(1)マネジメントレビューの結果の記録	
(2)教育,訓練,技能および経験について該当する記録			(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	
(3)業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満た			(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実	
していることを実証するために必要な記録			施した結果が個別業務等要求事項に適合すること	
			を実証するために必要な記録 (本項の他で定めるも	
(A) Water and the second of th			<u>のを除く。)</u> (4) <u>個別業務等</u> 要求事項の審査の結果の記録および当該	
(4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録, およびそのレビューを受けてとられた処置の記録			(4) <u>個別</u> 乗務 <u>寺</u> 安水争頃の <u>番笛</u> の結果の記録ねよい <u>国談</u> 審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	
(5) 原子力施設の要求事項に関連する			(5) 設計開発に用いる情報に係る記録	
設計・開発へのインプットの記録				
(6) 設計・開発 <u>の</u> レビューの結果の記録 <u></u>			(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発	
および必要な処置があればその記録			レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	
(7)設計・開発の検証の結果の記録			(7) 設計開発の検証の結果の記録および <u>当該検証の結果</u> に基づき講じた措置に係る記録	
および必要な処置があればその記録			(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開	
(8) 設計 <u>・</u> 開発 <u>の</u> 妥当性確認の結果の記録,			発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	
および必要な処置があればその記録			(9) 設計開発の変更に係る記録	
(9) 設計・開発の変更 <u>の</u> 記録			(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の	
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録,	佐さの物店	5年	結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に 作成の都度 5年	
および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	係る記録	
10 & O 20 X & CEN WHOM CONTRACT			(11)供給者の評価の結果の記録および <u>当該</u> 評価 <u>の結果</u>	
(11)供給者の評価の結果の記録,および評価によって			に基づき講じた措置に係る記録	
必要とされた処置があればその 記録			(12) <u>個別業務の実施に係る</u> プロセスの妥当性確認 <u>の結</u> 果の記録	
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされ			(13)機器等または個別業務に関するトレーサビリティ	
た活動の記録			の記録	
(13)業務に関するトレーサビリティの記録			(14)組織 <u>の外部の者の物品を所持している</u> 場合の記録	
(14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した	-			
場合の記録			(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正	
(15) 校正または検証に用いた基準の記録			また検証 <u>の根拠</u> の記録 (16)監視測定のための設備に係る要求事項への不適合	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			(16) <u>監視</u> 側とのための設備に係る要求事項への不適合 が判明した場合における、従前の監視測定の結果	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した			の妥当性を評価した記録	記載の適正化
<u>場合の、過去</u> の測定結果の妥当性評価 <u>の</u> 記録			(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の	
			記録	
(17)校正および検証の結果の記録			(18) 内部監査結果の記録	
(18) 内部監査 <u>の</u> 結果の記録			(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係	
(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録			<u>る</u> 記録	
	1			

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(合和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社

	J	直設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第29号)	東北電力株式会社
変更前		変更後	理由
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 (20) <u>リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の</u> 記録 (21) 不適合の性質および不適合に対してとられた	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 保存期間 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21)不適合の内容の記録および当該不適合に対して <u>講</u>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した 人の記録	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要 <u>員を特定することができる</u> 記録	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う

女川原子力発電所原子炉施	ī設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第1章 総則	第1章 総則	
(省略)	(省略)	
(関係法令および保安規定の遵守)	(関係法令および保安規定の遵守)	
第202条の2 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規	第202条の2 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規	
定の遵守が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定	定の遵守が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定	
する。	する。	アフナセサル・ハトット・ナ
2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q	2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
MS <u>安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領</u> 」を定める。	MS 安全文化 <u>管理</u> 要項」を定める。	(文書名称の見直し)
(省略)	(省略)	(人自和初刊)儿匠()
(有略)	(省平6)	
(安全文化の醸成)	(削除)	原子力規制における検査
第202条の3 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、保安の確保を最優先す		制度の見直しに伴う変更
る価値観が組織の中で形成され、維持され、強化される文化(安全文化)が醸成されるよう		(第203条(品質マネ ジメントシステム計画)
方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。		に統合)
2. 原子力本部長は、安全文化が醸成されるようにするため「原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等導守に係る実施要領」を定める。		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3. 原子力本部長および原子力考査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。		
(1) 第1項の社長の方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を、年度毎に策定する。		
(2) 安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。		
(3) (2) の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。		
4. 第204条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のため		
<u>の活動を実施する。</u>		
	•	· ·

制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う

変更前 第**2章 品質<u>保証</u>**

(品質保証計画)

第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり 品質保証計画を定める。

1. 目的

本品質<u>保証</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、<u>JEAC4111</u>に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、本編において「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は,発電所の保安活動に適用する。

- 3. 定義
- (1) 本品質<u>保証</u>計画における用語の定義は、<u>JEAC4111 の定義</u>に従う<u>ものとする</u>。
- (2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下、本編において「ニューシア」という。)

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第308条において同じ。)

変更後 第**2章 品質マネジメントシステム**

(品質マネジメントシステム計画)

第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定める。

1. 目的

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品管規則に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。

(1) 原子炉施設

原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し<u></u>活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第<u>307</u>条において同じ。)

記載の適正化 (本保安規定第307条 と共通の用語について明 確化)

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

4. 品質マネジメントシステム

- 4.1 一般事項
- (1) 第204条に定める<u>発電所の保安に関する</u>組織(以下,本編において「組織」という。)は、本品質<u>保証</u>計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、</u>実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

変更前

- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、重要度分類指針を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について表203-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に基づき、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することがある。
- a. プロセスおよび原子力施設の複雑性,独自性,または斬新性の程度
- b. プロセスおよび原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d. 作業または製造プロセス,要員,要領,および装置等に対する特別な管理や検査の必要性 の程度
- e. 原子力施設に対する保守、検査および取替えの難易度

- (2) 組織は、次の事項を実施する。
- a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を表3-1に記載の「原子力QMS プロセス適用要領」に定める。
- b. <u>これらの</u>プロセスの順序および相互関係<u>は</u>図203-1<u>のとおり。</u>
- c. <u>これらの</u>プロセスの運用および管理の<u>いずれもが効果的であることを確実にするために必</u>要な判断基準および方法は,各プロセスの項および関連する要領などによる。
- d. <u>これらのプロセスの運用および</u>監視<u>を支援するため</u>に必要な資源および情報<u>を</u>利用できることを確実にする。
- e. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。

4. 品質マネジメントシステム

- 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
- (1) 第204条に定める組織(以下、本編において「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)。

変更後

- (2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が 人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a., b.および c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設 における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、 運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、重要度分類指針を参考に、品質マネジ メントシステムの要求事項の適用の程度について、表203-1に記載の「原子力QMS品質 に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。
- a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
- b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす おそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼ すおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。) およびそれらにより 生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
- c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象 (設計上考慮していないまたは考慮していて も発生し得る事象 (人的過誤による作業の失敗等)をいう。) の発生または保安活動が不適 切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、本編において「関係法令」という。)を明確に認識し品質マネジメント文書に明記する。
- (4) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセス</u>を組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
- a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表203 -1に示す文書で明確にする。
- b. プロセスの順序および相互の関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を図 2 0 3 -1 に明確に示す。
- c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下,本編において「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。
 - なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの を除く。)を含む。
- d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下,本編において「監視測定」という。) に 必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)。
- e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。 ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

女川原子力発電所原子炉施	i設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
f. <u>これらのプロセスについて、計画どおりの</u> 結果を得 <u>るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> g. <u>これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u> h. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。 (中略)	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。 g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。		
(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの中で定める。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。 a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を成めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 4.2 文書化に関する一般事項 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 原子力規制における検査 4.2.1 一般 4.2.1 一般 制度の見直しに伴う変更 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施す 品質マネジメントシステムの文書は、次の事項を含める。 文書の階層を図203-2に示す。ま (品管規則の制定に伴う た、一次・二次文書と保安規定の関連条文を表203-1に示す。なお、記録は適正に作成する。 る。品質マネジメントシステム文書体系図を図203-2に示す。 変更) (1) 文書化した, 品質方針および品質目標 (1) 品質方針および品質目標 (2) 本品質保証計画および「原子力品質保証規程」 (2) 品質マニュアル 本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程 (4) TEAC4111 の要求事項を満たす次の記録 a. マネジメントレビューの結果の記録 b. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録 c. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な

j. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録,および必要な処置があればその記録

設計・開発のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録 設計・開発の検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録

k. 供給者の評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録

d. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処

1. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録

e. 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録

- m. 業務に関するトレーサビリティの記録
- n. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録
- o. 校正または検証に用いた基準の記録
- p. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の,過去の測定結果の妥当性評価の 記録
- q. 校正および検証の結果の記録

設計・開発の変更の記録

r. 内部監査の結果の記録

記録

置の記録

- s. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録
- t. リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録
- u. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録
- v. 是正処置の結果の記録
- w. 予防処置の結果の記録
- (5) <u>組織内のプロセスの効果的な計画</u>,運用および管理を確実に実施するために<u>組織が必要と決定した記録を含む</u>文書
- (3) 表 2 0 3 1 に示す JEAC4111 の要求事項を満たす文書

- (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書
- a. 表203-1に示す二次文書
- b. 表203-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書
- (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表203-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、本編において「手順書等」という。)

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

変更前 4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画および「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。

- a. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- b. 品質マネジメントシステムについて確立された社内規程またはそれらを参照できる情報
- <u>品質マネジメントシステムの</u>プロセス<u>間</u>の相互関係に関する記述は、図203-1<u>のとおりとする</u>
- (2) 本品質保証計画

社長は、本品質保証計画を原子力部長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。

(3) 原子力品質保証規程

社長は、「原子力品質保証規程」を原子力品質保証室長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。作成にあたっては本品質保証計画との整合をとる。

4.2.3 文書管理

(1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき、保安規定上の位置づけを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。

- (2) <u>次の活動に必要な管理を規定する</u>表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理 要領」に基づき管理を行う。
- a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
- b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
- c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
- d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを 確実にする。
- e. 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4.2.2 品質マニュアル

組織は、品質マニュアル<u>である</u>本品質<u>マネジメントシステム</u>計画および原子力品質保証規程<u>に、</u> 次に掲げる事項を定める。

変更後

- (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
- (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互の関係(図203-1参照)

4.2.3 文書の管理

(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。

- a. 組織として承認されていない文書の使用, または適切ではない変更の防止
- b. 文書の組織外への流出等の防止
- c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果, 当該審査の結果に基づき講じ た措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
- (2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。
- a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
- b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)こと。
- c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第204条に規定する組織の最小単位をいう。)の要員を参画させること。
- d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を**識別**できるようにすること。
- e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な<u>制定</u>版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- f. 品質マネジメント文書を, 読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
- <u>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当</u> 該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

記載の適正化 (品管規則との整合)

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更前

4.2.4 記録の管理

- (1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>効果的運用の証拠を示すために作成す</u>る記録の対象を明確にし、管理する。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能にする。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、<u>保管期間</u>および廃棄に関し<u>て必要な管理を規定する</u>表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に<u>基づき管理を行う。</u>
- 5. 経営者の責任
- 5.1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステム<u>の構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u>

- (2) 品質方針を設定する。
- (3) 品質目標が設定されることを確実にする。
- (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 資源が使用できることを確実にする。
- (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を<u>組織内</u>に周知する。

5.2 原子力安全の重視

社長は、原子力安全を最優先に位置付け、組織が業務・原子力施設に対する要求事項を決定し、満たしていることを確実にする(7.2.1および8.2.1参照)。

- 5.3 品質方針
- (1) 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。
- a. 組織の目的に対して適切である。
- f. 組織運営に関する方針と整合がとれている。
- b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な改善に対するコ</u>ミットメントを含む。
- c. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d. 組織全体に伝達し、理解させる。
- e. 適切性の持続のためにレビューする。
- (2) 組織が行う品質方針の管理は、表203-1に記載の「原子力QMS 品質方針管理要領」 に基づき実施する。

4.2.4 記録の管理

(1) <u>組織は、品管規則に規定する個別業務等</u>要求事項への適合および品質マネジメントシステム の<u>実効性を実証する</u>記録を明確に<u>するとともに、当該記録を、</u>読みやすく容易に<u>内容を把握することができ、</u>かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

変更後

- (2) 組織は、<u>(1)の</u>記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し<u>、所要の管理の方法を、</u>表 203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に<u>定める。</u>
- 5. 経営責任者等の責任
- 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- (1) 品質方針を定めること。
- (2) 品質目標が定められているようにすること。
- (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。)。
- (4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- (5) 資源が利用できる体制を確保すること。
- (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること
- (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
- (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、 原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針_(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- (1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。
- (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持に社長が責任を持って関</u>与すること。
- (3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
- (4) 要員に周知され、理解されていること。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 5.4 計画 5.4 計画 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 5.4.1 品質目標 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満た (品管規則の制定に伴う (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) すために必要なものを含む品質目標(7.1 (3)a.参照)が設定されていることを確実にさせる。 が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を 変更) 含te a. 実施事項 b. 必要な資源 青仟者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなる ようにする。 (3) 組織が行う品質目標の管理は、表203-1に記載の「原子力QMS 品質目標管理要領」 に基づき実施する。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

社長は, 次の事項を確実にする。

- (1) <u>品質目標に加えて 4.1 に規定する一般事項を満たすために、</u>品質マネジメントシステム<u>の構</u> 築と維持についての計画を策定する。
- (2) 品質マネジメントシステムの変更<u>を計画し、実施する場合には、その変更が</u>品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。

- 5.5 責任、権限およびコミュニケーション
- 5.5.1 責任および権限

社長は、会社規程である「組織規程」、「職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任および権限が第205条、第209条に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。 なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、その活動の内容について説明する責任を有する。

- 5.5.2 管理責任者
- (1) 社長は、原子力本部長および原子力考査室長を管理責任者として任命する。
- (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。
- a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立,実施および維持を確実にする。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。) を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
- a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価,ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c. 資源の利用可能性
- d. 責任および権限の割当て
- 5.5 責任,権限およびコミュニケーション
- 5.5.1 責任および権限

社長は、第205条、第209条に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

- 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
- (1) 社長は、原子力本部長<u>を組織(原子力考査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任</u> 者、原子力考査室長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
- (2) <u>社長は、品質マネジメントシステム</u>管理責任者<u>に、次に掲げる業務に係る</u>責任および権限を<u>与える。</u>
- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

- 変更前
 b. 品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施</u>状況および改善の必要性<u>の有無</u>について、社長に報告する。
- c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5.5.3 プロセス責任者

社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す</u>責任および権限を与える<u>こと</u>を確実にする。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- (2) 業務に従事する要員の業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。
- (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 および8.2.3 参照)。
- (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5.5.4 内部コミュニケーション

- (1) 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され<u>ることを確実にする。また、</u>品質マネジメントシステムの<u>有効性に関しての</u>情報<u>交換が行われることを確実に</u>する
- (2) 組織は、<u>内部コミュニケーションを行う</u>ため、表 203-1 に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」<u>に基づき、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を</u>行う。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを 確実にするために、表203-1に記載の「原子力QMS マネジメントレビュー要領」に基づ き、原子力安全推進会議の場で年2回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

変更後 b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告する

- c. <u>健全な安全文化を育成し、および維持することにより、</u>原子力<u>の</u>安全<u>の確保</u>についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下、本編において「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。

- <u>a. 個別業務の</u>プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>その実効性が維持されているよう</u>にすること。
- b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。
- e. 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、(1) の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および 強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステ ムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならび に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

- (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、 品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
- (2) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運営に必要となる</u>コミュニケーション<u>が必要に応じて</u> <u>行われる場や仕組みを決め、実行する</u>ため、表203-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューをあらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。) で行う。

変更前	変更後	理由
 5.6.2 マネジメントレビュー<u>へのインプット</u> マネジメントレビュー<u>へのインプットには、次の</u>情報を含む。 (1) 監査の結果。 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方。 	5.6.2 マネジメントレビュー <u>に用いる情報</u> 組織は、マネジメントレビュー <u>において、少なくとも次に掲げる</u> 情報を報告する。 (1) <u>内部監査の結果</u> (2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
(3) プロセスの <u>成果を含む実施</u> 状況 <u>(品質目標の達成状況を含む。) ならびに検査および試験の結果。</u>	の適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4) 使用前事業者検査等および自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある	
(<u>4</u>) 安全文化 <u>を醸成するための活動の実施状況。</u> (<u>5</u>) 関係法令の遵守状況。	<u>検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</u> (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組 状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化す べき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況	
(6) 子防処置および是すべれ。 (7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ。 (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす <u>可能性</u> のある変更。 (9) 改善のための提案。	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。) ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) <u>従前の</u> マネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす <u>おそれ</u> のある変更 (11) <u>部門または要員からの</u> 改善のための提案	
5.6.3 マネジメントレビュー <u>からのアウトプット</u>	(12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	
マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含む。 (1) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善。 (2) 業務の計画および実施にかかわる改善。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b. 個別業務に関連する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
(3) 資源 <u>の必要性。</u>	 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e. 関係法令の遵守に関する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。 	

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。

6.2 人的資源

6.2.1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育・訓練、技能および経験を判断の根拠として力量がある者を充てる。

変更前

6.2.2 力量, 教育・訓練および認識

組織は、4.2.1 一般(2) 「原子力品質保証規程」ならびに表 203-1 に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- (2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には),その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- (3) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- (5) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。
- 6.3 原子力施設およびインフラストラクチャー

組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1業務の計画」で明確にし、 維持する。

6.4 作業環境

組織は,表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし,運営管理する。

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。

変更後

- (1) 要員
- (2) 個別業務に必要な施設,設備およびサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)
- (3) 作業環境(作業場所の放射線量,温度,照度,狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
- (4) その他必要な資源
- 6.2 要員の力量の確保および教育訓練
- (1) 組織は、力量が実証された者を要員に充てる。
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表203-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。
- a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
- b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
- c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
- d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
- (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
- (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
- (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e, 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7. 業務の計画および実施

7.1 業務の計画

組織は,表 203-1 に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,<u>次の事項を実施する。</u>

変更前

- (1) 組織は、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他の</u>プロセス<u>の</u>要求事項と整合<u>をとる</u> (4.1 参照).
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
- a. 業務・原子力施設に対する品質目標および要求事項
- b. 業務・原子力施設に特有な、プロセス<u>および</u>文書<u>の確立の必要性、ならびに資源の提供の</u>必要性
- c. その業務・原子力施設のための検証,妥当性確認,監視,測定,検査および試験活動,ならびにこれらの合否判定基準
- d. 業務・原子力施設に係るプロセスおよび<u>その</u>結果が<u></u>要求事項<u>を満たしている</u>ことを実証 するために必要な記録(4.2.4 参照)
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。
- 7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス
- 7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化

組織は, \underline{x} 203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき,次の事項を明確にする。

- (2) 明示されてはいないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項。
- (1) 業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項。
- (3) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて。
- 7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー
- (1) 組織は、表203-1に記載の「原子力QMS業務の計画および実施要領」に基づき、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
- a. 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。
- b. 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
- c. 組織が、定められた要求事項<u>を満たす</u>能力を<u>もっている。</u>
- (3) <u>このレビューの</u>結果の記録<u></u>および<u>そのレビューを受けてとられた処置の</u>記録を維持する (4.2.4 参照)。
- (4) 業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織は、その要求事項を 適用する前に確認する。
- (5) 業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施

- 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
- (1) 組織は、表 203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する (4.1(2)c. を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。

変更後

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

記載の適正化

(品管規則との整合)

- (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
- (3) 組織は、個別業務計画の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。
- a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る 結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析およ び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
- c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
- d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求 事項への適合性を判定するための基準(以下、本編において「合否判定基準」という。)
- e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。
- 7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
- 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項
- 7.2.2 個別業務等要求事項の審査
- (1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の 審査を実施する。
- (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。
- a. <u>当該個別</u>業務等要求事項が定められていること。
- b. <u>当該個別業務等要求事項が</u>, あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合に おいては、その相違点が解明されていること。
- c. 組織が、<u>あらかじめ</u>定められた<u>個別業務等</u>要求事項<u>に適合するための</u>能力を<u>有していること。</u>
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合に<u>おいて</u>は、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表203-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」に定め、実施する。

変更前

7.3 設計·開発

組織は、<u>以下の事項を含む</u>表203-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」<u>に基づき、設</u>計・開発を実施する。

- 7.3.1 設計・開発の計画
- (1) 組織は、原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。
- a. 設計・開発の段階。
- b. 設計・開発の各段階に適したレビュー,検証および妥当性確認。
- c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。) および権限。
- (3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション</u>ならびに責任および権限の明確な割当て<u>を確実に</u>する ために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
- 7.3.2 設計・開発へのインプット
- (1) 原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。
- a. 機能および性能に関する要求事項。
- c. 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報。
- b. 適用される法令・規制要求事項。
- d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項。
- (2) 原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認す
- る。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないこと。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の 事項を含む、実効性のある方法を表203-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要 領」で明確に定め、これを実施する。

変更後

- (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」<u>を確立し、次の事項を</u>実施する。

- 7.3.1 設計開発計画
- (1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。) の計画 (以下、本編において「設計開発計画」という。) を策定する (不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 (4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。) を行うことを含む。) とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。
- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
- b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
- c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
- d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源
- (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
- 7.3.2 設計開発に用いる情報
- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確 に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- a. 機能および性能に係る要求事項
- b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適 用可能なもの
- c. 関係法令
- d. その他設計開発に<u>必要な</u>要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更前 7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットを次の状態とする。
- a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
- b. 調達,業務の実施(原子力施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。
- c. 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
- d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。
- 7.3.4 設計・開発のレビュー
- (1) 設計・開発の適切な段階において、<u>次の</u>事項を目的とし<u>て、計画されたとおりに(7.3.1参照)</u> 体系的なレビューを行う。
- a. 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
- b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) <u>レビューへの参加者には、</u>レビューの対象となっている設計<u>・</u>開発段階に関連する部門<u>を</u>代表<u>する</u>者および当該設計<u>・</u>開発に係る専門家を<u>含める。</u> このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。
- 7.3.5 設計・開発の検証
- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を 満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。
- この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
- 7.3.6 設計・開発の妥当性確認
- (1) 結果として得られる原子力施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項 を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当 性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- 7.3.7 設計・開発の変更管理
- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (2) 変更<u>に対して、レビュー、</u>検証および妥当性確認を<u>適切に</u>行い、<u>その</u>変更を<u>実施する前に</u>承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素および関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

変更後

- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
- b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
- c. 合否判定基準を含むものであること。
- d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) <u>組織は、</u>設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、本編において「設計開発レビュー」という。) を実施する。
- a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
- b. <u>設計開発に問題がある場合においては、当該</u>問題<u>の内容</u>を明確にし、必要な<u>措置</u>を提案すること。
- (2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発</u>レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた 措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、 当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)。
- (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および<u>当該検証の結果に基づき講じた措置に係る</u>記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画 に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。) を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該 機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)。
- (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) <u>組織は、設計開発</u>妥当性確認の結果の記録<u>および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講</u> じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更<u>の</u>管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) <u>組織は、設計開発の</u>変更<u>を行うにあたり、あらかじめ、審査、</u>検証および妥当性確認を行い、 変更を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価 (当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。) を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置 に係る記録を作成し、これを管理する。

制度の見直しに伴う変更

変更)

(品管規則の制定に伴う

変更前

組織は、 $\underline{\rm U}$ 下の事項を含む表 2 0 3 - 1 に記載の「原子力QMS 調達管理要領」<u>に基づき、調達</u>を実施する。

7.4.1 調達プロセス

7.4 調達

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 供給者および調達製品に対する管理の<u>方式</u>および程度<u>は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u>
- (3) 組織は、<u>供給者が組織の</u>要求事項に<u>従って調達製品を</u>供給する能力を<u>判断の</u>根拠として<u>、</u>供給者を評価し、選定する。

選定,評価および再評価の基準を定める。

- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 条昭)
- (5) 組織は、物品<u>または役務の</u>調達後における、これらの維持または運用に必要な技術情報(保 安に係るものに限る。)<u>を取得するための方法およびそれらを</u>他の原子炉設置者と共有する<u>場合</u> に必要な措置に関する方法を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) <u>調達要求事項では</u>調達<u>製品</u>に関する要求事項<u>を明確にし、次の事項</u>のうち該当する<u>事項を</u>含める。
- a. 製品,手順,プロセスおよび設備の承認に関する要求事項。
- b. 要員の適格性確認に関する要求事項。
- c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項。
- d. 不適合の報告および処理に関する要求事項。
- e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項。
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者生で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

7.4 調達

組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」<u>を確立し、次の事項を</u>実施する。

変更後

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達物品等が、自ら規定する調達物品等要求事項に適合するようにする。
- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
- (3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を</u>供給する能力を根拠として<u>調達物品等の</u> 供給者を評価し、選定する。
- (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
- (5) <u>組織は、(3)の</u>評価の結果の記録および<u>当該</u>評価<u>の結果に基づき講じた措置に係る</u>記録を<u>作成</u>し、これを管理する。
- (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要 な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉 施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有する<u>ため</u>に 必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) <u>組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等</u>要求事項のうち<u></u>該当する<u>もの</u>を含める。
- a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
- b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d. <u>調達物品等の</u>不適合の報告<u>(偽造品または模造品等の報告を含む。)</u>および処理に<u>係る要求</u> 事項
- e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
- f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
- g. その他調達物品等<mark>に必要な</mark>要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達<u>物品等</u>を受領する場合には、調達<u>物品等</u>の供給者に対し、調達<u>物品等</u>要求事項 への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項<u>に適合しているようにするために必要な検証の方</u>法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

記載の適正化 (品管規則との整合)

7.5 業務の実施

組織は、以下の事項を含む表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に 基づき、業務を実施する。

変更前

7.5.1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するもの を含む。

- (1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- (3) 適切な設備を使用している。
- (4) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- (5) 監視および測定が実施されている。
- (6) 業務のリリースが実施されている。
- 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証す ることが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組 織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立す
- a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
- b. 設備の承認および要員の適格性確認
- c. 所定の方法および手順の適用
- d. 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)
- e. 妥当性の再確認
- 7.5.3 識別およびトレーサビリティ
- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子 力施設を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、 業務・原子力施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は業務・原子力施設について一意 の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。
- 7.5.4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記 録を維持する(4.2.4参照)。

7.5.5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように 調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含め「管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 る。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.5 個別業務の実施

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当し ないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。

変更後

- (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業 務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。) が利用 できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。
- (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行って いること。
- 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの 結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明 確になる場合を含む。) においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当 性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセス の内容等から該当しないと認められるものを除く。) を明確にする。
- a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
- b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
- c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行 う定期的な再確認を含む。) の方法
- 7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保
- (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段 により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所 在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等また は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
- 7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所 持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

理由 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

制度の見直しに伴う変更

変更)

(品管規則の制定に伴う

変更前 7.6 監視機器および測定機器の管理

- (1) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視 および測定ならびに、そのために必要な監視機器および測定機器を業務の計画(7.1参照)に明 確にする。
- (2) 組織は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施で きることを確実にするプロセスを確立し、表203-1に記載の「原子力QMS 監視機器およ び測定機器の管理要領」に基づき管理する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
- a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照 らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、 校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
- c. 校正の状態を明確にするために識別を行う。
- b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
- d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
- e. 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定 機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。

組織は、その機器および影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。 校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、その コンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8.1 一般

- (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部
- a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。
- b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
- c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定お よび当該監視測定のための設備を明確に定める。

変更後

- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整 合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に 掲げる事項に適合するものとする。
- a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な 方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録す る方法)により校正または検証がなされていること。
- b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
- c. 所要の調整がなされていること。
- d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
- e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前 の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受 けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあ たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること を確認する。

8. 評価および改善

- 8.1 監視測定,分析,評価および改善
 - 門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセ スを含む。)を計画し、実施する。

(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 改善活動に用いることができる体制があることをいう。)。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更)

8.2 監視および測定

8.2.1 原子力安全の達成

組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の</u>測定の一つとして、原子力安全<u>を達成しているかどうかに関して</u>外部がどのように受けとめているかについての情報を監視し、その情報の入手および使用の方法を表203-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定め、実施する。

変更前

8.2.2 内部監查

- (1) 原子力考査室長は、客観的な評価を行う組織の長として、表203-1に記載の「原子力QMS内部監査要領」を定め、次の事項を実施する。
 - <u>a.</u> 品質マネジメントシステム<u>の次の事項が満たされているか否かを明確に</u>するために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。
 - (a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - (b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- b. 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。

監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。

監査員は、自らの業務を監査しない。

- <u>c.</u> 監査<u>の</u>計画および実施<u>、</u>記録の作成および<u>結果の報告に関する</u>責任および権限<u>、</u>ならびに要求事項を規定する。
- (2) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (3) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために 遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップに は、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。
- 8.2.3 プロセスの監視および測定
- (1) 組織は、表203-1に記載の「原子力QMS プロセスの監視および測定要領」に基づき、 品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な 方法を適用する。
- (2) \underline{chso} 方法<u>は、プロセスが計画</u><u>どおりの</u>結果を<u>達成する能力があることを</u>実証する<u>ものとする</u>。

8.2 監視および測定

- 8.2.1 組織の外部の者の意見
- (1) <u>組織は、監視</u>測定の<u>環</u>として、原子力<u>の</u>安全<u>の確保に対する組織の</u>外部<u>の者の意見を把握</u>する。

変更後

(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表 2 0 3 - 1 に記載の「原子力 QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。

8.2.2 内部監查

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、 保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の 体制により内部監査を実施する。
 - a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
- b. 実効性のある実施および実効性の維持
- (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。
- (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本編に おいて「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の 対象を選定し、かつ、内部監査実施計画を策定し、および実施することにより、内部監査の実 効性を維持する。
- (4) 組織は、内部監査員の選定および<u>内部</u>監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。
- (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を表203-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。
- (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
- 8.2.3 プロセスの監視測定
 - (1) 組織は、プロセスの監視測定<u>(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</u>

監視測定の方法には次の事項を含む。

- a. 監視測定の実施時期
- b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) <u>組織は、(1)の方法により、</u>プロセスが <u>5.4.2(1)および 7.1(1)の</u>計画<u>に定めた</u>結果を<u>得るこ</u>とができることを実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

変更前

8.2.4 検査および試験

- (1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表203-1に記載の「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき、原子力施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。
- (3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した者の氏名を記録する(4.2.4参照)。
- (4)業務<u>の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が</u>完了するまでは、<u>当該原子力施設を据え付け</u>たり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。

8.3 不適合管理

- (1) 組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に<u>関する</u>管理<u>および</u>それに関連する責任および権限を表203-1<u>に記載の「原</u>子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に規定する。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
- a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。
- b. <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定する</u>ことを正式に許可する。
- c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
- d. <u>外部への引渡し後または</u>業務の実施後に不適合<u>が検出された場合には</u>、その不適合による 影響または起こり得る影響に<u>対して</u>適切な<u>処置をとる。</u>

変更後
(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を<mark>検証するために、</mark>個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
- (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を 作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。
- (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。

8.3 不適合の管理

- (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施される ことがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された 機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)。
- (2) 組織は、不適合の処理に係る管理<u>(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならび</u> <u>に</u>それに関連する責任および権限を表 2 0 3 - 1 に記載の「原子力QMS <u>改善措置活動</u>要領」 <u>に定める。</u>
- (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下、本編において「特別採用」という。</u>)。
- c. <u>機器等の</u>使用または<u>個別業務の実施が</u>できないよう<u>にするための措置を講ずること。</u>
- d. <u>機器等の使用または個別</u>業務の実施後に<u>発見した</u>不適合<u>については</u>, その不適合による影響または起こり得る影響に<u>応じて</u>適切な<u>措置を講ずること。</u>

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

変更前

- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対して<u>とられた特別採用を含む処置の</u>記録を<u>維持する</u>(42.4 参昭)。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準 (「ニューシア登録管理要領」) に従い、不適合事象の内容をニューシアへ登録するなどにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステム<u>の適切性および有効性</u>を実証するため、<u>また、</u>品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な</u>改善の可能性を評価するために表 203-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」<u>を定め、</u>適切なデータを明確にし、<u>それらのデータを</u>収集し、分析する。こ<u>の中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u>
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
- a. 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)
- b. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8,2,3 および8,2,4 参照)
- c. 予防処置の機会を得ることを含む, プロセス<u>および原子力施設</u>の, 特性および傾向<u>(8.2.3</u> および 8.2.4 参照)
- d. 供給者の能力(7.4参照)

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針<u></u>品質目標、<u>監査結果、データの分析、是正処置、予防処置および</u>マネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8.5.2 是正処置

組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を定め、実施する。

- (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を 規定する。
- a. 不適合のレビュー
- b. 不適合の原因の特定
- c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
- d. 必要な処置の決定および実施
- f. とった是正処置の有効性のレビュー

変更後

- (4) <u>組織は、不適合の内容</u>の記録および<u>当該</u>不適合に対して<u>講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u>
- (5) <u>組織は、(3) a. の措置を講じた</u>場合に<u>おいては、個別業務等</u>要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上<u>に役立たせる</u>観点から、公開基準に従い、不適合の内容を ニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析および評価

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。) の必要性を評価するために、表203-1に記載の「原子力QMSデータの分析要領」において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。) を明確にし、収集し、および分析する。
- (2) <u>組織は、(1) の</u>データの分析<u>およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る</u>情報を<u>得</u>る。
- a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき,是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるものを含む。)
- d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

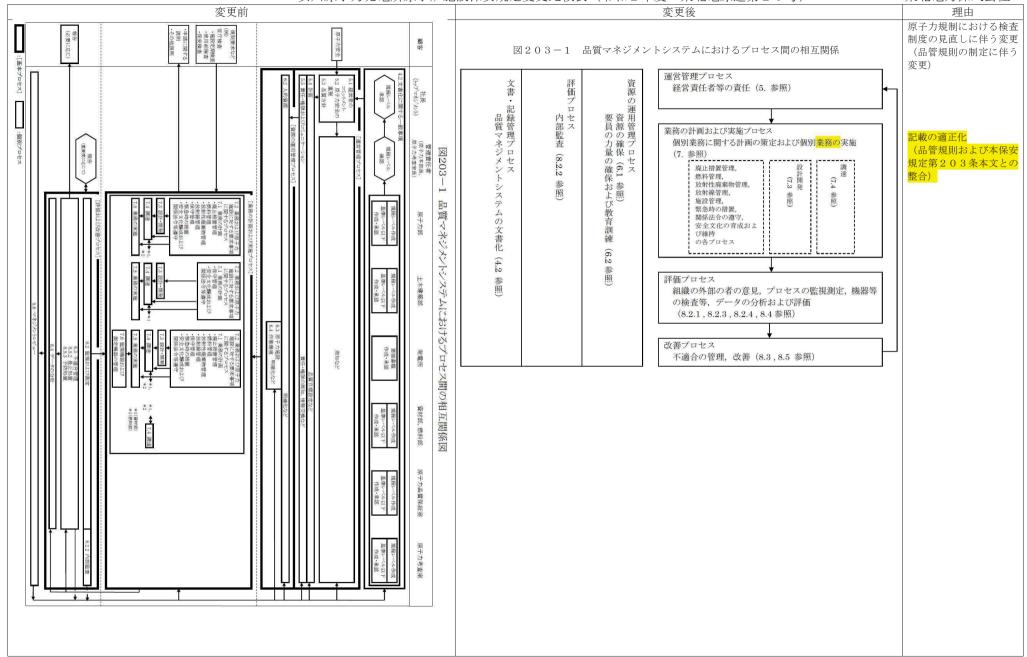
8.5.2 是正処置等

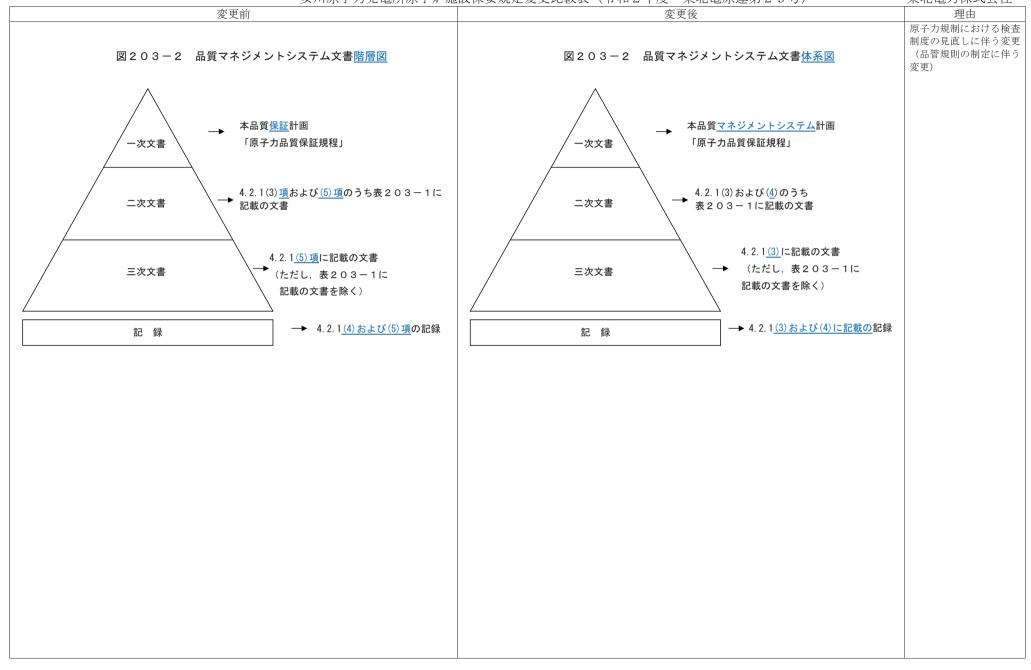
- (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
- a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
- (a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的,人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて,日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
- (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能 性の明確化
- b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。
- c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。

変更前	変更後	理由
<u>e. とった</u> 処置の結果の記録 <u>(4.2.4 参照)</u>	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう。)。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
5.3 予防処置 組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事 を定め、実施する。 (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。)および他の施設から得られた知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。	8.5.3 <u>未然防止</u> 処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	
a. 起こり得る不適合およびその原因 <u>の特定</u> b. <u>不適合の発生を予防するための</u> 処置 <u>の</u> 必要性 <u>の</u> 評価 c. 必要な処置 <u>の決定および</u> 実施 <u>e. とった予防</u> 処置の <u>有効性のレビュー</u> <u>d. とった</u> 処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)	a. 起こり得る不適合およびその原因 <u>について調査する。</u> b. <u>未然防止</u> 処置 <u>を講する必要性について評価する。</u> c. 必要な <u>未然防止</u> 処置 <u>を明確にし,</u> 実施 <u>する。</u> d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し,これを管理する。 (2) 組織は,(1)に掲げる事項について,表 2 0 3 - 1 に記載の「原子力QMS」改善措置活動要領」に定める。	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

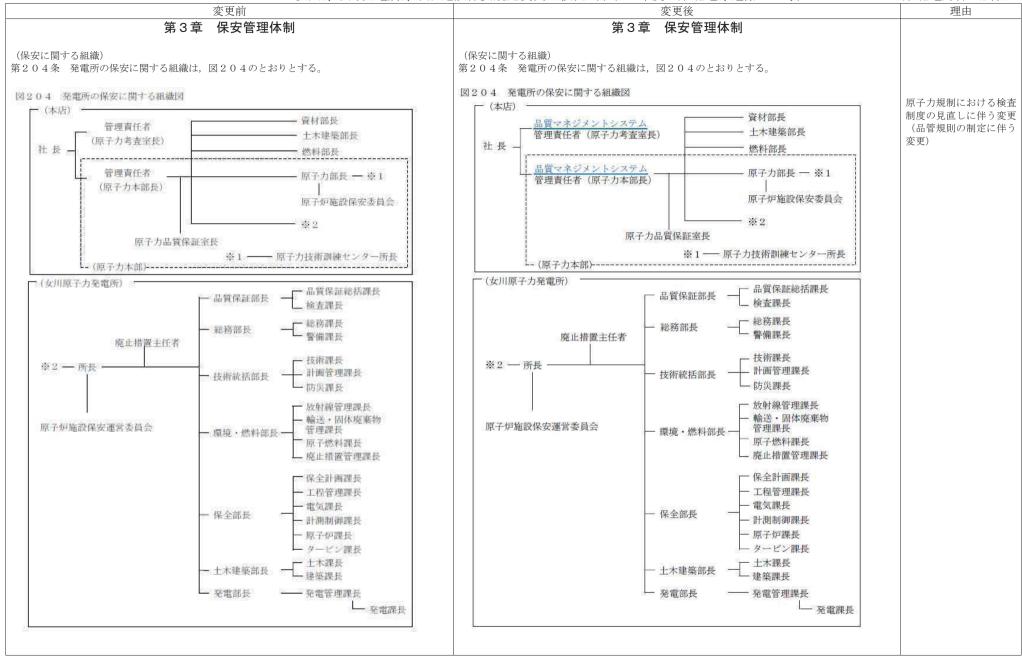
東北電力株式会社





			71. 1 7 7 7 7 0	1.6/2///1/1/ // //	100 pt 10	1、牧众(卫加2千尺)	14 10 10% 1.XE 219 =	· ,		米儿电力体八云江
	変更	前				変更	後			理由
	表203-1 一次	• 二次文書一覧表				表203-1 一次	二次文書一覧表			原子力規制における検査
保安規定第203条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文	保安規定第203条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品一1	_	全項目	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	_	変更)
保安規定第203条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文	保安規定第203条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文	
4. 1 6. 3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	_	4. 1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	_	
4. 1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	4. 1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)			
<u>4. 2. 1</u> 4. 2. 3 4. 2. 4	文書管理·記録管理要領*1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第 321 条		原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{**1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)			
5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	
5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	
5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第 205 条, 第 208 条, 第 209 条	5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第 205 条, 第 208 条, 第 209 条	
5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		_	
5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	(原子力品質保証室)		第206条,第207条	5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第 206 条,第 207 条	
5. 6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	5. 6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	
6. 2 <u>. 2</u>	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)		第 319 条, 第 320 条	6. 2	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)		第 319 条, 第 320 条	
	原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	(原子力考査室)	原考6-1	_		原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	(原子力考査室)	原考6-	_	
6. 4 7. 1 7. 2. 1 7. 2. 2 7. 5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	_	7. 1 7. 2. 1 7. 2. 2 7. 5 8. 2. 3	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-	_	「8.2.3 プロセスの監視 測定」は、監視測定の編 果に基づく改善等を含み
7. 1 7. 5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)		第 212 条 〜第 217 条の 2, 第 256 条, 第 273 条〜第 274 条, 第 276 条,第 288 条, 第 289 条〜第 290 条	7. 1 7. 5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 212 条 〜第 217 条の 2, 第 256 条, 第 273 条〜第 274 条, 第 276 条,第 288 条, 第 289 条〜第 290 条	でおり、必要な二次文制と組づける
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)		第 216 条, 第 280 条, 第 281 条, 第 286 条, 第 287 条		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 216 条, 第 280 条, 第 281 条, 第 286 条, <u>第 286 条</u> の 2	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第 288 条~第 292 条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第 287 条~第 291 条	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第 293 条~第 307 条		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第 292 条~第 306 条	

	, 10 - 		<u></u> 原十刀多	光 電	設保女	規正変見	更比較表(令和2年度 東		9号)		東北電力株式会社
四世出古世 0 0 0 8 0	変更	11	T	#** 0 0 0 % DI M &	/n +++a +	*#** 0 0 0 M	変更	发		Mr o o o A N M a	理由
保安規定第203条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文		≦弟203条○ 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の 関連条文	原子力規制における検査
7. 1 7. 5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第 273 条, 第 274 条, 第 291 条, 第 303 条, 第 308 条, 第 308 条の 3		7. 5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第 273 条, 第 274 条, 第 291 条, 第 303 条, 第 307 条~ 第 307 条の 5	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
	原子力QMS 原子力災害対策実施 要領	(原子力部)		第 309 条~第 318 条, 第 322 条			原子力QMS 原子力災害対策実施 要領	(原子力部)		第 309 条~第 318 条, 第 322 条	
	原子力QMS 廃止措置管理要領	(原子力部)		第 218 条~第 220 条			原子力QMS 廃止措置管理要領	原子力部長 (原子力部)		第 218 条~第 220 条	
	原子力QMS 安全文化 <u>醸成および</u> 関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者		第 202 条の 2 <u>,第 202</u> 条の 3			原子力QMS 安全文化 <u>管理</u> 要領	実施部門の <u>品質マネジメントシステム</u> 管理責任者		第 202 条の 2	
7. 2. 3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	_	7. 2. 3		原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	_	
7. 3	原子力QMS 設計・開発要領	(原子力部)	原7-9	_	7. 3		原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	_	
7. 4	原子力QMS 調達管理要領	(原子力部)	原7-10	_	7. 4		原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	_	
7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	(原子力部)	原7-11	_	7. 6		原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領		原7-11	_	
8. 2. 1 8. 2. 2	原子力QMS 原子力安全達成状況 に係る外部の評価情報監視要領 原子力QMS 内部監査要領**1	(原子力品質保証室)	原品8-1	_	8. 2. 1		原子力QMS 原子力安全達成状況 に係る外部の評価情報監視要領 原子力QMS 内部監査要領**1	(原子力品質保証室)	原品8-1	_	
8. 2. 3	原子力QMS 内部監查要順 ^{····} 原子力QMS	(原子力考査室)	原品8-1	_	8. 2. 3		原子力QMS 内部監査要順 III	原子力考查室長 (原子力考查室) 原子力品質保証室長	原48-1		
8. 2. 4	プロセスの監視および測定要領 原子力QMS	(原子力品質保証室) 原子力部長	原8-1	_		8.3 8.5.2	プロセスの監視および測定要領 原子力QMS 改善措置活動要領	(原子力品質保証室) 原子力品質保証室長		_	「8.2.3 プロセスの監ネ
	検査および試験要領 原子力QMS 不適合管理・是正	(原子力部)	•	_	8. 5. 3 8. 2. 4	3.3 0.3.2	原子力QMS	(原子力品質保証室) 原子力部長	原8-1	_	測定」は、監視測定の総
8.4	処置・予防処置要領** ¹ 原子力QMS データの分析要領	(原子力品質保証室) 原子力品質保証室長		_	8. 4		検査および試験要領 原子力QMS データの分析要領	(原子力部) 原子力品質保証室長		_	果に基づく改善等を含んでおり、必要な二次文書
		(原子力品質保証室)	//4·44 = -	_		2.答相則の1	要求事項に基づき作成する文書を	(原子力品質保証室)	7,144	_	と紐づける
*1: <u>JEAC4111 4.2</u>	<u>.1 c)の対象</u> 文書を表す。				*1: <u>6</u>	古官規則の 9	要求事項に基づさ作成する人書を	衣 寸。			



原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(品管規則の制定に伴う

(本保安規定第203 条, 第204条との整合)

記載の適正化

(保安に関する職務)

- 第205条 保安に関する職務は次のとおりとする。
- 1. 保安に関する職務のうち、本店組織は次のとおり。
- (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>が行われることを確実にする。

変更前

- (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>に係る活動(内部監査部門に限る。)を統括する。
- (3)原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>酸成</u>に係る活動(内部監査部門を除く。)を統括する。

(中略)

(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保守に関する業務を統括する。

(中略)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

(中略)

- (20) 保全計画課長は、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。
- (21) 工程管理課長は、原子炉施設の保守に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。
- (22)電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の<u>保守</u>および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。
- (23) 計測制御課長は,原子炉施設のうち計測制御設備の $<u>保守</u>および廃止措置工事<math>^{*1}$ に関する業務を行う。
- (24) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の<u>保守</u>および廃止措置工事*1に 関する業務を行う。
- (25) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く)の<u>保守</u>および廃止措置 工事^{※1}に関する業務を行う。
- (26) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の保守および廃止措置工事*1に関する業務を行う。
- (27)建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の保守および廃止措置工事*1に関する業務を行う。
- (28) 発電管理課長は、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。

(中略)

- 3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。
- ※1:廃止措置計画に基づく核燃料物質による汚染の除去・汚染状況の調査およびその他第 308条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事(以下,本編において「廃止措 置工事」という。)をいう。

(保安に関する職務)

第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。

(1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成および維持</u>が行われることを確実にする。

変更後

- (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る<mark>品質マネジメントシステム</mark>管理責任者として、<u>内部</u>監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成および</u>維持に係る活動(内部監査部門に限る。)を統括する。
- (3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。)の実施に係る<mark>品質マネジメントシステム</mark>管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成およ</u>び維持に係る活動(内部監査部門を除く。)を統括する。

(中略)

(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。

(中略)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

(中略)

- (20) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。
- (21) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。
- (22) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の<u>施設管理</u>および廃止措置工事^{*1}に関する業務を 行う。
- (23) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の<u>施設管理</u>および廃止措置工事*1に関する業務を行う。
- (24) 原子炉課長は,原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の<u>施設管理</u>および廃止措置 工事^{※1}に関する業務を行う。
- (25) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く)の<u>施設管理</u>および廃止措置工事*1に関する業務を行う。
- (26) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の<u>施設管理</u>および廃止措置工事*1に関する業務を 行う。
- (27) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の<u>施設管理</u>および廃止措置工事*1に関する業務を 行う。
- (28) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。

(中略)

- 3. 各職位は,第203条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は,本条の職務の内容によらず,検査に関する業務を実施することができる。
- 4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。
- ※1:廃止措置計画に基づく核燃料物質による汚染の除去・汚染状況の調査およびその他第 307 条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事(以下,本編において「廃止 措置工事」という。)をいう。

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉机	ī設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(原子炉施設保安運営委員会)	(原子炉施設保安運営委員会)	
第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下,本編においては「運営委員会」という。)	第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下,本編においては「運営委員会」という。)	
を設置する。	を設置する。	
2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。	2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。	
ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。	ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。	
(1) 廃止措置管理に関するマニュアルの制定および改定	(1) 廃止措置管理に関するマニュアルの制定および改定	
・運転員の構成人員に関する事項	・運転員の構成人員に関する事項	
・当直の引継方法に関する事項	・当直の引継方法に関する事項	
・巡視に関する事項	 巡視に関する事項 	
・警報発生時の措置に関する事項	・警報発生時の措置に関する事項	
・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	
・定期的に実施する <u>サーベランス</u> に関する事項	・定期的に実施する <u>サーベイランス</u> に関する事項	原子力規制における検査
(中略)	(中略)	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(中的)	(牛幣)	更)
(5)保守管理に関するマニュアルの制定および改定	(5) 施設管理に関するマニュアルの制定および改定	文)
(3)	(3) 旭武官理に関するマーユノルの制定ねよの以及	
(省略)	(省略)	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
(廃止措置主任者の選任)	(廃止措置主任者の選任)	
第208条 廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以	第208条 廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以	
下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選	下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選	原子力規制における検査
任する。なお、廃止措置主任者は原子力部長が選任する。	任する。なお、廃止措置主任者は原子力部長が選任する。	制度の見直しに伴う変更
(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務	(1) 原子炉施設の <u>施設</u> 管理に関する業務	(法令等の改正に伴う変
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(省略)	更)
(省略)	(E PD)	

	a 設保女規定変更比較表(令和 2 年度 果北電原連第 2 9 号)	果北電刀株式会往
変更前	変更後	理由
第4章 廃止措置管理	第4章 廃止措置管理	
第1節 通則	第1節 通則	
(省略)	(省略)	
	Complete feld own VII or feld	
	(運転管理業務)	原子力規制における検査
	第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、 事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。	制度の見直しに伴う変更
	ではいる。 「(1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。	(法令等の改正に伴う変
	a. 中央制御室における監視, 第213条第1項および第2項の巡視によって, 施設の状態管	更)
	理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。	
	b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。	
	c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。	
	d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。	
	(2)発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号 b.による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、各課長は、発電課長から引き渡さ	
	0. による連転保存(仏態音座を含む。)を美地する。また、谷林茂は、光电珠茂がり引き優された系統に対して必要な作業を行い、作業完了後に発電課長へ系統を引き渡す。	
	(3) 各課長は、第256条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために行	
	う原子炉施設の確認の計画を定め、実施する。	
(巡視)	(巡視)	
第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を	第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を	原子力規制における検査
巡視する。	巡視する。 <u>なお</u> 、実施においては、第307条の3第3項に定める観点を含めて行う(以下、本条において同じ。)。	制度の見直しに伴う変更
(省略)	<u>本来において同じ。)。</u> (省略)	(法令等の改正に伴う変
(百呼口)	(E MD /	更)
(マニュアルの作成)	(マニュアルの作成)	
第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュ	第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュ	
アルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得	アルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得	
る。	る。 (1) 巡視に関する事項	
(1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項	(2) 警報発生時の措置に関する事項	
(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	原子力規制における検査
(4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項	(4) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項	制度の見直しに伴う変更
		(法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	2.1

変更前 第 **5 章 燃料管理**

カリチ

(新燃料の運搬)

- 第280条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。
- 2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵</u>守する。
- (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。
- 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1) から(3)に加え、次の事項を遵守する。
- (1) 法令に適合する容器に封入すること。
- (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
- 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。

(省略)

変更後 第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

- 第280条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。
- 2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の 事項を<u>確認</u>する。
- (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。
- 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入すること。
- (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
- (4) 車両を徐行させること。
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために 必要な監督を行わせること。
- 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2)線量当量率検査
- (3) 未臨界検査
- (4) 吊上檢查
- (5) 重量檢查
- (6) 収納物検査
- (7)表面密度検査
- 7. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。
- 8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。

(省略)

制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

原子力規制における検査

	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変更)
(省略)	(省略)	
(使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料 ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を適守し、使用済燃料 が料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	(使用済燃料の運搬) 第286条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料でルにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料でルたにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3) から(6) は適用とならない。 (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 連撤程路に標臓を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標職をつけること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標職をつけること。 4. 放射線管理課長は、輸送物を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1) に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1) に定める区域に幅送動を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1) に定めると域に超差のを移動する場合は、容器等の表面汚染を度が法令に定める表面密度限度のした超光を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。また,使用済燃料を極の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。また,使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。また,使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。また,使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条文番号の変更)原子力規制における検査したに伴うの見直しに伴う変変変更)

(5) 未臨界検査

女川原子刀発電所原子炉施	i設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
	(6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	9. 輸送・固体廃棄物管理課長は,使用済燃料を発電所外に運搬する場合は,所長の承認を得る。	
第6章 放射性廃棄物管理	第6章 放射性廃棄物管理	
_ <u>(新規)</u>	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第287条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ば くを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施す る。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(頻度の定義) 第292条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、 <u>表292</u> のとおりとする。 表292	(頻度の定義) 第 <u>287条の2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、 <u>表287の2</u> の <mark>とおり</mark> とする。 <u>表287の2</u>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 記載の適正化
(省略)	(省略)	同し
(放射性固体廃棄物の管理) 第288条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理 を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。 (中略)	(放射性固体廃棄物の管理) 第288条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理 を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵**1または保管する。 (中略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
5. 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>事項を遵守</u> する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	5. 各課長は <u></u> 管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u> する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。	

女川原丁月光电別原丁炉旭	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていいことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないとを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染度についての確認を省略できる。	6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を る。 (省略) 出管理用計測器の管理) 91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表291に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (省略)	8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 理設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 放射線管理課長は、第10項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める医域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 12. 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。 13. 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。 13. 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。 13. 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物を選集する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。 (省略) (放出管理用計測器の管理) 第291条 放射線管理課長および計測制御課長は、表291に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

変更前 変更後 理由 原子力規制における検査 第7章 放射線管理 第7章 放射線管理 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 (新規) (放射線管理に係る基本方針) 第292条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定 められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。 (頻度の定義) (頻度の定義) 原子力規制における検査 第307条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表307のとおりとする。 第292条の2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表292の2のとおりとする。 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 表307 表292の2 (省略) (省略) (線量の評価) (放射線業務従事者の線量管理等) 原子力規制における検査 第300条 第300条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案する 制度の見直しに伴う変更 とともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 (法令等の改正に伴う変 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表300に定める 2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表300に定める項 項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (省略) (省略) (平常時の環境放射線モニタリング) 原子力規制における検査 (新規) 第302条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環 制度の見直しに伴う変更 境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (法令等の改正に伴う変 (放射線計測器類の管理) (放射線計測器類の管理) 原子力規制における検査 第303条 放射線管理課長および計測制御課長は、表303に定める放射線計測器類について、 第303条 放射線管理課長および計測制御課長は、表303に定める放射線計測器類について、 制度の見直しに伴う変更 同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または 同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検し機能維持を図る。ただし、故障等によ (法令等の改正に伴う変 り使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 代替品を補充する。 (省略) (省略) (管理区域外等への搬出および運搬) (管理区域外等への搬出および運搬) 原子力規制における検査 第304条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお 第304条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお 制度の見直しに伴う変更 それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の (法令等の改正に伴う変 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 合は、この限りでない。 合は、この限りでない。 2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第280条, 第287条および第288条に定めるもの 2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第280条, 第286条の2および第288条に定める を除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬す ものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運 る場合は、第288条第5項を準用する。 搬する場合は、第288条第5項を準用する。 3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えてい 3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を ないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていない 超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超え ことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度につ ていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染 いての確認を省略できる。 密度についての確認を省略できる。 (省略) (省略)

	也政体女規定後更比較衣(〒和2年及 東北電原連第29号)	果北電力休式芸任
変更前	変更後	理由
変更前 (発電所外への運搬)		

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 第8章 保守管理 第8章 施設管理 (保守管理計画) (施設管理計画) 原子力規制における検査 第308条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。 第307条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および技術基準 制度の見直しに伴う変更 規則を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理 (条文番号の変更) 計画を定める。 1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(TEAC4209-2007)」に従う 原子力規制における検査 ものとする。 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管 理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、 理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果 および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを 行う。 行う。 (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。 (2) 組織は,施設管理の実施方針に基づき,施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参 また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照) 照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 2. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。 組織は、1.の施設管理目標を達成するため、3.より10.からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照) また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 記載の適正化(実用炉規 (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (1) 廃止措置計画で定める性能維持施設 則との整合) (2) その他自ら定める設備 (2) その他自ら定める設備

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

5. 保全重要度の設定

組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

変更前

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、 廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>5.</u>の<u>保全</u>重要度を踏まえ、系統レベルの保全 活動管理指標を設定する。
- a. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として, $\underline{5.}$ (1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。
- ① 予防可能故障(MPFF)回数
- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(中略)

4. 施設管理の重要度の設定

組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度と設計および工事に用いる重要度を設定する。

変更後

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、 廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。
- (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。
- 5. 保全活動管理指標の設定, 監視計画の策定および監視
- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、4.の<u>施設管理の</u>重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u>
- a. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の<u>施設管理の</u>重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

- ① 予防可能故障 (MPFF) 回数
- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(中略)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更

(法令等の改正に伴う変

変更前

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の 始期および期間に関することを含める。
 - a. 点検計画 (7.1 参照)
 - b. 補修, 取替えおよび改造計画 (7.2参照)
 - c. 特別な保全計画 (7.3 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.の保全</u>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化, 故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見
- (3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7.1 点検計画の策定

(中略)

7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定

- (1) 組織は、<u>補修、取替えおよび改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を 定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※1}の補修、取替えおよび改造を実施する場 合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※2}の要否について確認を行い、その 結果を記録する。
- (2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 検査および試験の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の 項目、評価方法および管理基準
- c. 検査および試験の実施時期
- ※1:安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。(以下、本条および第321条において同じ。)
- ※2: 法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)および<u>第43条の3の13(溶接安全管理検査)</u>ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。(以下、本条および第321条において同じ。)

6. 保全計画の策定

(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

変更後

- a. 点検計画 (6.1 参照)
- b. 設計および工事の計画 (6.2 参照)
- c. 特別な保全計画 (6.3 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4.の<u>施設管理の</u>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a. 運転実績, 事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化, 故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見
- (3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

6.1 点検計画の策定

(中略)

- (4) 組織は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査**1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 事業者検査の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目, 評価方法および管理基準
- c. 事業者検査の実施時期
- ※1:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第307条の4による使用前事業者検査および第307条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。

6.2 設計および工事の計画の策定

- (1) 組織は、<u>設計および工事を</u>実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の</u>計画を策定する。また、安全上重要な機器等<u>*2の工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<u>*3の要否について確認を行い、その結果を記録する</u>.
- (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査</u>および<u>試験等</u>により確認・評価する時期までに、 次の事項を定める。
- a. 事業者検査および試験等の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者</u>検査および 試験等の項目、評価方法および管理基準
- c. 事業者検査および試験等の実施時期
- ※2:安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。
- ※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)および第43条の3の34(発電用原子炉の廃止に伴う措置)ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。(以下、第321条において同じ。)

記載の適正化(本条において同一の用語が登場しないため削除)

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 7.3 特別な保全計画の策定 6.3 特別な保全計画の策定 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (中略) (中略) (法令等の改正に伴う変 8. 保全の実施 7. 保全の実施 (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、第307条の2による設計管理および第307条の3によ a. 工事計画 る作業管理を実施する。 b. 設計管理 c. 調達管理 d. 工事管理 (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。 (3) 組織は、保全の結果について記録する。 点検・補修等の結果の確認・評価 8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保 檢·補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評

10. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置および予防処置

価し、記録する。

をいう。

(1) 組織は、以下のa. およびb. の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結 果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに 予防処置を講じる。

(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基

づき, 点検・補修等が実施されていることを, 所定の時期³³までに確認・評価し, 記録する。

※3:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時

- a. 点検・補修等を実施した構築物,系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・ 評価できない場合
- b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって, 定めたプロセスに基づ き、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、(1) a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

- 全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、 記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検 証するため、事業者検査を実施する。
- (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基 づき、保全が実施されていることを、所定の時期**5までに確認・評価し、記録する。
- ※4:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時 をいう。
- 9. 不適合管理, 是正処置および未然防止処置
- (1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態 に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には,不適合管理を行った上で,是正処置を講じる。
 - a. 保全を実施した構築物,系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価でき かい場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づ き、保全が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に 照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 組織は、(1)および(2)の活動を第203条に基づき実施する。

変更前	設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号) 変更後	東北電力株式会社理由
11. 保全の有効性評価	10. 保全の有効性評価	原子力規制における検査
(中略)	(中略)	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変更)
(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	
(中略)	(中略)	
12. 保宁管理の有効性評価 (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。	 11. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果およびその根拠ならびに改善内容について記録する。 	
	12. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第203条7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第307条の2の設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(第203条4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのよう	

13. 情報共有

組織は, $\underline{\text{保守点檢}}$ を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を,BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

13. 情報共有

組織は,<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を,BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

(3) 物理的構成 (実際の構築物,系統および機器をいう。)

	型放床女規定変更比較衣(〒和 2 年度 東北電原連弗 2 9 万)	東北竜刀休式会社
変更前	変更後	理由
<u>(新規)</u>	(設計管理) 第307条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第203条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項(2) 「技術基準規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、第307条の3に定める作業管理および第307条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更) 記載の適正化 (本保安規定第203条 との整合)
	(作業管理) 第307条の3 組織は、第307条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射整管理 (8) 銀織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第213条による巡視を定期的に行う。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変更)

	示于炉池政床女烧足发类比较衣(节和五牛皮 米化电凉度第五分号)	来 化 电 刀 体 八 云 化
変更前	変更後	理由
	(使用前事業者検査の実施)	原子力規制における検査
	第307条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、	制度の見直しに伴う変更
	本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事	(法令等の改正に伴う変
	にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認	更)
	するための使用前事業者検査を統括する。	
	2. 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事	
	を実施した組織以外の者を検査実施責任者として指名する。	
	3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。	
	(1) 検査の実施体制を構築する。	
	(2) 検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。	
	(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検	
	査項目ごとの判定基準を定める。	
	a. 設工認に従って行われたものであること。	
	b. 「技術基準規則」に適合するものであること。	
	(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合す	
	(4) 快量項目ことが刊た相末を暗まえ、快量対象が原子が地域が削りる。および 0. の基準に適百 y ることを最終判断する。	
	<u>ることを取終刊即する。</u> 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、	
	検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。	
	(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施 した組織以外の者	
	(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織が対象の表	
	織以外の者	
	(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者	
	5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前	
	項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。	
	6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。	
	(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。	
	(2) 検査に係る記録の管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。	
	(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。	
	※1:使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象および以下に示す方	
	法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。	
	a. 構造, 強度および漏えいを確認するために十分な方法	
	b. 機能および性能を確認するために十分な方法	
	c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであるこ	
	とを確認するために十分な方法	
		<u> </u>

	型放床女規定後更比較衣(〒和 2 年度 東北電原連弟 2 9 万)	果北竜刀休式会任
変更前	変更後	理由
(新規)	(定期事業者検査の実施)	原子力規制における検査
	第307条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認	制度の見直しに伴う変更
	するための定期事業者検査を統括する。	(法令等の改正に伴う変
	2. 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施	更)
	する組織以外の者を検査実施責任者として指名する。	
	3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。	
	(1) 検査の実施体制を構築する。	
	(2) 検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。	
	(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要	
	な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。	
	(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最	
	終判断する。	
	4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、	
	検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。	
	(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織のある。	
	織以外の者(2)検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者の中で、当該工事または点検を	
	(2) 快宜対象となる設備の工事まだは点快の調達における供給者の中で、自該工事まだは点快を実施する組織以外の者	
	<u> </u>	
	(3) 前方に拘りる映和するは別の国談候宜来務に述る反務の供和有 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前	
	項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。	
	6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。	
	(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。	
	(2) 検査に係る記録の管理を行う。	
	(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。	
	TO KEIN O X MONTH OF THE TOTAL	
	※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた	
	検査要領書を定める。	
	a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認	
	するために十分な方法	
	b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法	
	c. a. b. による方法のほか,技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定す	
	る方法で行うものとする。	
(溶接事業者検査の実施)		
第308条の3 所長は、溶接事業者検査を統括する。	_(削除)_	
2. 検査課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を実施するとともに所管		
する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。		
	I	1

女川原子力発電所原子炉施	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第10章 保安教育	第10章 保安教育	原子力規制における検 制度の見直しに伴う変
(所員への保安教育)	(所員への保安教育)	(法令等の改正に伴う
第319条 原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教		更)
育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施す	育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施す	
る。 (1) 技術課長は,毎年度,原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表319	る。 (1) 技術課長は,毎年度,原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表319	
(1) 技術味表は、毎年度、原子炉地設の廃止有直を行う所員への休安教育美地計画を表る19-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て所長の承認を得る。	(1) 技術味では、毎年度、原子炉地蔵の廃止指置を行う所員への味安教育美地計画を表319-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て所長の承認を得る。	
(中略)	(中略)	

			亦	変更前		<i>></i> //	1//1/ 1	/ J / L H	3//1///	1 /9 /31	E HX I/I	N SA MI			父衣(宣和乙				NÆ A	329	,,,				東北竜刀株式会社 理由
									表31	9-1													表319	9-1	
		所員へ	の保安教	育実施方針	針(総括表)										所員へ	への保安教	育実施方	計(総括表)						
	保安教育	育の内容				運転員	対象者と教育時間※	£2						保安教育	の内容				連転	対象者と教育	時間※2				
大分類	中分類 (実用炉規削第92条の (項目)	内 容	実施時期	発電課長 発電副長※3	主機運転員	補機運転員	放射性楽棄物処 理設備の業務に	燃料の取扱いの 業務に関わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員	大分類	中分!	計類 関第92条の	小分類 (項目)	內 容	実施時期	発電課長 発電副長※3	主機運転員		放射性廃棄 理設備の非	一 地で 日本	連転員の	以外の技 系所員	事務系所員	
	内容) 関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要な らびに関係法令および保安規定の連守に 関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関わる者 ② (1時間以上)	② (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		関係法令お。	Sよび保安規 関すること	子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要な らびに関係法令および保安規定の遵守に 関すること		(1時間以上)	② (1時間以上	(1時間)	0			◎ 開以上)	◎ (1時間以上)	
		医子提内 (7)	-	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	② (0.5時間以上)		,			関すること 原子炉のしくみ	1	(0.5時間以上)	(0.5時間以上	N 00000	100000	0.00000		(の 特別以上)	(0.5時間以上)	
入所時に実 施する教育	原子炉施設の構造、性 能に関すること 設備概要、主要系統 の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関すること	入所時(新規 配属時)	0			0		0	×	入所時に 施する教	実 原子炉施設(育 能に関する)	段の構造、性 形		原子炉容器等主要機器の構造に関するこ と	入所時(新規 配圖詩)	0	0		0			0	V	
300.1		原子が、カルスの表現等主要系統の機能・住能に関すること	BLANCO /	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)		₩1				と 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能 に関すること	N. M. V.	(0.5時間以上)	(0.5時間以上	(0.5時間)	(0.5時間に	(0.5時間以	(E) (0.5H	特間以上)		
	原子炉施設の廃止措置 に関すること 非常の場合に講ずべき処置に関すること	廃止措置の概要 非常の場合に講ずべき処置の概要		(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)			gの廃止措置 と と に講ずべき処置		廃止措置の概要 非常の場合に講ずべき処置の概要	-	(0.5時間以上)	(0.5時間以上		0		(4111)	等間以上)	(0.5時間以上) (0.5時間以上)	
		非常の場合に属すべき処面の概要 法、令、労働安全衛生規則および電離放射 線障害防止規則中の関係条項		(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)					非常の場合に属すべき地面の概要 法、令、労働安全衛生規則および電離放射 線障害防止規則中の関係条項		(0.5時間以上)	(0.5時間以上	(0.58時間)	(0.5時間)	以上) (0.5時間以	(0.5B	特間以上)	(0.5時間以上)	
	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	-									原子炉施設	役の構造、性能に		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること										
		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法	管理区域内												原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法	管理区域内									
		管理区域への立ち入りおよび退去の手順	において 核燃料物質。								*****	200			管理区域への立ち入りおよび退去の手順	管理区域内 において 核燃料物質。 使用済燃料									
放射線果物 従事者教育 ※1	放射線管理に関すること	外部放射線による線量当量率および空気 中の放射性物質の濃度の監視の方法	使用済燃料 またはこれら によって汚染			対象者と	教育時間は、別表3	19-2参照			級和報条 從事者教 ※1	務 放射線管理(EIに関すること		外部放射線による線量当量率および空気 中の放射性物質の濃度の監視の方法	またはこれらによって汚染			対象	者と教育時間は、」	別表319-2参照				
		雷敵放射線が牛体の細胞 組織 拠官だ	された物を 取り扱う業務 に就かせる時												電離放射線が生体の細胞。組織、器官お よび全身に与える影響	またはこれら によって汚染 された物を 取り扱う業務 に就かせる時									
		よび全身に与える影響											III	質によって消染され	よび全身に与える影響 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ										
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染され た物の取扱いに関すること	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物の種類および性状 ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・ 順序										核燃料物質 た物の取扱し	『および核燃料物 いに関すること	質によって汚染され	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物の種類および性状 ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・ 順序										
	非常の場合に調ずべき処置に関すること	異常な事態が発生した場合における応急 措置の方法										非常の場合し	合に講ずべき処置	に関すること	異常な事態が発生した場合における応急 措置の方法										
	関係法令および保安規 定の遵守に関すること 原子炉施設保安規定	総別、品質 <u>保証・体制および評価</u> 、保安教育、記録および報告に関することならびに 関係法令および保安規定の連守に関する							〇 (1時間以上)	〇 (1時間以上)		関係法令お。定の遵守に	Sよび保安規 関すること	子炉施設保安規定	総別、品質マネジメントシステム、保安管理 <u>体制、</u> 保安教育、記録および報告に関する ことならびに関係法令および保安規定の連 守に関すること							(18)	〇 阿以上)	〇 (1時間以上)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
		通則、施設運用上の基準に関すること	0						O (1時間以上)						項目、施設運用上の基準に関すること	1						(18\$	〇 間以上)		(法令等の改正に伴う変
		巡視に関すること							117030000000						巡視に関すること										更)
	医乙烷胺的 O.B. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	定例試験に関すること		対	象者,教育実施時期	制、教育時間につい	ては、別表319-3	参照				第三指数	gの廃止措置 と	止措置管理	定例試験に関すること		刘	象者, 教育実施:	時期. 教育時間!	こついては、別表31	19-3参照				記載の適正化
	原子炉施設の廃止措置 に関すること	異常時対応(現場機器対応)							×	*		に関すること	E .		異常時対応(現堪機器対応)								×	×	
		異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮, 状況判断)	-												異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮, 状況判断)	-									
	保守管理	異常時対応(指揮、状況判断) <u>保守</u> 管理計画に関すること	-						〇 (1時間以上)	-			20	<u>段</u> 管理	施設管理計画に関すること							7.184	O HRUE)		
その他 反復教育		放射線測定器の取扱い	1回/10年毎						(Taelino, L)		その他				放射線測定器の取扱い	1回/10年毎									
XXXXX		管理区域への出入り管理等。区域管理に 関すること	MI								A SK TA				管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること										
	放射線管理に関すること 放射線管理	線量限度等。被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に	-	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	(1時間以上)	〇 (1時間以上)	×		放射線管理	計に関すること お	対線管理	線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること		◎ (1時間以上)	(1時間以上	(1時間以	(上) (1時間以	(上) (1時間以	上) (1時	〇 間以上〉	×	
		関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること													関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理(こ 関すること										
		関すること 協力企業等の放射線防護に関すること	-												関すること 協力企業等の放射線防護に関すること	1									
	放射性廃棄物管理 核燃料物質および	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関 すること						,	(0. 5時間以上)			核燃料物質		以射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理(二関 すること							(0. 5)	〇 時間以上)		
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取扱い に関すること 燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		対	象者, 教育実施時期	1. 教育時間につい	ては、別表319-3	参照	〇 (0. 5時間以上)	×		核燃料物質 汚染された料 に関すること	間によって 物の取扱い と 燃	料管理	燃料の臨界管理に関すること		対	象者. 教育実施	時期, 教育時間(こついては、別表31	19-3参照	(O. E	〇 時間以上)	×	
		燃料の運搬および貯蔵に関すること 駅も事態の色が第二度 第二カ 時間 かん			1	1	1								燃料の運搬および貯蔵に関すること 緊急事制広急対策等。原子力防災対策法	-									
	非常の場合に講ずべき処置に関すること	緊急事態応急対策等。原子力防災対策活 動に関すること(アクシデントマネジメント対応を含む)			(0.5時間以上)	The second second second			◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)			さに満ずべき処置		緊急事態応急対策等。原子力防災対策活 動に関すること(アクシデントマネジメント対 応を含む)			(0.5時間以.			以上) (0.5時間)	(O. 5)	9※4 時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	
※1:各課長が 十分な知識	が、所長により別途承認された基準に従い、各項 および技能を有しているものと認めた者について とができる。 者に悪実されている教育項目は、対象者となった 民の代券を行う発管問題場を含む。 シトマネジメント対応については支援組織要員を	目の全部または一部について は、該当する教育について		②:全員が教育の 〇:業務に関連す)対象者(関連する業 る者が教育の対象(ト 時間	務内容に応じ教育 関連する業務内容	内容に濃淡はあり) に応じ教育内容に	農液はあり)。			※1:各課 十分な知 水飲する	長が、所長により の歳および技能を	り別途承認された と有しているもの。	と基準に従い、各項目 と認めた者についてに	の全部または一部について た 該当する教育について 点から課せられる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		◎:全員が教育の ○:業務に関連す	対象者(関連する者が教育の対	る業務内容に応 象(関連する業)	ご教育内容に濃淡に 条内容に応じ教育内	はあり)。 容に濃淡はあり)。				
※2:各対象4 ※3:発電副引	というとう。 者に要求されている教育項目は、対象者となった 長の代務を行う発電管理副長を含む。	特点から課せられる。		():合計の教育	時間						※2:各対 ※3:発電	象者に要求されて 副長の代務を行	ている教育項目 う発電管理副長	は、対象者となった時を含む。	点から課せられる。		():合計の教育	時間							
9:4:77×7	・ントマネンメント対応については支援組織委員を	対象とする。									W4:7.7.	J) JF (4 J) J	DEMINIC DUT	. 14.文字明明文字 ()	(RC) 0.										

						又	川県コ	一力発電所原子炉施設位	1宋女太	兄疋	发	史 比 較 表 (令木	µ2			里界	2 9	方)	東北電力株式会社
					変更前					Mar. T			0-77			変更後	-	,	_	理由
※11名課長が、所属により別途承認された基 十分分割嫌および技能を有しているものと録 年報することができる。 後略することができる。 ※22 名対象者に要求されている教育項目は、 ※33 美電副長の代務を行う乗電管理副長を、	放射線管道に関すること 技能が特質がとびは変対物質にかつて汚染 技能が物の複数いに関すること 数対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること ・ 実対線管道に関すること	関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	放射線管理に関すること ※1	・原子炉施設の構造、住施に関すること・放射線管理に関すること ※対線管理に関すること ※1	₩ ₩	を照料物具のよりを原料物具によりに万米された物の取扱いに関すること ※1		3. 地震観点に対象を行うを発音を開きませた。	※1:各្野長が、所長により別途承認された基 十分な知識および技能を有しているものと設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	14	・原子疗施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること	**	0遵守に関するこ		XII	放射機管理に関するべと ・	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	総括表中分類との対応		
※、各類長が、所属により別途承認された基準に扱い、各項目の会都または一部について 大学な問題とは、公理を持しているものと認めた省については、監督する条件について ・技術を超過されている場合を指しているものと認めた会については、監督する条件について ・技術を担じませたでいる条件を目は、対象者となった時点から課せられる。 ※の表記集のに表を行う発電管理解表を含む。 ※の. 無電景のに表を行う発電管理解表を含む。	①管理区域への立入りおよび退去の手頭 ②連盟区域への立入りおよび退去の手頭 個別の選問とくは使用資産書店とは、中心によって汚染された 第の選問、可能よどの選の手機 「必要な事業」に使用済度等によって汚染された設備の返空放 「公長が無対しましたの報告がおけ、こので、中心に対している。 「公長が無対しましたの報告が当によって汚染された設備の返空放 「公長が無対しましたの報告が当による報告が当による報告が当による報告が当による報告が当による報告が当年ので、中の、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	法令,労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則中の関係条項	の細胞、組織、	7		日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	□ 持漢姓的國共工具有用學漢姓 医囊性溃疡 医鼻腔 医乳头 1.5 体积	_	※1・発揮表が、所張により別途承認された基準に従い、各項目の全部までは一部について 十分式が開放されて対策を有しているものと認めた他については、関すする名前について 機能することができる。 ※2、予以表表では、それでは、ものと認めた他については、関すする名前について、 ※2、予以表表では、学れないでも表質項目は、対象者となった時点から課せられる。	②異常な事態が発生した場合における応急の措置	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	①管理区域への立入りおよび退去の手順 ②推奨性物質も人に使用素等はするによったによって汚染された 物の運動・削削を対したが使用素が割によって下央された性態の運動・ 作業が特別まさは使用素が割によって下央された性態の虚金の (4) 外部放性線による検量が量率および空気中の放射性物質の濃度の影響による検量が量率および空気中の放射性物質の濃度の影響 (5) 天井、県、駅、機等の英國の汚象の状態の循環および汚象の (5) 天井、県、駅、機等の英國の汚象の状態の循環および汚象の			設備の構造およ	①管理区域に関すること ②核報料製造しくは使用液料まではこれらによって活発された 物の運搬・円費は2分で表現が実現っておりまたが開か 機・円費は2分で表現が実現して、1分でもれた影響の度全の イ素のがおおよび回床 の外間放け値による検量・当量率および型気中の放射性物質の進 原の製図が洗 成ります。	①級燃料物質まだは使用済燃料の種類および性状 ②級燃料物質まだは使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	少	所員へのも	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
	(2時間以上)	(1時間以上)	◎ (0.5時間以上)	(1.5時間以上)	(1.5時間対上) ◎	(0.5時間以上)	発電課長 発電開表※3	· 安教育実施				◎ (2時間以上)	◎ (1時間以上)	(0. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	発電課長 発電副長※3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○:金員が教育の対象者 ○:乗務に掲進する者が教育の対象 ():合計の教育時間	(2時間以上)	(1時間以上)	(0. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)		所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)	②:全員が教育の対象者〇:業務[に関連する者が教育の対象():合計の教育時間			◎ (2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	主機運転員	所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育) が最初である。	
- ・	(2時間以上)	(1時間以上)	(0. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	連転員	線業務從事	対象者 5者が教育の対象 育時間			◎ (2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	運転員	寸線業務従 事	
	(2時間以上)	(1時間以上)	(0. 5時間以上)	(1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	対象者と教育時間※2 放射性廃棄物処 放射性廃棄物処 類恐痛の業務に 類れる者 関わる者	音卷音)				◎ (2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	② (1.5時間以上)	(1.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	事者教育) 対象者と教育的研修所	
	(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	(1. 5時間以上)	(1.5時間対土)	(0.5時間以上)						◎ (2時間以上)	◎ (1時間以上)	(1.以間報5.0)	◎ (1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	燃料の取扱いの 業務に関わる者	6	
	(2時間以上)	(1時間以上)	(0. 5時間以上)	(1. 5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	運転員以外の 技術系所員					O (2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	(1.5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	運転員以外の 技術系所員		
	(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	(1.5時間以上)	O (1. 5時間以上)	(0.5時間以上)	事務系所員					(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)	(1.5時間以上)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	事務系所員		
	原子伊施設における作業の方法およ び問題的に係る設備の改扱い	関係法令	電離放射線の生体に与える影響	原子炉施設に係る設備の構造およ び取扱いの方法に関する知識	原子卯施設における作業の方法に 関する知識	を添料物質もいいは使用が添料をにはこれらに汚染された物に関する知識	電離放射線障害防止規則の分類 1000分類 1000分别 1000分類 1					原子官施設における作業の方法およ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関係法令		原子炉施設に係る設備の構造およ び取扱いの方法に関する知識	原子垣施設における作業の方法に 関する知識	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに汚染された物に関する知識	電離放射線障害防止規則の分類		
2-618景	Ĕ							2-	-61 <u>€</u> ≩	r		π								

				;	変更前		女川原丁.	力発電所原子炉施	10000000000000000000000000000000000000	况是	发史.	七蚁衣(7741		<u>・ 米ィ</u> 変更後	L电까	連男 2	9万)		東北電力株式会社理由
								表319-3						. 4, 4,04				表319-3	- 在山
				所員への保安	安教育実施方	針(運転員)							所員への保安	农教育実施方針	計(運転員)				
	保安教1	育の内容				対象者※1				R安教育の内	ë				対象者※1				
中分類		分類 細目	具体的教育内容	発電課長 発電別長※2	主機運転員	運転員 補機運転員	放射性廃棄物処理 設備の棄務に関わ 表者 務に関わる者	実施頻度および時間業	中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	発電課長 発電副長※2	主機運転員	運転員 補機運転員	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ	燃料の取扱いの業 務に関わる者	実施頻度および時間	
関係法令および保安 関係法令および保安		原子炉施設保安規定	総別、品質単正 体系大い対処、保安教育 5 録および報告に関する規則の概要ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること		0	0	0 0		関係法令および保安 規定の遵守に関する こと		萨施特保安排 定	総則、品質マネジメントシステム、程安管理体 証、保安教育、記録および報告に関する規則の 概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に 関すること		0	0	0	0		原子力規制における検 制度の見直しに伴う変
i.e			保安に関する各組織および各職務の具体的役割 と確認すべき記録		×	×	× ×		EE .			保安に関する各組織および各職務の具体的役割 と確認すべき記録	0	×	×	×	×		(法令等の改正に伴う
		奏止措置管3	I 奏止措置の通明、施設適用上の基準についての 概要	0	0	0	(放射性廃棄物処理 設備に関することの み)				廃止措置管理	度上措置の通則, 施設運用上の基準についての 概要	0	0	0	◎ (放射性廃棄物処理 設備に関することの み)			更) 記載の適正化
		巡视·定期的I	遊視の範囲と確認項目 定類的に実施する試験の内容と頻度	0	0	0	み) (放射性療薬物処理 設備に関することの み)				巡視·定期的試 I	通視の範囲と確認項目 定期的に実施する試験の内容と頻度	0	0	0	② (放射性廃棄物処理 設備に関することの み)	×		10年以 Vノ旭 ユー ロ
		異常時対i (現場機器対	各股債の運転操作の概要(現場操作) 警観発生時の対応(現場操作)	0	0	0	③ (放射性廃棄物処理 設備に関することの み)				異常時対応 (現場機器対応	各設備の運転操作の概要(収場操作)) 警観発生時の対応(現場操作)	0	0	0	◎ (放射性廃棄物処理 設備に関することの み)	×		
	廃止	措置管 廃止措置管理	奏止措置の通則の適用と根拠	0	0	×	x x	《発電課長、発電副長、主機運転員、補機 運転員》		廃止措置領	廃止措置管理	廃止措置の通則の適用と根拠	0	0	×	*) ×	×	<発電課長,発電副長,主機運転員,補機 運転員>	
原子炉施設の廃止 措置に関すること		巡视·定期的I	合の措置		0	×	× ×	3年間で20時間以上※3 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる	原子炉施設の廃止 措置に関すること	-				0	×	×	×	連転員> 3年間で20時間以上※3 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる	
		異常時対印	定期的に実施する試験の操作と基準値 各設備の運転操作と監視項目	0	0	*		者> 3年間で24時間以上※3	措置に関すること		異常時対応	定局的に実施する試験の操作と基準値			×	*	*	者> 3年間で24時間以上※3	
		異常時対1 (中央制御室 応)	対	0	×	×	× ×	<燃料の取扱い業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3			(中央制御室内 応)	対 警観発生時の対応操作(中央制御室)	0	0	×	×	×	<燃料の取扱い業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3	
			## 用 警報発生時の監視項目	0	×	×	× ×					 蓋準および基準を超えた場合の措置の模擬と適用 蓄観発生時の監視項目 	0	×	×	×	×		
	保守	保守管理計画に こと I	する <u>主契検査</u> 時の管理項目概要	0	0	0	× ×					「る <u>空間事業名</u> 検査時の管理項目概要	0	0	0	×	×		
		提立管理計画に ことロ	する 主接接査時の管理項目の根拠	0	×	×	× ×			施設管理	施設管理計画に関	** * * * * * * * * *	0	×	×	×	×		
核燃料物質および核 燃料物質によって汚 軟された物の取扱い に関すること	MAN T	性廃棄物 放射性固体·液体 管理	気体廃棄物の管理に関すること	0	0	٥	◎ (放射性高業物処理 設備に関することの み)		核燃料物質および核	放射性廃棄等管理	放射性固体・液体・	気体廃棄物の管理に関すること	0	0	0	②(放射性廃棄物処理 設備に関することの	×		
染された物の取扱い に関すること	25.2	燃料の施界管理 燃料の運搬およ	関すること 貯蔵に関すること	0	0	0	× 0		核燃料物質および核 燃料物質によって汚 染された物の取扱い に関すること	燃料管理	燃料の施界管理に 燃料の運搬および		0	0	0	*)	0		
※2. 浄電報・	の代格を 正局・一部の での の 容が を で を を を を を を を を を を を を を を を を を	行う角管型電視表で での考えは、対象を に対象を が の機能を実現しているい が 関係に 関わっているい	国工成化を教育内部に表達者切り。 。対象者化なった時点から間せられる 含む。 心のでは、一では他の発展、深心に がいた。近の教育の時間であり、上 前ではない)。 たから機能等の時間の区別は行わない たから機能等の時間の区別は行わない。	がある。(ある教育権 技術につ教育権権	で、複数の細目	をかべーする場合	(+6.8 d)		※3:記載するに ・本教育は、同	あたっての 一細目では	考えは、以下の。 あっても対象者の コトとは、運転に	対象者となった時点から関せられる 言む。 より、ことで理解の範囲、深さに差 が行う一連の変質の時間であり、上 がらないでは、 から、 から、 から、 から、 から、 がら、 がら、 がら、 がら、 がら、 がら、	がある。(ある教育 表はこの教育時間	で、複数の網目を	力が一する場合	r686)			

	函設保安規定変更比較表(令和 2 年度 東北電原運第 2 9 号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(協力企業従業員への保安教育)	(協力企業従業員への保安教育)	
第320条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	第320条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	
電所入所時に安全上必要な教育が表320の実施方針に基づいて実施されていることを確認	電所入所時に安全上必要な教育が表320の実施方針に基づいて実施されていることを確認	
する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結	する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結	
果を総務課長に報告する。	果を総務課長に報告する。	
ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	
て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	
ることができる。	ることができる。	
(中略)	(中略)	

												亦	田子				- 5	\ /	中方	1/ 1).	ノカ	_ FE	リノト	ルバ	, 1 W	刀巴	HX [7	トグ	、 ハエ	ΛĽ	又	. X	. PL	→ Ŧ>	\1 \		(-	1 A.	н 2	- 1					(E)	ハハイ	生力	17 4	_ :	, 7	/						- 1	水	16					بلـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
# n #	. 雅 .	謎		00	数	謎	47	数	1	× .				_	益	苯	# n n			S [73		- *	<u>ہ</u> ا*	*	e . I		芽	7	ากส		建	報告	按	. 98	. T	2 7 # 1		_		対	(装)	数にに		:	6						a	\dashv				埋	<u></u>		
#常時の場合に講ずべき処置 1関すること ※1		対線管理に関すること ※1		によって汚染された物の取扱い に関すること ※1	(燃料物質および核燃料物質	*				・原子炉施設の構造、性能に 制すること	F常時の場合に講ずべき処置 E関すること ※1			よって汚染された物の取扱い に関すること ※1	:02:	放射線管理に関すること ※1				2)放射線業務従事者に対する		入所時に実施する教育※1		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	十分国	1)発電所入所時に安全上必要:		認めた者については、該当3公2:各対象者に要求されている	:関すること ※1 <1:各課長が、所長により別途;	・放射線管理に関すること※1 ド常時の場合に講ずべき処置			*				*	関係法令および保安規定の連 門に関するニレ ※1	対線管理に関すること ※1	すること ・放射線管理に関すること ※1	・原子炉施設の構造、性能に	常時の場合に講ずべき処置 関すること ※1			:よって汚染された物の収扱い !関すること ※1	燃料物質および核燃料物質					2)放射線業務従事者に対する8		入所時に実施する教育※1		大分類		1) 発電所入所時に安全上必要								
②異常な事態が発生した場合における応急の措置を設された14億1-2/17年40万年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	濃度の監視 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染 の除去	のより最高の作業 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の 準度の影響	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の <u>保守</u> サトT&占給の作業	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業	①管理区域への立入りおよび退去の手順	法、16、労働女主衛生規則および電離放射線障害防止規則中の関係条項	福春及光紫の種類のようでは、福春成光紫の生体の種間、結構、経営などであり、一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一体の一			⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置	⑤天井. 床. 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染 の除去の方法	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の 濃度の監視の方法	(二世の) (本版) (1 版の)ので成業の「「来の71 (4 3 から順下 (3 核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の <u>保守</u> および直接の作業の方法および順序	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された数の通常 甲ಘた上が返後のた業の方法さどが原本	①管理区域に関すること	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	安静	保安教育の内容	交交	原子炉施設の廃止措置に関すること	関係法令および保安規定の遵守に関する	非常時の場合に講ずべき処置に関するこ	(実用炉規則第92条の内容) 原子炉施設の構造・性能に関すること	中分類			する教育について省略することができる。 教育項目は、対象者となった時点から課せられる。	・表格は事態が光生した極白でありるめあり有量・表認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分など		⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去	の 200円以前第100条単単単十ののCHXTの以前に対象の 織度の開始	の作業の作業の主要を表現している。	た物の連搬、貯蔵および廃棄の作業 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染され	国際来名	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則中の 関係条項	電離放射線の種類および性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響			の除去の方法 ⑥興常な事態が発生した場合における応急の措置	源度の無視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染	④外帮放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の 濃度の能視の方法	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の <u>保全</u> の作業の方法および順序	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序	①修理区域に関すること	①技燃料物質または使用済燃料の種類および性状②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	Ø			原子炉施設の泰止措置に関すること	関係法令および保安規定の遵守に関する	非発酵の場合に講ずべき処理に関する:	中分類 (実用炉規則第92条の内容) (実用炉規則第92条の内容)		な教育		制度	度の 法令)見i	直し	に	半う	変り
鎌七上が井部を着 アルス								た物を取り扱う業務に就か せる時	管理区域内において核照料物質、使用済燃料またはこれって活染され									実施時期							小分類	保安教育実			知識および技能を有してい									七名時	はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就え	管理区域内において核熱 料物質、使用済燃料また							·		実施時期				ŗ	F .			保安教育員								
9		(2.0時間以上)	0														◎ (0. 5時間以上)	放射線業務従事者	対象者およし		廃止措置の概要	関係法令および保安規定 の遵守に関すること	非常の場合に講ずべき処 置の概要	作業上の留意事項	2	施方針(協力企業			るものと								(三) (計画数十)		6	7				(1.5時間以上)				◎ (0. 5時間以上)	放射線業務従事者	対象者およ	第十台軍の寛教	を が が は に に に の が に に の に に に に に に に に に に に に に	関係法令および保安規定	非常の場合に講ずべき気	内容		ミ施方針(協力企								
○· ◆ 四大客中 ○ 土 客中		×	4				×	×		×			,	<			×	放射線業務従事者以外	教育時間※2						野茶品	***		○:業務に関連する者が×:教育の対象外():合計の教育時間	◎:全員が教育の対象者				×					×	×	×				×	×			×	放射線業務従事者以外	び教育時間※2			入所時	0	実施時期		業)								
		原子炉施設における作業の方法および同					関係法令	電離放射線の生体に与える影響		原子炉施設に係る設備の構造および取割			up a management of the second date and a	西子信告のようによりを受けませた。 日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、			核燃料物質もしくは使用済燃料またはこ	The Prince Princ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0	0	0			24		教育の対象					原子炉施設における作業の方法および					関係法令	電離放射線の生体に与える影響	原子炉施設に係る設備の構造および				原十卯施設における作業の方法に関	南子古本部一次十八本帝十二十四十二十四十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			核燃料物質もしくは使用済燃料または		明財	6	0	0	© (放射線業務從事者	举									
		司施設に係る設備の取扱い								及いの方法に関する知識			OJ JOH DRIV	C-40 186			れらに汚染された物に関する知識	The section of the se	9 余数		0	0	0	反名類米だ兵皇白及び		₩ 8800							3.同施設に係る設備の取扱い							取扱いの方法に関する知識	**************************************			うの担職	ナス 和嫌			これらに汚染された物に関する知識	正元 リング 羽	1000000000000000000000000000000000000	C	0	0		放射線業務從事者以外	黎 者※2									
2 8 3	E										-																	,	20	8 淫																								_		Ш									
	ジ環境な者等別が発出した場合に1257から後の計画 ジ環境な者等別が発出した場合に257から後の計画 (1) 「「「「「「「「「「」」」」」」、「「「」「「」」、「」」、「「は物が他」「「」、「「」」、「「」 (1) ・		(2. の時間以上) ・	(2. 0号間以上) × 原子停路投口おける作業の方法および回路投口係る設備の表現い (0. 今日が参考)	② 0号周以上) × 原子停請放における作業の方法および回請数に係る設備の表現い 0.今日必要の対象者	(2. 0年間以上) × 原子停電流における作業の方法および回路間に係る設備の取扱い	(2. 0年間以上) × 原子停電級における作業の方法および回路級に係る設備の取扱い	(1.0発掘以上) × 原係法令 原子が指摘における作業の方法および原施物に係る設備の表現い × 原子が指摘における作業の方法および原施物に係る設備の表現い	○ (5周間以上) × 衛維教育第の生存に与える影響 1.1 (3月間以上) × 関係法令 「1.1 (3月間以上) × 関係法令 「2.0月間以上) × 関係法令 「3.1 (3月間以上) × 関子が指摘における作業の方法および関階数に係る設備の取扱い 「4.1 (3月間以上) × (1.1 (3月間)) (3月間) ((1. 0 時間以上) X 機構放射機の生体に与える影響 (1. 0 時間以上) X 機構放射機の生体に与える影響 (1. 0 時間以上) X 関係法令 (1. 0 時間以上) X 関係法令 (1. 0 時間以上) X 関係法令 (1. 0 時間以上) X (1. 0 年間以上)	X 原子が指摘に係る設備の構造および環境いの方法に関する知識	(1. 5号間以上) × 原子停施設に係る設備の構造および表現いの方法に関する知識 (0. 5号間以上) × 衛維放射線の生体に与える影響 (1. 0号間以上) × 関係法令 (2. 0号間以上) × 関係法令 (3. 5号間以上) × 関係法令 (4. 5号 1 5号	第一年の	報告報報問回問すること ※ 最近の報告に占領権が担保の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の所属の	(1.5時間以上) × 原子停施設における作業の方法に関する知識 (1.5時間以上) × 原子停施設に係る設備の構造および表版しの方法に関する知識 (1.5時間以上) × 機器放射線の生料に与える影響 (1.0時間以上) × 機器放射線の生料に与える影響 (1.0時間以上) × 機構放射線の生料に与える影響 (1.0時間以上) × 機構放射線の生料に与える影響 (1.0時間以上) × 機能放射線の生料に与える影響	####################################	解剖機能用に関すること ※1 ②管理環境に関するとと (1.5時間以上) × 原子停機的における作業の方法に関する地域 (2.19年の機的における作業の方法に関する地域 (2.19年の機的における作業の方法に関する地域 (2.19年の機的に対するとと ※1 ② 大きを開始 (2.19年の機能)に対するに発表が開発 (1.19年の機的に対するに発表が対象 (2.19年の機能)に対するに表表が対象 (2.19年の機能)を対象 (2.19年の機能)を対象 (2.19年の機能)を対象 (2.19年の機能)を対象 (2.19年の機能)に対するに表表が対象 (2.19年の機能)を対象 (2.19年の機能)と対する作業の方法が対象 (2.19年の機能)と対する作業の方法が対象 (2.19年の機能)と対する作業の方法が対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対する作業の方法が対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と表表が対象 (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対する作業のが表述が対象 (2.19年の機能)と対する作業の (2.19年の機能)と対する作業の (2.19年の機能)と対象 (2.19年の機能)と対する作業の (2.19年の機能)と対する体験の (2.19年の機能)と対象 (超過時間	####################################	原語機能の対応に関すること ※ 1 の単語の対応	(2) (2) 教育報報 (2) (2) (2) 教育 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	(2) 放射機業制度事業に対する政策	(2) 放射性臓器が発表が1247で (2) 対象		(日本)	大分類	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		日本語の日本では、日本におります。	日本日本の日本 1912 19	1985年 19		(2.00間によって)		Part	Appendict (1.2. 8) Province Application (1.2. 8) Provi	(1. (2)	### BERNINGSTONES MARINES MARI	Windows (1997-1997-1997-1997-1997-1997-1997-1997		Temperature Control Control	Part	### PROPRIETY CALL 10 (1995) (19	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	(1. (2001.12)		Respondence	Part Part		Participation Participat	Particular (1997)	Participation Participatio Participation Participation Participation Participation	Particular Par	March Marc	April	The content of the			日本	### (### (Part Control Co	### (1997年 1998年 1998年	1994年 19

原子力規制における検査

制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

変更前 第11章 記録および報告

(記録)

- 第321条 各課長は、表321-1に定める保安に関する記録のうち、1. および2. の記録を 保存し、3.から28.の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、 法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2. 各課長は、表321-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の 2. 各課長は、表321-2および表321-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存 作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 3. 組織は、表321-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作 3. 組織は、表321-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

記録すべき場合*1

保存期間

4. 各課長は、表321-4に定める保安に関する記録を保存する。

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)

表321-1

1. 使用前 <u>検査</u> の結果 2. 定期検査の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の 検査の時までの期間
3. 原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者 の名前	毎日1回	<u>巡視を実施した施設ま</u> たは設備を廃棄した後 <u>5年が経過するまでの</u> <u>期間</u>
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1)保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修,取替えおよび改造については,法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理,是正処置,予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の 都度	保守管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針,保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1)保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2)保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	5年間
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
8. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄 施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量 当量率	毎日1回	10年間

変更後 第11章 記録および報告

(記録)

- 第321条 各課長は、表321-1に定める保安に関する記録のうち、1、の記録を保存し、2、 から26. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定め る記録に関する事項を遵守する。
- する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 4. 各課長は、表321-5に定める保安に関する記録を保存する。

表321-1

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間
1. 使用前 <u>確認</u> の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認の時までの期間

2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1)保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2)保全の結果(安全上重要な機器等の工事については,法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名 (3)保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4)不適合管理,是正処置,未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の 都度	施設管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間
3. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理 実施計画の評価の結果およびその評価の担当者 の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の 氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針,施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	5年間
5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
6. 使用済燃料の貯蔵施設,放射性廃棄物の廃棄 施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量 当量率	毎日1回	10年間

変更真	前		変更行	後		理由
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間	原子力規制における検査
9. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度 にあっては毎日 1回,3月間の平均 濃度にあっては 3月ごとに1回	10年間	7. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度 にあっては毎日 1回,3月間の平均 濃度にあっては 3月ごとに1回	10年間	制度の見直しに伴う変 (法令等の改正に伴う変 更)
10. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量,空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	8. 管理区域における外部放射線に係る1週間の 線量当量,空気中の放射性物質の1週間につ いての平均濃度および放射性物質によって汚 染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
11. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする 1年間の線量、女子**2の放射線業務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月 1日を始期とする各3月間の線量ならびに本 人の申出等により妊娠の事実を知ることにな った女子の放射線業務従事者にあっては出産 までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量に あっては毎年度 1回,3月間の線量 にあっては3月ご とに1回,1月間の 線量にあっては 1月ごとに1回	※ 3	9. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1 年間の線量,女子*2の放射線業務従事者の4 月1日,7月1日,10月1日および1月1 日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量に あっては毎年度 1回,3月間の線量 にあっては3月ご とに1回,1月間の 線量にあっては 1月ごとに1回	※ 3	
12. 4月1日を始期とする1年間の線量が20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める 5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※ 3	10. 4月1日を始期とする1年間の線量が20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める 5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※ 3	
13. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 3	11. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 3	
14. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該 業務に就く時	※ 3	12. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該 業務に就く時	※ 3	
15. 発電所の外において運搬した核燃料物質等 の種類別の数量,その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	13. 発電所の外において運搬した核燃料物質等 の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種 類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間	
16. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量,当該放射性廃棄物を容器に封入し,また は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	※ 4	14. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量,当該放射性廃棄物を容器に封入し,また は容器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	※ 4	
17. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器 に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※ 4	15. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器 に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※ 4	
18. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止 および除去の都度	1年間	16. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止 および除去の都度	1 年間	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社 理由

原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変

変更能	前	
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間
19. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 4
20. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 4
<u>21</u> . 事故の原因	同上	※ 4
<u>22</u> . 事故後の処置	同上	※ 4
23. 風向および風速	連続して	10年間
24. 降雨量	同上	10年間
<u>25</u> . 大気温度	同上	10年間
26. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
27. 保安教育の実施日時,項目および受けた者 の氏名	実施の都度	3年間
28. 廃止措置に係る工事方法, 時期および対象 となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記 載された工事工程 の終了の都度	※ 4

※1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており、	点検・故障または消耗品の交換
により記録不能な期間を除く。	

- ※2:妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※3:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間 が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで
- いて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

发 更後							
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合**1	保存期間					
17. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 4					
18. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 4					
<u>19</u> . 事故の原因	同上	※ 4					
<u>20</u> . 事故後の処置	同上	※ 4					
21. 風向および風速	連続して	10年間					
22. 降雨量	同上	10年間					
23. 大気温度	同上	10年間					
24. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間					
25. 保安教育の実施日時, 項目および受けた者 の氏名	実施の都度	3年間					
26. 廃止措置に係る工事方法, 時期および対象 となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記 載された工事工程 の終了の都度	※ 4					

※1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の交換 により記録不能な期間を除く。

※2:妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※3:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間 が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで

※4:廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることにつ ※4:廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることにつ いて,原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

	元电闪冰1水池	放休女規止後史比較衣(〒和2年及 東北電原連第29万 <i>)</i>		果北竜刀休式芸任
変更前		変更後		理由
表 3 2 1 - 2		表 3 2 1 - 2		原子力規制における検査
(3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検索の実施に係る組織	保存期間 家 <u>溶接</u> 事業者検査 系る原子炉 <u>容器等</u> の存続する期間	記録(実用炉規則第 <u>14条の3</u> 条に基づく記録) 1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	保存期間 当該 <u>使用前</u> 事業者 検査に係る原子炉 施設の存続する期 間	制度の見直しに伴う変更(法令等の改正に伴う変更)
(8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項	<u> </u>	った後最初の法 (8) 検査の実施に係る工程管理 3条の3の13 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項		
		記録 (実用炉規則第57条に基づく記録) 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	保存期間 その原子炉施設が 廃棄された後5年 が経過するまでの 期間	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社

変更前	21/ 1/21/ 1/2		変更後	理由
表 3 2 1 - <u>3</u> ** ⁵			表321-4**5	原子力規制における検査
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 保存期間	制度の見直しに伴う変更
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後 5 年が経過 するまでの期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書	(品管規則の制定に伴う 変更)
2. 第203条4.2.1 (2) に示す文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	第203条品質マネジメントシステム計画の から(4)に定める文書 (記録を除く。) 4.2.1(1) 変更の都度 するまでの期間	
3. 第203条 表203-1に示す二次文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間		
4. 品質保証計画が要求する次の記録			2. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録	
 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録 (3) 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 原子力施設の要求事項に関連する。設計・開発のインプットの記録 (6) 設計・開発のグレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の変単の経聴認の結果の記録、および必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録 	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練子の他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(本項の他で定めるものを除く。) (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該設計開発変当性確認の結果の記録および当該設計開発変当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第29号)

東北電力株式会社

変更前			変更後		理由
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合	保存期間	原子力規制における検査
(1 1) 供給者の評価の結果の記録、および評価によって <u>必要とされた処置があればその</u> 記録 (1 2) プロセスの妥当性確認 <u>で組織が記録が必要とされた活動</u> の記録 (1 3) 業務に関するトレーサビリティの記録 (1 4) 組織外 <u>の所有物に関して、組織が必要と判断した</u> 場合の記録 (1 5) 校正または検証に用いた基準の記録 (1 6) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の <u>過去の</u> 測定結果の妥当性評価 <u>の</u> 記録 (1 7) 校正および検証の結果の記録 (1 7) 校正および検証の結果の記録 (1 8) 内部監査の結果の記録 (1 9) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録 (2 0) <u>リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の</u> 記録 (2 1) 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (2 2) 是正処置の結果の記録 (2 3) <u>予防</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年	(1 1) 供給者の評価の結果の記録、および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (1 2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (1 3) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (1 4) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (1 5) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録 (1 6) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (1 7) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (1 7) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (1 8) 内部監査結果の記録 (1 9) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (2 0) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (2 1) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録 (2 2) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録 (2 3) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	5年	制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
(23) <u>すい</u> 処直 <u>の</u> 結果の記録 ※5:表321-1 <u>および</u> 表321-2を適用する場合は,	本表を適用しない。		録 ※5:表321-1 <u>表</u> 321-2 <u>および表321-3</u> を適用する場合は、	本表を適用しない。	

変更前		変更後		理由
表 3 2 1 - <u>4</u>		表 3 2 1 - <u>5</u>		原子力規制における検査
記録項目	保存期間	記録項目	保存期間	制度の見直しに伴う変更
(中略)		(中略)		(法令等の改正に伴う変 更)
18. 定期事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	<u> </u>	18. 定期事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	その原子炉施設が廃棄さ れた後5年が経過するま での期間	
(中略) (中略) ※8:その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの	扣閉			
(省略)	<u>到间</u>	(省略)		

変更前	放休女規比変更比較衣(〒和2年度 東北竜原連弟29万) 変更後	東北竜刀株式会社 理由
次入門	Δ ΛΩ	£7.FH
附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号)	附 則(平成31年2月15日 原規規発第1902153号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号)	附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号)	
(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。	
附 則 (令和2年3月18日 原規規発第2003182 号)	附 則(令和2年3月18日 原規規発第2003182 号)	
(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 ただし、女川1号炉廃止措置に伴う変更については、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和 元年7月29日付東北電原運第15号をもって認可申請した女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、45日以内に 施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 ただし、女川1号炉廃止措置に伴う変更については、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和 元年7月29日付東北電原運第15号をもって認可申請した女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、45日以内に 施行する。	
	附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)	変更に伴う附則の追加
	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	